

自然と共に生き  
地球を大切にするまち  
しらおい



# 白老町環境基本計画



第3期（改訂版）

令和3年～令和7年

## しらおい環境のまち宣言

私たちのまち白老は、ポロトの森に代表される豊かな自然の中で、個性ある歴史と文化を育んできました。

私たちは、このかけがえのない環境を守り、将来に向けて引き継いでいく責任があります。

私たちは、ここに自然とすべての生き物が共生できるまちを目指し「環境を大切にすまち しらおい」を宣言し、次のことを実行します。

- 1 私たちは、澄んだ空気と水、そして豊かな緑を大切にし、環境にやさしいまちをつくります。
- 1 私たちは、ごみの減量化、リサイクルの推進、エネルギーの節約に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動します。

(平成16年10月17日)

## はじめに

白老町は、緑あふれる山々、清らかな川や湖、そして紺碧の太平洋など、豊かな自然環境の恵みを受けながら、先人たちが育んできた歴史・文化のもと、良好な都市環境を築き上げ今日まで維持してきました。

こうした環境は、私たちが日々の生活を送るためにはかけがえのないものであり、それらを守り、そしてさらに充実した魅力に溢れた生活環境を、将来を担う世代に引き継いでいくことが、私たちの重要な責務であるとともに、地球で生きていく全人類が取り組んでいくための共通の課題でもあると考えます。

近年の私たちの暮らしは、科学技術や社会経済の目まぐるしい発展に伴い、利便性に富んだ豊かな生活スタイルへと変化してきましたが、その半面においては、大量生産、大量消費、そして大量廃棄型の社会経済活動を生みだし、身近な生活環境への悪化や地球的規模の環境問題を引き起こし、将来の世代にも影響を及ぼす大きな問題となっています。

そこで私たちは、次世代に恵み豊かな環境を継承していくためにも、一人ひとりが環境に適合するよう日常生活のスタイルを速やかに変えていき、地球規模で考え地域規模で実践するという営みを、より一層強く求めていかなければなりません。

白老町では、「白老町環境基本条例（平成16年9月）」の制定を基に「白老町環境基本計画（第3期）」を策定し、環境保全への取り組みを進めてきました。

この間、社会情勢は大きく変化しており、国際的には、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、新たな気候変動対策に関する法的文書として「パリ協定」が採択されるとともに、国連総会では持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

今回、こうした社会情勢の変化に対応し、将来にわたって持続可能な社会環境を目指すため、このたび「白老町環境基本計画（第3期）」の中間見直しを行う運びとなりました。

本計画については、白老町の魅力あるまちづくりを環境面から推進し、町民、事業者、行政が一体となり、「自然と共に生き 地球を大切にすまち しらおい」の具現化に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月



白老町長 戸田 安彦

# <<< 目 次 >>>

## 第1部 基本計画編

### 第1章 はじめに

1-1	環境問題の背景	5
1-2	計画見直しの視点	7
1-3	計画策定の経過	9

### 第2章 基本的事項

2-1	計画の位置づけ	11
2-2	計画の対象	13
2-3	計画の期間	14
2-4	しらおいの環境の現状と課題	15

### 第3章 基本構想

3-1	白老町がめざす環境像	31
3-2	環境の基本目標	32
3-3	各主体に期待される役割	38

### 第4章 計画の推進に向けて

4-1	計画の推進体制	40
4-2	計画の進行管理	42

## 第2部 実施編

### 第5章 施策の体系と取り組み

5-1	施策の体系	45
5-2	SDGsの目標との関係性	47
5-3	施策の取り組み	51

## 第3部 資料編

### 第6章 しらおいの現況

しらおいの現況について	75
-------------	----

### 第7章 参考資料

参考資料	96
------	----

# 第1部

# 基本計画編

---

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

# 第1章 はじめに

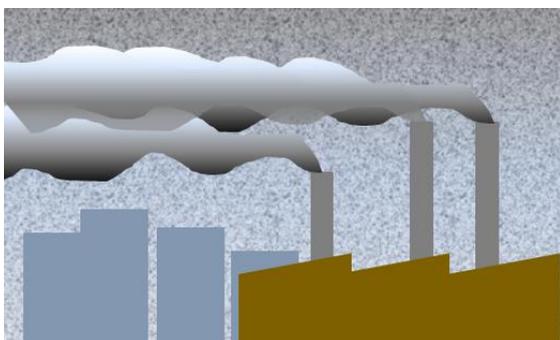
## 1-1 環境問題の背景

わが国は、昭和30年(1955年)から昭和50年(1975年)にかけて、めざましい経済の成長をとげてきましたが、その一方では、大気汚染や水質汚濁などの産業型の公害や自然破壊などの深刻な社会問題を生み出しました。そのため、国や地方公共団体では、法規制によるさまざまな対策を行い、また、公害を防止する技術の発達や企業の努力もあり、産業型の公害に対する施策は一定の効果をあげてきています。

その一方では、人や経済の活動が都市に集中することで、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムやライフスタイルの変化により、自動車からの排ガスの大気汚染や家庭排水からの河川・湖沼・海域の水質汚濁、廃棄物の増加など、都市型・生活型の公害が新たな環境問題として生じてきました。

また、身近な生活環境に対する意識も大きく向上し、環境問題・公害解決に向けた動きも活発化し、環境に求められる「質」そのもの自体の高さも求められるようになってきたところです。

こうした状況もあり、平成5年(1993年)には環境基本法が成立し、「環境の恵沢の享受の継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「国際協調による地球環境保全の積極的推進」という基本理念が示され、国・国民・事業者など全てが環境に対する取り組みに大きく前進をしてきたところです。



最近の環境問題は、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・野生動植物の絶滅危惧のほか、中国での大気汚染(PM2.5)問題、そして、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災では、これまで安全安心とされていた原子力発電所からの放射能漏れ事故という非常に大きな環境問題が発生し、地球規模での課題の広がりを見せています。

この環境問題は、経済活動に伴う過剰な資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、生態系の微妙な均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失という形で顕在化している。今こそ、自然の摂理と共に生きてきた先人の知恵も受け継ぎつつ、新たな文明社会を目指し、新しい試みに挑戦し、イノベーションをあらゆる観点から積極的に生み出す取り組みを強化することにより、SDGsを踏まえた持続可能なものへと変えていくことが求められています。

第五次環境基本計画（環境省）において、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会」の実現と位置づけました。また、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」、「国土のストックとしての価値の向上」、「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」、「健康で心豊かな暮らしの実現」、「持続可能性を支える技術の開発・普及」、「国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築」など、分野横断的な6つの重点戦略を定めました。

また、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保、自然共生、環境リスクの管理（水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策）、基盤となる施策（環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・学習等）、東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害の対応については、重点戦略を支える環境政策として揺ぎなく着実に推進していくこととされました。

### 地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮  
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成  
→地域の特性に応じて補充し、支え合う



環境省 第五次環境基本計画より

世界的に増加した人間活動は、利便性や経済的な豊かさを求めると同時に私たちの住む地球に深刻な影響を及ぼすようになり、地球温暖化、オゾン層破壊や酸性雨、野生生物種の減少などのさまざまな環境問題を生み、これらは地球環境全体の持続性に関わる問題として考えていかなければなりません。良好な環境を確保し次世代に引き継いでいくためにも、全ての人々が互いに協力しながら責任と役割を果たし、日常生活と経済活動の両面から環境に配慮した取り組みを進めることが必要と考えられています。

## 1-2 計画見直しの視点

### ①持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が、平成27年（2015年）の国連総会で採択されました。SDGsは平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



（資料：国連広報センター）

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 貧困をなくそう            | 10. 人や国の不平等をなくそう       |
| 2. 飢餓をゼロに             | 11. 住み続けられるまちづくりを      |
| 3. すべての人に健康と福祉を       | 12. つくる責任 つかう責任        |
| 4. 質の高い教育をみんなに        | 13. 気候変動に具体的な対策を       |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう      | 14. 海の豊かさを守ろう          |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に      | 15. 陸の豊かさも守ろう          |
| 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に       |
| 8. 働きがいも経済成長も         | 17. パートナースhipで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう    |                        |

## ②パリ協定

地球温暖化に関する動向としては、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が平成27年（2015年）に採択され、平成28年（2016年）11月に発効されています。

パリ協定は、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、日本を含むすべての気候変動枠組条約加盟国が、温室効果ガスの排出削減のための取り組みを強化することが必要としています。

しかし、その後の科学的知見の積み重ねを受けて、気候変動によるリスクを抑制するためには1.5℃に抑えることがより重要であるという認識に移りつつあります。

令和3年（2021年）10月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、世界の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えるための削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、実質的に世界の気候変動対策の基準が、事実上「1.5℃」にシフトしています。

## ③改正地球温暖化対策推進法

国はパリ協定に定める目標を踏まえ、令和2年（2020年）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

このことを基本理念として地球温暖化対策推進法に明確に位置付けるのに加えて、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再エネを活用した脱炭素化の取り組みや企業の排出量のデジタル化・オープンデータ化の推進が位置づけされました。

この法律改正を受けて、令和3年（2021年）年10月に地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画となる「地球温暖化対策計画」を改訂しました。

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の長期目標に加えて、中期目標として2030年までに温室効果ガスの2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦することとしました。

## 1-3 計画策定の経過

白老町は、先人が築き上げてきた歴史と文化と豊かな自然が調和した環境を有し、私たちはその恩恵をうけ、緑とうるおいのある空間を楽しみながら生活してきました。しかし、私たちの周囲にあるさまざまな環境は、時代の背景における社会経済システムやライフスタイルなどが要因となり、多くの環境問題を発生させてきました。

このような環境問題に取り組むために、白老町の自然的、社会的条件に関する環境情報を総合的に把握し、長期的な視野に立った望ましい環境のあり方を明らかにし、それを実現していくための基本となる計画（「白老町環境基本計画（第1期）」）を平成10年(1998年)10月に策定しました。

第1期計画は、白老町の個性、環境、さまざまな自然資源を大切にし、町民が豊かな自然環境の中でいっそう快適に暮らせるようなアメニティ（快適な環境）あふれる健康づくりを進め、元気まち運動と連動を図りながら「北海道にある元気まち」を目指すため、5年間の期間を定め環境目標に向けて施策を推進してきました。

平成16年(2004年)9月、誰もがしあわせを実感でき、心の豊かさと優しさに満ちた元気で魅力あふれるまち『しあわせを感じるまち』を理念とした「第4次白老町総合計画」が策定されました。また同時に、白老町民がお互いに協力し、自ら参加して良好な環境の保全と創造に積極的に取り組むことを目的として「白老町環境基本条例」が制定されました。

このことから、環境施策において、環境基本条例における環境保全の理念を土台とし、総合計画の分野別の施策大綱「1. 生活・環境の向上」と連動を図り、まちづくりの基本的な理念と将来像を具体化する必要が生じてきたことから平成18年(2006年)1月には、「白老町環境基本計画（第2期）」を改定し、新たな環境施策の目標などを設定してきたところです。

第2期計画では、総合計画に掲げる「しあわせを感じるまち」の実現を目指したまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境を保全し、地球に優しい環境を後世に伝えていくために身近な自然を大切にし、ごみの不法投棄の撲滅、さらには町民の主体的な環境活動の組織化（環境町民会議）など、「人と自然が共生できる循環型社会の形成を目指すまち-しらおい」とした環境政策を推進し、住民の環境に対する関心を高めていくこととしました。

21世紀は「環境の世紀」ともいわれ、住民、事業者、行政などのあらゆる行動主体が「参画と協働」のもとに、公害の防止、自然環境の保全、よりよい生活環境の創造、さらには地球環境を保全するために、社会経済活動や生活様式を含めた社会全体の価値観を地球・自然環境への負荷が少ないものに変革するなど、具体的な行動を進めることがこれまで以上に求められ、環境問題それぞれの主体が対応すべき課題に対し、「白老町環境基本計画（第2期）」を策定して取り組んできたところです。

具体的には、住民、事業者、行政が早期に取り組むべき行動や内容を検討し、次期総合計画までに実現する目標を示しました。そして、この目標に向かってそれぞれが取り組み、環境に対する関心が広がるとともに、一定の成果を上げてきました。

平成24年(2012年)10月からは、まちづくりの基本となる「第5次白老町総合計画」がスタートしており、環境基本計画においても、基本構想・基本計画・実行計画の進捗状況と密接な関連性を持ち、近年のめまぐるしく変化する地球環境問題をはじめとしたさまざまな環境施策に対応するため、平成28年度に「白老町環境基本計画（第3期）」を策定しましたが、社会情勢の変動など環境に対するさまざまな問題に対応するため今回見直すものです。

#### ◇ 国・北海道・白老町の環境基本計画に関する動向

	国	北海道	白老町
平成5年	環境基本法		
平成6年	第1次環境基本計画		
平成8年		北海道環境基本条例	
平成10年		北海道環境基本計画（1次）	白老町環境基本計画（1期）
平成12年	第2次環境基本計画		
平成16年			白老町環境基本条例
平成18年	第3次環境基本計画		白老町環境基本計画（2期）
平成20年		北海道環境基本計画（2次）	
平成24年	第4次環境基本計画		
平成28年			白老町環境基本計画（3期）
平成30年	第5次環境基本計画		
令和3年		北海道環境基本計画（3次）	

## 第2章 基本的事項

### 2-1 計画の位置づけ

白老町では、平成16年9月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する理念などについて定めた「白老町環境基本条例」を制定しています。本計画ではこの条例に掲げられた基本理念と、環境基本条例第8条に基づいて策定するものです。

「白老町環境基本条例」では、人間の活動に伴う環境への負荷影響、地球環境の保全や公害問題など、今日の環境問題を踏まえ、良好な環境保全及び創造並びに快適な環境の維持を、町民、事業者および白老町がともに推進し、現在及び将来の世代が良好な環境の恵沢を享受できるよう、将来にわたり維持・向上することを目指しています。

#### ○「白老町環境基本条例」

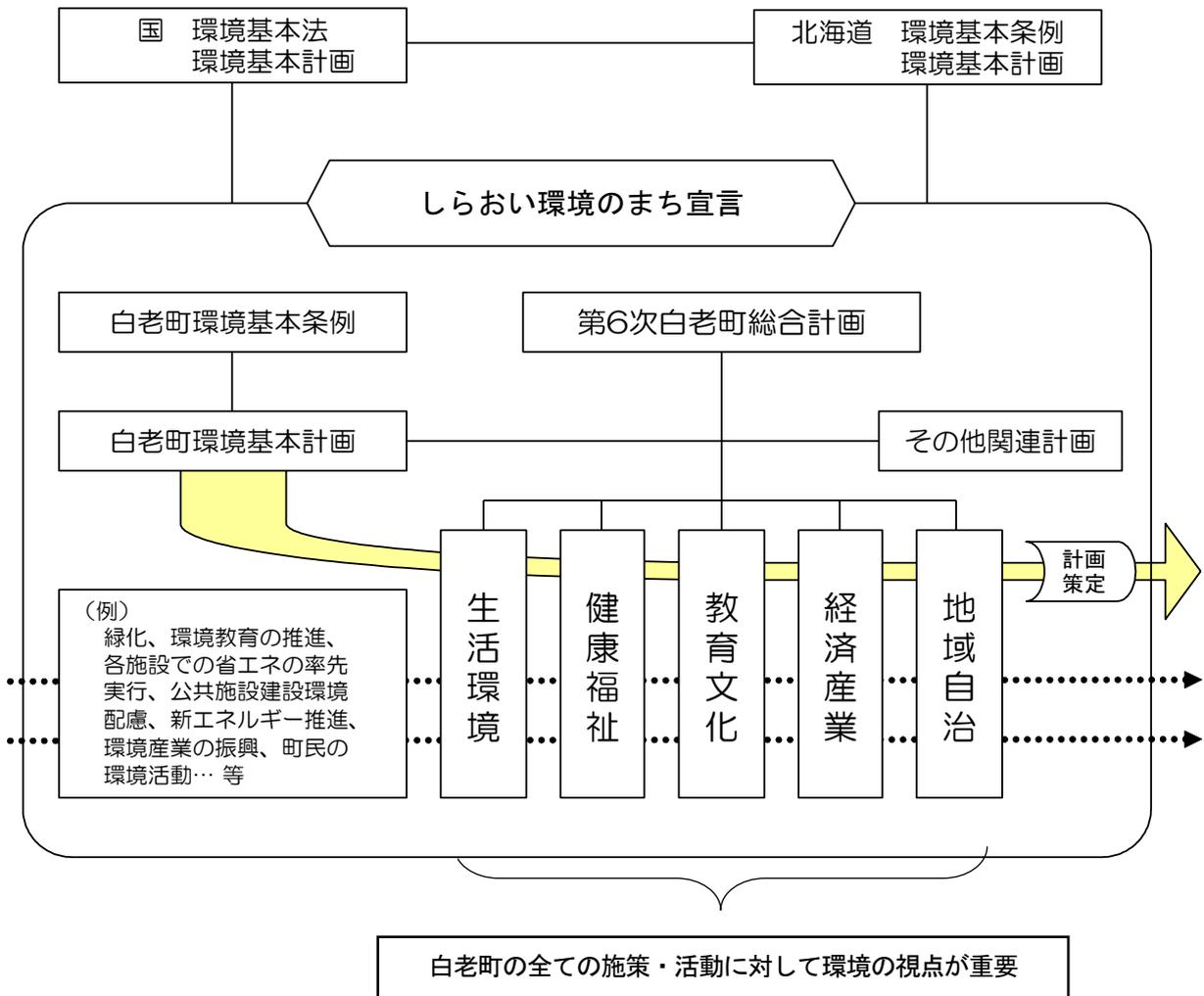
(基本的な考え方)

- 第3条 環境の保全と創造は、環境の恵みを現在と将来の町民が享受できるとともに、良好な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくるために、町、事業者と町民が、それぞれの責任と義務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組まなくてはなりません。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、町、事業者と町民それぞれが自分の問題として考え、日常生活や事業活動において積極的に推進しなければなりません。

本計画は、白老町における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像への目標を示し、町民、事業者、行政（町）のそれぞれの役割を明確にし、「第6次白老町総合計画」と連携し、望ましい環境像の実現をめざすための環境マスタープランです。



「白老町環境基本条例」に基づいて策定される本計画は、「現在と将来の町民が、健康で文化的な生活を営む」ことを目的とし、町の環境保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくためのものであり、「第6次白老町総合計画」の各分野別における横軸となる「横断的制約計画」に位置づけられ、本町の各部署で行なわれる事務・事業は、本計画との整合性を図りながら取り組みを推進していく必要があります。



## 2-2 計画の対象

「環境」ということばは、自然環境、教育環境、安全環境、快適環境、職場環境などのように、いろいろなことばに組み合わせたり、造語として違和感なく使われています。

このように、幅広く使われている「環境」ですが、本計画の対象とする範囲は、「白老町環境基本条例」で示す内容及び将来の環境変化を踏まえて、可能な限り幅広く捉え、現在だけでなく将来世代に及ぶ環境までを視野に入れて考えることとし、具体的には次に示す範囲を対象としています。

### (1) 対象とする環境項目

項目	具 体 例
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー対策など
循環環境	ごみの適正処理と発生抑制、資源循環など
自然環境	みどり、水環境、生態系、生物多様性など
生活環境	景観、大気、水質、騒音、振動、悪臭、災害対策など
環境教育	環境教育、環境情報、団体・事業活動、歴史・文化など

### (2) 対象地域

計画対象とする地域は、白老町の行政区域全体を対象地域とし、地形、流域、生態系など、それぞれの地域特性にそった環境保全を進めます。また、国や北海道、近隣自治体など広域的な取り組みが必要とされる課題や施策については、関係機関との連携を図り推進していきます。



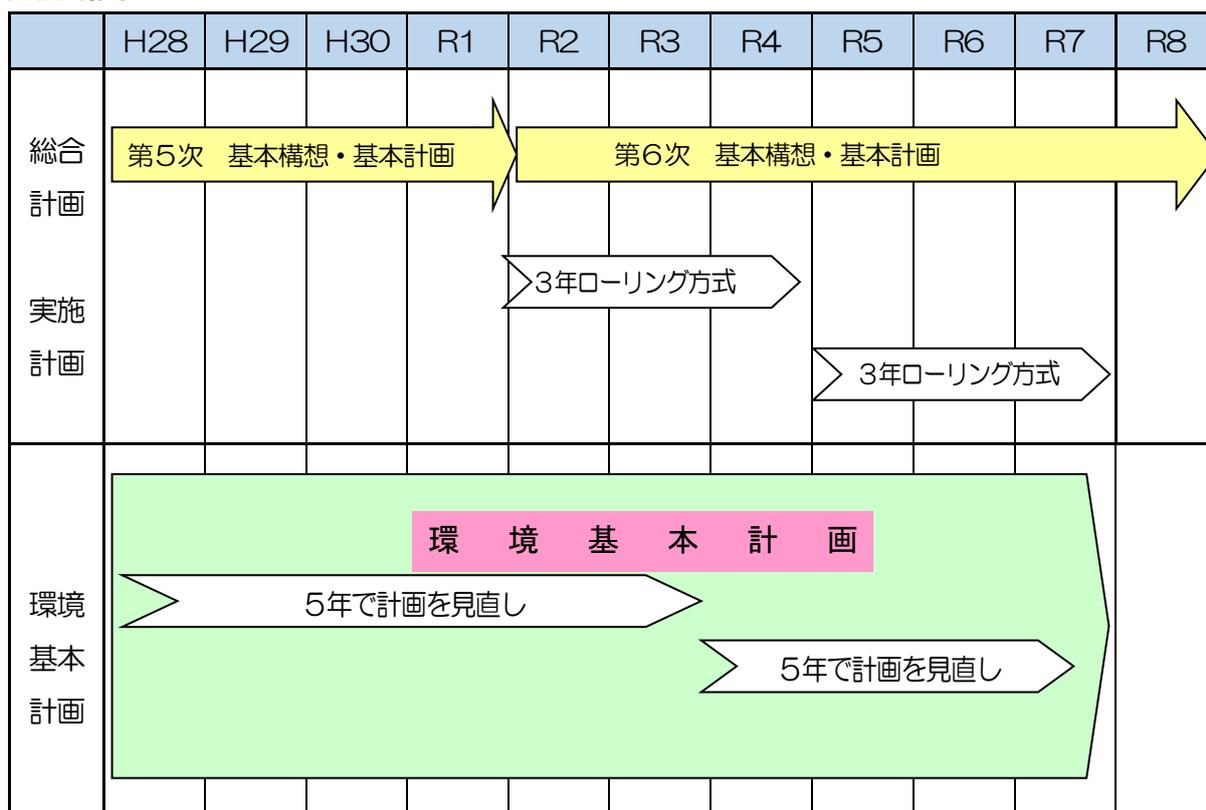
## 2-3 計画の期間

「白老町環境基本計画（第3期）」は、自治体の将来像とまちづくりの目標を明らかにする「第6次白老町総合計画」との整合性も必要であり、長期的な目標と将来展望を視野にいれ、平成28年度から概ね10年間を対象期間とします。

環境の保全と創造は、目先の事象にとらわれないよう、まち全体を長期的な視野にたっで行なわれることが非常に大切であり、環境の保全と創造を担う「人」が育ち、その「しくみ」を形づくっていくのには、とても長い時間がかかるからです。

ただし、社会情勢の変動など環境に対するさまざまな問題に対応できるように、計画期間内においても必要に応じて計画を見直すこととしていきます。

### 計画期間のイメージ



第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進

第5章 施策の体系と取り組み

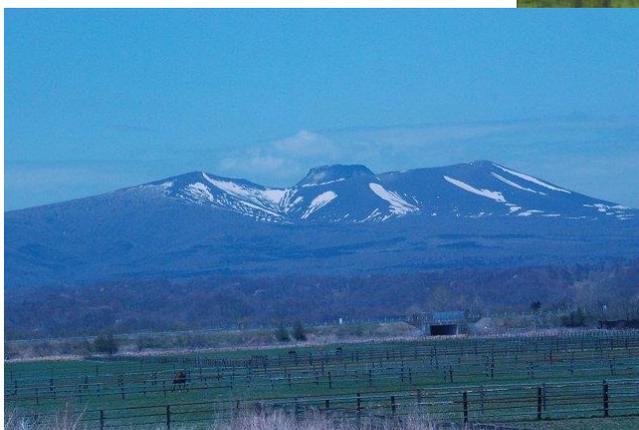
第6章 現しらいの

第7章 参考資料

## 2-4 しらおいの環境の現状と課題

白老町においては、ここ数年大きな環境破壊となる公害発生は見受けられませんが、環境問題全体から見ると、わたしたちの生活はさまざまな環境破壊と隣り合わせといえるため、環境の保全と向上についての取り組みを強めていかなければなりません。

まちの環境の現状を整理し、望ましい環境像の実現に向けた環境目標と、解決するべき課題について検討し、取り組んでいきます。



# 1 白老町の概況

(第3部 第6章より抜粋)

## (1) 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、総面積 425.64 k m<sup>2</sup>、東西 28 k m、南北 26.4 k mの行政区域を有しています。東は苫小牧市、西は登別市、南は太平洋をのぞみ、北部は千歳市、伊達市大滝区、壮瞥町に接しています。

主要交通幹線は、海岸線沿いの国道 36 号に平行し道央自動車道が通り、それと交差するように南北方向には主要道道白老大滝線が通っています。

また、鉄道は JR 北海道室蘭本線（駅 6 箇所）が東西に町を貫いているほか、地方港湾白老港が整備されているなど交通アクセスに恵まれています。

## (2) 地勢

町の南東から南西にかけては太平洋沿いに広がる平野で、東端から別々川・社台川・白老川・ブウベツ川・ウヨロ川・フシコベツ川・敷生川・メップ川・アヨロ川など数多くの水量豊かな中小河川が流れ、その流域の平野部には人家が集まり市街地を形成しています。また、北東から北西にかけては、樽前山 (1,041m)・白老岳 (968m)・ホロホロ山 (1,322m)・オロフレ山 (1,231m) などが連なり、山岳地帯の大部分は国有林です。これらのほとんどが支笏洞爺国立公園に属し、倶多楽湖・ポロト湖など、自然環境に恵まれた町です。

## (3) 気候

本町の気候は、北海道内では比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域です。

過去 10 年における平均気温は年平均 8.0℃程度で、最高気温は 32.4℃、最低気温が -18.4℃となっています。

風向きは、春から夏にかけて西風と南風、秋から冬にかけては北西の風が多く、風速は年平均 2.75m/s です。6 月から 8 月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となりますが、秋は長く安定した気候が続きます。

降水量は年平均 1,455.5mm と比較的多く、中でも山間部に位置する森野地区は道内でも有数の集中豪雨地帯としても知られており、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は降水量が極めて少ない状況となっています。

## 2 白老町の環境をとりまく現状

(関連資料は第3部 第6章に掲載)

### 1. 地球温暖化対策とエネルギー資源対策

#### (1) 地球温暖化について

##### ① 地球温暖化

環境省報告書の「地球温暖化の日本への影響」によれば、今後100年間の気温上昇が、南日本で4℃、北日本で5℃と予測されています。

温暖化による海水面積の減少や、動植物の生息域の移動等による自然環境への影響が既に現れつつあるとされており、温暖化の進行により、水資源・農林水産業・生態系・沿岸域・エネルギー・健康等の広範にわたるさまざまな分野で影響が生じると予測されています。

寒冷地で生活する私たちは、以前と比べて暖かくなり過ごしやすくなっているため、普段の生活の中では気付きにくいことですが、地球の温暖化は、人類の生存基盤に大きな影響を及ぼす可能性のあることだと十分に理解する必要があります。

地球の平均気温は、大気中の温室効果ガスが地表から放出される赤外線を吸収することにより15℃に保たれています。人間活動の拡大によって、温室効果ガスの濃度が高まり、赤外線をより多く吸収し気温が上昇します。このことを地球温暖化といいます。

平成28年度の道民1人あたりの温室効果ガス排出量(13.1t-CO<sub>2</sub>/人)は、全国1人あたりの温室効果ガス排出量(10.3t-CO<sub>2</sub>/人)の約1.3倍となっており、早急な対策が求められています。

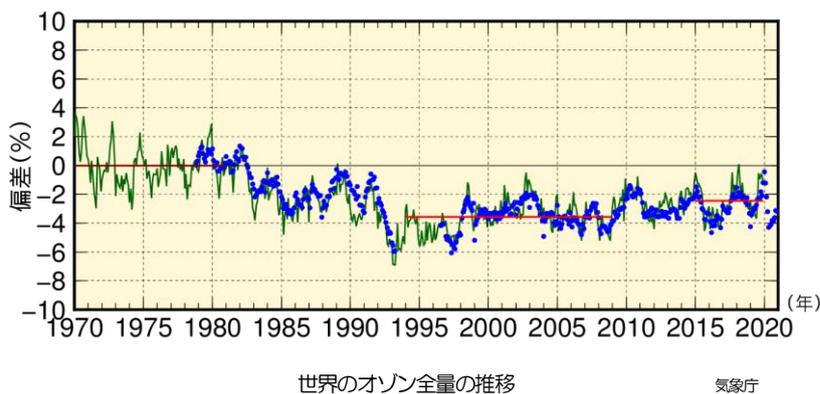
今後、町民・事業者・行政が協力し、今まで以上に地球温暖化の防止に向け、「できるところ」から、こつこつと計画的に取り組むことが必要です。

##### ② オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしていますが、このオゾン層がフロンなどの人工の化学物質により破壊されています。

オゾン層を破壊するフロンは、冷蔵庫・自動車のエアコンの冷却材、整髪剤・自動車のエアバックの噴射剤に使用され、これらを廃棄・破碎したときにフロンが大気中に放出され、オゾン層を破壊するのです。

現在は「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」などが施行され、廃棄する場合の引取り・適正処理のシステムが確立していますが、依然として不法投棄による不適切な処理も後が絶えず、こうしたことが繰り返されることによって、オゾン層の破壊と地球環境の悪化につながることへの周知や理解を深めることが必要になっています。



オゾン層の破壊は今も続いています。

オゾン層は、1980年代から90年代前半にかけて、地球規模で大きく減少しました。その後、減少傾向が緩やかになっていますが、1970年代と比較すると現在も少ない状態が続いています。

### ③ 酸性雨

酸性雨（酸性雪を含む）とは、石油などの化石燃料などを燃焼したときに発生する硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪などで国境を越えて影響があり、国際的な環境問題となっています。

酸性雨が降ると、湖沼、河川、土壌の酸性化を引き起こし、森林や農作物の枯死のほか、建築物・文化財などへの影響や健康被害などが生じます。

日本では、欧米とほぼ同程度の酸性雨が継続的に観測されており、白老町においても、国や北海道の調査結果の収集に努めるほか、主要な発生源である工場・事業所や自動車対策の推進と、町民が取り組むことが可能なことを検討していく必要があります。



## (2) エネルギーの有効活用

### ① 資源エネルギー

白老町では、温泉旅館・ホテルなど観光資源として温泉が広く活用されているほか、全国の有名温泉地と異なり源泉数が非常に多く、昭和40年から50年代にかけて温泉付分譲地が各地区に多数造成されていることも特色です。

こうした温泉付分譲地では、温泉は浴用のほか、エネルギー資源として家庭や花卉栽培の暖房用にも有効活用されています。かつては、ほとんどの源泉で自噴していましたが、現在は全て動力により汲み上げている状況であり水位や湧出量の変化に注意していく必要があります。

また、温泉排水の大半は処理をしない状態で公共用水域に排出されている実態にありますが、現在のところ河川の水質基準を超える状況ではないことから、今後も定期的な調査と生活排水対策としての検討が必要です。

### ② 地域エネルギー

近年、エネルギーの供給量は生活の向上、OA機器の普及などによって年々増加傾向にあり、特に北海道では、冬期間における暖房用エネルギーの消費が多いことから全国と比較して高い傾向にあります。

白老町では、平成12年3月に本町における新エネルギーの賦存状況を調べ、地域におけるその導入の可能性や具体的なプロジェクトを整理した「地域新エネルギービジョン」を策定しています。

ビジョンでは、環境負荷の低減や地球環境保全を視野に入れ、太陽光・風力発電・温泉熱・工場廃熱など8つのエネルギーの現状の把握を行った上で、工場廃熱を利用した5つのプロジェクト事業を示しており、計画的に進めるための推進体制を含めた具体的な検討が必要です。

## (3) 地産地消と地球温暖化

白老では、食材王国・スローフードの取り組みが始まっていますが、その取り組みの重要な考え方は「地産地消」です。これは、地元で生産された水産品や農産品を地元で消費する運動ですが、安全な食品を提供するためには、水や空気などの安全性を確保する環境が必要です。

さらに、道外や国外から運ばれてくる魚や肉はその輸送過程で、膨大な重油などの燃料を消費して搬入されてきます。地元で獲れたものを食するという事は、結果として燃料の消費に伴う二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化の防止にも役立つこととなります。

## 2. 廃棄物処理と資源の循環利用の促進

### (1) 廃棄物処理

#### ① 一般廃棄物

白老町の一般廃棄物処理の排出量は、平成12年度のごみの有料化以降、全体では減少傾向にあります。家庭系ごみについては、近年ほぼ横這いの状況で推移しています。

また、不法投棄のごみなどの回収量は、近年やや減少傾向にあります。継続して、パトロールによる監視などの対策が必要です。



#### ② 一般廃棄物（し尿処理）

昭和44年に白老処理場（し尿処理施設）が完成し処理を行うとともに、浄化槽の普及推進に努めており、昭和49年には白老下水道終末処理場が供用開始されています。

し尿の受入量は、近年下水道施設の整備と区域拡張に伴い減少傾向にあり、また、施設の老朽化にともない令和2年7月より、汚水処理施設共同整備（MICS）事業により下水道と共同処理を実施しております。それに伴い、し尿処理施設は解体することになっています。

#### ③ 産業廃棄物

産業廃棄物は、産業活動の進展と消費の拡大に伴い大量に発生していますが、廃棄物処理法では、排出事業者が自ら処理するか、産業廃棄物処理業者に委託して処理することになっています。

白老町内の産業廃棄物処理施設は、安定型最終処分場・管理型最終処分場・遮断型最終処分場と、破砕・乾燥などを行う中間処理施設、肥料の製造を行う事業所が稼働しています。

白老町では、「産業廃棄物処理施設設置等に関する指導要綱」を定め、事業者と公害防止協定を結ぶなど、適正な処理の確保に努めています。

## (2) 資源の循環利用促進

### ① リサイクル

白老町では、全町内会を含めた各団体が白老町3R推進協議会に登録し、リサイクルの推進・啓発、フリーマーケットの開催、古紙の回収などの活動を行っています。

また、コンポスト購入費の助成を実施し、ごみの減量化の大きな役割を果たしています。

産業廃棄物の処理にもいえることですが、従来各種の廃棄物は「ごみ」と考えられ、そのほとんどは「埋める」か「燃やす」とされて処理していました。

しかし、循環型の社会をつくるためには、「ごみ」として埋めたり焼いたりするのではなく、「原料」としてのリサイクルが重要です。特に海洋プラスチック・気候変動等の問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化を契機として、プラスチック類のリサイクル強化の重要性が増してきており、日本国内においても令和4年4月1日に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、廃プラスチックの「3R+Renewable」を推進する動きが活発化しています。

例えば町内では、瓦礫を破砕して路盤材にしたり、木屑をチップ化したりする中間処理施設が既に稼動しています。経済活動が活発になり生活が豊かになることにあわせて廃棄物も発生します。廃棄物を埋め立てて処分する施設も白老にはありませんが、今後は廃棄物を「埋める」・「燃やす」だけではなく、できるだけ原料として利用するリサイクル型の産業が必要になります。



不用品をフリーマーケットに出店し

リサイクル活動を行っている様子

また、畜産業や漁業・水産加工業といった第1次産業から発生する家畜ふん尿や魚介残渣の堆肥化に取り組んでいます。

今後は、町内の採草地・畑と施肥量の均衡を考慮しながら第1次産業から排出される廃棄物の有効利用についても産業化していく必要があります。

### 3. 自然環境保全への課題

#### (1) 自然環境（みどり）

##### ① 森林

白老町は総面積の約8割を森林が占めており、非常に多くのみどりに恵まれた環境にあります。

白老町では、「白老町森林整備計画」に基づき、町有林・私有林の森林整備を推進していますが、国有林が森林面積の過半数を占めていることから、国と連携協力した森林の保全に努めなければなりません。

竹浦・虎杖浜地区の一部は、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊のおそれがあることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が必要です。

社台・白老地区は、天然の広葉樹林が広く分布し、滝などの自然景観に優れており、特にポロト湖周辺の自然林は町民の憩いとふれあいの場となっているほか、天然の大径木も多く残っていることから、今後も保全に努めることが必要です。

なお、林業従事者は、ここ30年で大幅に減少しています。森林は、まちの緑の骨格を成し、防災機能にも大きな影響を及ぼすことから森林の保全を担う人材の確保と育成が必要です。

##### ② 農地

白老町の農業は、牛・馬・鶏・豚による畜産が主体のため、農地の多くは牧草地として利用しています。

農地は、保水性に優れ防災機能を有するほか、景観形成機能や環境保全機能を持つことから、自然環境の面からも農地の保全に努める必要があります。

近年の農家戸数・耕地面積はいずれも減少傾向にあり、農業経営者の確保や農地の維持管理が課題になっています。

##### ③ 自然公園地域

白老町の北部山岳地帯は、自然公園法に基づく支笏洞爺国立公園に指定され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進が図られています。



#### ④ 自然環境保全地域

白老町内には、自然環境保全法に基づく各自然環境保全地域や北海道が定める自然環境保全地域には指定されていませんが、平成元年に北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」の中において、「すぐれた自然地域」として支笏湖周辺地域及び登別周辺地域の指定と、「身近な自然地域」として、ヨコスト湿原を含めた15ヶ所が指定されています。

「身近な自然地域」には、市街地周辺に残された貴重な自然が残っている場所があり、今後も保全を図ることが必要です。

#### ⑤ 公園・緑地

白老町の公園については、「白老町都市計画マスタープラン」において、町内の緑地の保全と緑化の推進に関する施策の方針が示されています。

これまで海岸や河川の水辺は、どちらかといえば治水対策に主眼を置いた整備がされてきましたが、町民団体による水辺空間の維持・保全活動が活発になってきたことも考慮し、今後は、親水の観点から改めて水辺環境を整備することが必要です。

また、公園緑化については、過去10年間に大きな変化は見られませんが、市街化区域においてはわずかな減少傾向にあります。

白老町内では、花とみどりの会を中心に、まちを花で飾る活動が進められており、町内会・学校・各種団体・企業などで構成された団体で、植樹祭や花壇整備・花壇コンクール・ガーデニングコンテストなど、町内各所で花壇やプランターによる、「季節の花」でまちを飾り、彩りを与えています。

#### ⑥ 街路樹

白老町では、まちに彩りをもたらし、騒音の緩和にもなる街路樹の整備を計画的に進めています。

白老の町道には、ナナカマド、クロマツなどを植樹していますが、大きく育った街路樹が繁茂し張り出した枝や落ち葉対策など、街路樹の維持・管理など行政と住民が協力する環境づくりへの対策が必要です。



## (2) 自然環境（生物多様性）

### ① 自然環境調査

白老町は、北側の森林地帯と南側の太平洋に囲まれ、豊富な水が流れる河川と緑豊かな自然環境に恵まれています。また、渡り鳥の中継地でもあり、様々な野生動物や貴重な植物が生息・生育しています。

町内では、平成2年度に実施された「白老町自然環境基礎調査」（しらおい自然研究会）以降全町にわたる自然環境調査は行われていませんが、平成6年度の「林業構造改善事業」指定の際に行われた調査結果として、「白老町の動植物の目録」が報告されています。

平成15年度には「しらおい水と緑のネットワーク」がポロト湖水系を中心とした魚類調査を行い「白老の淡水魚」を報告、平成18年度には「ウヨロ環境トラスト」がウヨロ川中下流域の自然環境調査を実施しており、平成22年度には白老町と町内の自然保護団体等が協力し、ヨコスト湿原の保全環境調査が実施され、希少生物が複数確認されたほか、さまざまな野生生物種の生息や生態を知る機会が得られました。

今までの調査結果をデータベース化していくとともに、今後も町民団体と行政が連携し、継続して自然環境の調査を行う必要があります。

### ② 町内に生息する希少生物

白老町内には、鳥類で「オジロワシ」、「オオワシ」、「クマタカ」、植物では「メハジキ」、「サルメンエビネ」、「クマガイソウ」など、絶滅危惧種として北海道レッドデータブックに登載されている種が複数確認されており、昆虫においても「オオアオイトトンボ」、「マダラヤンマ」、「ナツアカネ」など希少種に登載されている珍しいトンボも確認されています。

このほか「シラオイエンレイソウ」、「シラオイハコベ」といった「シラオイ」の地名が付いた植物が生育しています。

### ③ アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物

平成15年度に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行った「アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物に関する調査」では18種の動物の調査と平成19年度に白老町が実施した「アイヌの有用植物分布調査」では47種の樹木類と49種の草木類の調査を行っており、こうした動植物の保全活動が必要です。

#### ④ 有害鳥獣・害虫駆除

白老町では毎年、農業・林業への被害防止や公衆衛生の確保を目的に、有害鳥獣・害虫の駆除を行っています。

カラス、キツネともに有害鳥獣駆除員による駆除が行われていますが、駆除要望件数は増加傾向です。

エゾシカについては、例年秋に北海道と猟友会が連携しエゾシカライトセンサス（夜間に実施する頭数調査）を実施していますが、個体数は年々増加傾向にあり、農業被害の防止のため猟友会および鳥獣被害対策実施隊による駆除が行われています。

特定外来種のアライグマは、北海道「アライグマ対策行動計画」で「野外からの排除」を最終目標としており、白老町全域でも年間約170頭の駆除を実施しているなど、今後も完全排除に向け継続した捕獲に努める必要があります。

スズメバチは、夏季を中心に年間約100件以上の駆除要望があり、町職員による駆除を実施しています。

#### ⑤ 鳥獣保護

白老町内では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、森林鳥獣の生息地とする鳥獣保護区を北海道が指定しております。

また、傷病鳥獣などの保護については、鳥獣保護員との連携を図り実施しています。

### (3) 自然に親しむ意識の向上と機会づくり

白老町の森林をはじめとする豊かな自然は、様々な法制度を通じて守られていますが、倶多楽湖、ポロト湖、ヨコスト湿原などの豊かな自然をみんなの財産として共有する意識が必要です。

自然を直接保護する取り組みも重要ですが、町民一人ひとりが自然を見て感じ、白老町の自然の特性を把握するため、ふれあいの機会を増やすことへの対策が重要です。

平成29年・令和2年には、ヨコスト湿原の看板（ヨコスト湿原友の会作製）を設置しました。



## 4. 公害への課題

### (1) 公害の監視体制

#### ① 大気汚染

白老町には、北海道が設置している大気汚染観測局が設置されており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などを測定しています。

この10年間では、二酸化硫黄及び二酸化窒素は環境基準値以下でしたが、浮遊粒子状物質が基準を超過した年度があり、「黄砂」の影響と思われます。

近年では、中国大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）の飛来も道内で観測されていることから、今後は更に注意が必要です。

#### ② 騒音・振動

白老町における騒音・振動問題に関しては、大きな公害に発展するものは発生していませんが、環境騒音測定・自動車騒音測定のほか、公害防止協定を結ぶ事業所を対象に定期的な騒音測定を実施しています。

環境騒音測定や事業所の測定結果については、概ね基準値以下となっておりますが、国道36号の沿道自動車交通騒音測定については環境基準値を超え、ほぼ毎年わずかに要請限度を超えている状況になっており、今後も定期的な調査と監視が必要です。

また、住宅の密集する区域においては、生活騒音や振動による苦情が発生した都度、発生源となる事業者等に対し要請を行うことで事態は終息しておりますが、完全な防止については人それぞれの騒音・振動の感じ方に違いがあるため、対応はとて難しい状況です。

#### ③ 悪臭

白老町では、公害防止協定に基づく事業所からの測定報告のほか、町内の5事業所を対象に悪臭測定を実施し、悪臭の監視を行っています。

この10年間では、概ね環境基準以下の測定結果となっておりますが、環境基準をわずかに超えた事業所もあり、今後も定期的な調査と対応が必要です。



#### ④ 水質汚濁

白老町では、北海道と公共用水域での水質調査を実施し、河川・湖沼・白老海域で測定を行っております。

平成17年度には、白老川下流のBOD濃度と倶多楽湖のCOD濃度の測定結果が水質全国ベスト1になったこともあり、水資源に恵まれた町であります。

ここ10年間では大きな基準超過は見られませんが、年々、水質が悪化している水域もあることから、今後も定期的な調査と対応が必要です。



#### ⑤ 地下水対策

白老町では、牧草地への過剰な施肥や不適切な生活排水により地下水が汚染された経緯があることから、竹浦飛生地区を中心に井戸水（原水）調査を実施しております。

現在もなお、汚染された井戸水の回復には至っておらず、今後も安全な飲用水の確保のため、地下水の調査と適正な対応をしていく必要があります。

#### ⑥ ゴルフ場排水

白老町では、「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」を定めており、事業者からの定期的な水質報告によるほか、白老町においても水質調査による監視を行っています。

ここ10年間では排出基準を超えていませんが、今後も定期的な調査と対応が必要です。

### (2) 公害に関する法律、北海道条例の指定の状況

白老町は、騒音規制法、振動防止法、悪臭防止法に基づき規制地域の指定を受けています。

今後も企業の進出や、生活環境の変化に合わせて、必要に応じた規制地域の拡大や見直しを実施していく必要があります。

## 5. 都市環境への課題

### (1) 上下水道の整備

#### ① 上水道の整備

白老町の上水道は、昭和42年に事業が開始されており、森野・飛生地区を除くほぼすべての地域で上水道による給水が可能です。

その水源は、白老川の源流の1つである毛白老川の表流水と倶多楽湖水系の湧水及び地下水で、各浄水場（3ヵ所）で浄水処理した水を供給しており、こうした水源の水質保全のためにも、水源地周辺を含めた環境の保全が必要です。

#### ② 下水道の整備

白老町の下水道は、北海道の町村では、最も早い昭和49年に下水道終末処理場が供用開始され、水洗化率は94.57%となっています。

また、し尿処理施設の老朽化により、令和2年7月より汚水処理共同整備（MICS）事業により下水道と共同処理を実施しております。

#### ③ 合併浄化槽の利用促進

下水道の未整備地区での生活排水の処理には、浄化槽による方法があります。

現在新設が認められている合併浄化槽は、設置から供用までの期間が短く処理性能にも優れていることから、特に人口密度が低い地域にあつては、下水道と同等の恒久施設として、その普及が特に期待されており、下水道の未整備地区における合併浄化槽の利用促進に向けた取り組みとして、設置助成を行っております。

### (2) 都市環境・景観の整備

白老町の豊かな自然環境や地域固有の歴史と文化によって育まれた景観を守るとは、うるおいのある豊かな生活環境を創造するために大切なことです。

平成16年に「景観法」が制定され、「白老町環境基本条例」にも景観の形成について定めており、今後は北海道の景観条例や景観計画に基づいて、うるおいのある環境づくりを推進していきます。

美しい景観形成を阻害している廃屋・廃看板、雑草、砂利採取後の埋立未了地などの不良環境の改善についての対策も必要です。

特に、廃屋対策については平成27年5月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、町内の空き家や廃屋等の適正管理に向けた更なる取り組みが必要です。

## 6. 環境教育への課題

### (1) 環境教育

#### ① 環境教育を巡る状況

環境教育については、国が「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、市町村に対して環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し公表するよう求めており、市町村は学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策で、環境教育に係る教職員の資質の向上のための措置を講ずるよう努めることとなりました。

さらには、事業者・民間団体・自治体は、その雇用者に対しても環境教育を行うことを求めており、地域の主体が連携して進めることとしています。

#### ② 白老町の環境教育の現状

白老町内では、各学校や民間団体で様々な環境教育に関する取り組みが行われており、小中学校においては、節電・節水、ごみ拾い、花壇の整備が行われています。

また、小学校の社会科で浄水場やごみ処理施設の見学を行っているほか、理科・家庭科・総合的な学習の時間などで環境に関する学習が行われています。

町内の団体の中には、自然ガイドを行ったり、子供と森づくりを行ったりする団体も多数あります。

環境教育を進めていくにあたっては、学校・家庭・地域の連携と理解を深め、計画的に推進していく必要があります。また、子供の発達に応じたプログラムを作成し進める必要があります。

白老町では、これまでも子どもから高齢者まで環境について学ぶことができる場や温暖化対策に参加できる機会を設けておりますが、まだまだ乏しい状況で、すべての町民が利用・参加するまでには至っていません。

地域の資源や文化財を含め、環境を守り伝えていく意識を多くの町民が持つためには、一人ひとりが身の回りの環境に関心を持ち、見て感じることで、そして環境の見方や守り方を伝えることができるリーダーを育てることも重要です。

### ③ 環境の情報提供

白老町では、広報紙やホームページを通じて環境情報を提供しています。

しかし、環境の範囲が自然環境から地球環境まで広いこと、行政だけで解決することが難しくなっていること、環境問題に取り組む町民団体や事業者が増加していることから、行政が持っている環境情報をより速く、より広く提供することが必要であると考えています。

### ④ 環境関係団体の取り組み

白老町内には、数多くの団体が環境に関する取り組みを行っています。

各町内会では、清掃活動・リサイクル活動・花壇整備などへの取り組みや、自然環境の保全や自然ガイドに取り組む団体も増加しています。

今後は、各団体に共通する課題を解決するために連携していくことと、こうした団体の活動には行政が力強く支援していく必要があり、団体が有する人材、知識・技術・経験を共有し、ネットワーク化させていく必要があります。

### ⑤ 事業所の取り組み

町内の事業所では、様々な環境に関する取り組みを行っています。

地域の清掃活動や花壇作りに積極的に参加する事業所や、環境に関する取り組みを計画的に進めている事業所があります。

こうした環境への取り組みが広がっていくことが、今後は更に重要になっていくと考えます。

### ⑥ 環境と経済

環境と経済の関係は、これまで敵対若しくは相反する関係になると考えられていました。

しかし、公害関係法が改正され厳しい環境基準が設定され、さらに循環型社会を形成するために様々なリサイクル関連法が施行されるに至り、環境と経済の関係は次第に変化しています。太陽光発電などの新たなエネルギーの利用促進や、持続可能な社会を築くために環境問題の解決を目的とした産業（環境産業、環境ビジネス）の重要性が高まっています。

## 第3章 基本構想

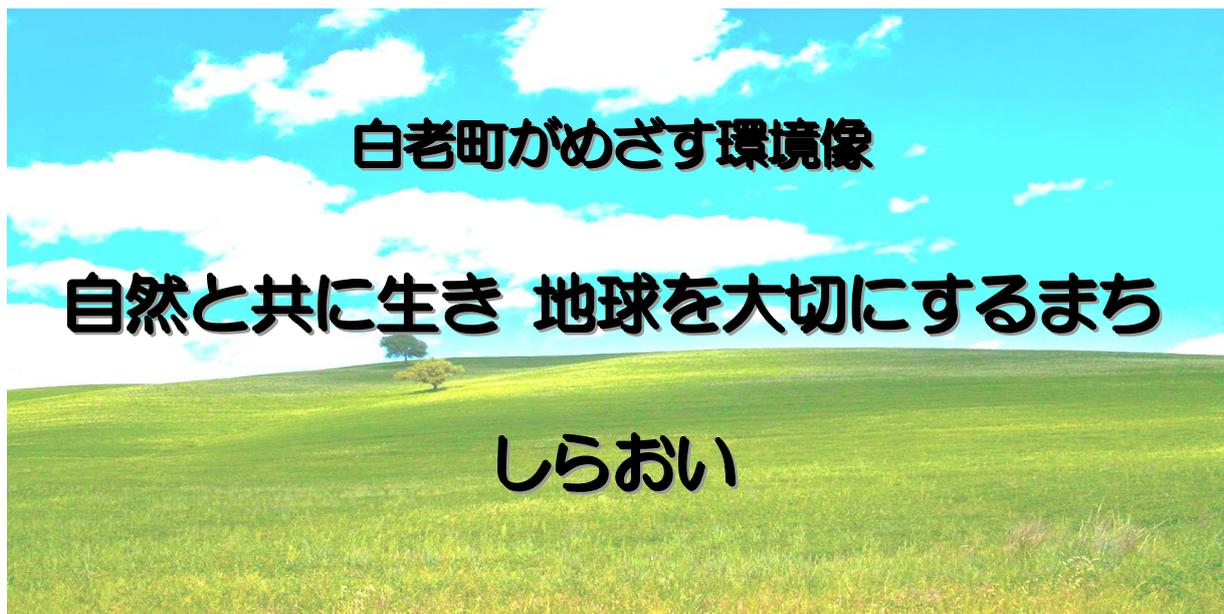
### 3-1 白老町がめざす環境像

豊かな自然に恵まれた白老町ではありますが、平成16年に制定した環境基本条例の前文では、「私たちの生活に豊かさをもたらした社会生活は、環境の負荷を増大させ、地域の環境だけではなく、地球環境をも脅かそうとしている」と現状認識を記述しています。

さらに「私たちも生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、自然とともに生きてきたアイヌの人々や先人の知恵と歴史を学びながら、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型の社会を築いていく必要があります。」として、望ましい環境像を示しています。

第2期計画は、環境審議会や検討会議の幾度とない開催を含め、町民意見・アンケート調査や現地調査を実施して約2年間の期間を費やして策定されたものであり、住民参加を基調とした、環境基本条例の理念を十分に反映されたものであると考えています。

このことから、白老町がめざす環境像は、第2期計画「人と自然が共生できる循環型社会を目指すまち—しらおい」を踏襲するものとしませんが、もう少しやわらかく、やさしいことばに直し、計画を推進していきます。

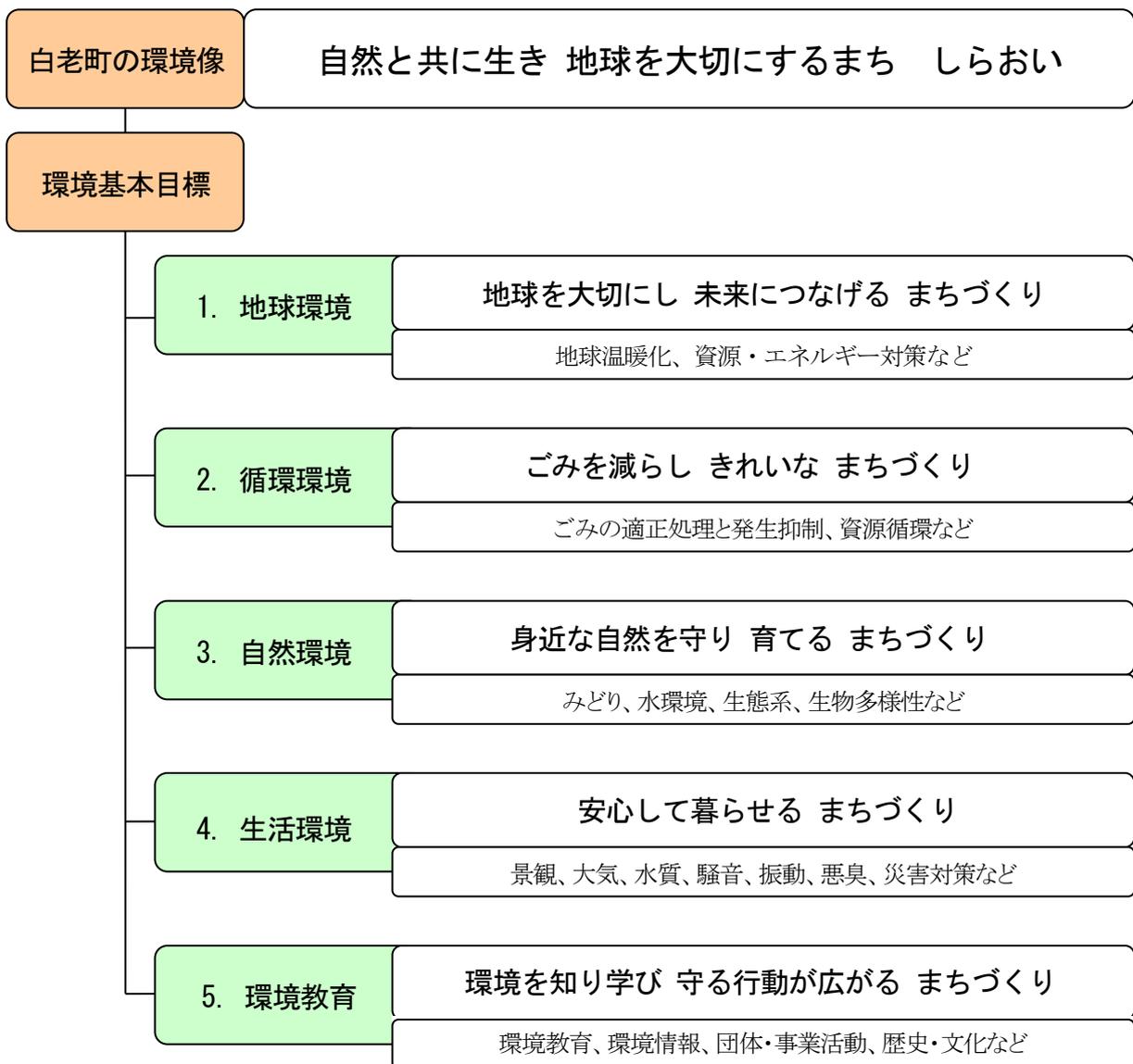


## 3-2 環境の基本目標

白老町がめざす環境像を実現するために、環境に対するまちの姿勢を5つの基本目標として掲げ、各目標の達成をめざします。

環境の基本目標は、環境政策の大きな方向性を示すものであり、新たな環境施策を検討しようとするときは、この環境基本目標の理念に沿った行動が必要となります。

また、これを達成するために、町民、事業者、行政の各主体の協働のもと、環境に配慮した各種の取り組みを実践します。



## 基本目標 1 地球環境

## 地球を大切にし 未来につなげる まちづくり

地球温暖化、資源・エネルギー対策など



(施策の柱)

温暖化の防止、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進、酸性雨やオゾン層破壊の防止対策など

私たちは、快適な日常生活と引き換えに地球環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化やオゾン層破壊などの要因となっていることを認識しなければなりません。

自動車の増加による排気ガス、電気やガスなどの大量消費などによって二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出により、地球温暖化問題が大きな課題として取り上げられていましたが、最近の世界規模の自然災害の増加、農作物の収穫量の減少や生態系の崩壊など、地球に危機的な事象の影響が見えてきています。

地球温暖化を防止するため、2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量の抑制や再生可能エネルギーの利用促進などの目標を定め、それを行動に移して、「地球を大切にし、未来につなげるまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



## ① 地球温暖化防止の推進をめざします

私たちの生活が、地球温暖化をはじめとした地球環境問題について影響を及ぼしていることを理解し、その指針となる地球温暖化対策実行計画や2050年のカーボンニュートラルに向けての目標の設定などを行い、策定し、その目標に対して行動を率先して実践していくとともに、情報の収集・提供を積極的に行ない、地球温暖化防止対策を進めます。

P. 51



## ② 環境にやさしいエネルギーの導入をめざします

資源・エネルギーの消費を抑制するとともに、再生可能エネルギーの活用技術を積極的に取り入れ、限りある資源・エネルギーを将来の世代に残すために取り組みます。

P. 53



全国各地で進められているメガソーラー発電

基本目標2 循環環境

ごみを減らし きれいな まちづくり

ごみの適正処理と発生抑制、資源循環など



(施策の柱)

廃棄物の減量化、適正処理、再資源化、  
3Rの推進、不法投棄の撲滅など

私たちは、物質的な豊かさを追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくってきました。その結果、資源の枯渇やごみ問題、地球温暖化をはじめとして様々な環境問題を引き起こしています。

私たちの社会が持続可能な発展を続けていくためには、自然環境を尊重し、自然に負荷をかけない生活と社会を築き、次世代に引き継いでいくために資源が循環する社会づくりが求められます。

できる限り廃棄物を抑制し、廃棄物になったものは再使用・再利用し、残る廃棄物は適正に処理する必要があります。そのために、「ごみを減らし、きれいなまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします

町民・事業者・行政が協力してごみの減量に取り組み、分別収集の徹底や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けた啓発をします。

P. 55



② 廃棄物の適正処理をめざします

町民ボランティアや環境団体と協力しながら、不法投棄や違法な野外焼却を監視し、ごみの無いきれいなまちづくりを実現します。

P. 57



一向に無くならない不法投棄

## 基本目標3 自然環境

## 身近な自然を守り 育てる まちづくり

みどり、水環境、生態系、生物多様性など



(施策の柱)

公園・緑地の整備、森林の保全、水環境の保全、  
希少な動植物の保護、生物多様性の保全、野生生物種など

自然は、私たちにとってかけがえのない大切なものであり、生活する中で必要不可欠なものです。白老町には、豊かな自然が広がり、ポロト湖や倶多楽湖、ヨコスト湿原を代表とする身近な自然が様々あります。

公園や緑地、森林、川辺の憩いの場の整備・保全や良好なまち並み計画とともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められています。

また、在来種の野生生物種の保護管理や有害鳥獣の駆除のほか、増え続ける外来生物の防除など生態系の保全対策も求められています。

このような自然や野生生物種を保全し共生することは、現在に生きている私たちをはじめ、未来の町民が人間らしくいきいきと健康に暮らすための自然環境づくりにもつながるといえることから、自然環境の保全と創造を図り、「身近な自然を守り育てるまちづくり」を進めます。

## 施策に向け個別目標に取り組みます



## ① 豊かな自然環境の保全と創出をめざします

多様な野生生物種の生息・生育環境や植物の植生を理解し、町有林・民有林など森林や農地の整備保全により、町全体のみどりづくりを推進していきます。

P. 60



## ② 豊かな水環境の保全をめざします

公共水域や地下水の水質検査の実施など、水環境の保全を推進していきます。

P. 63



## ③ 生物多様性の保全への取り組みをめざします

野生生物種の観察・調査、自然体験、ハイキングや登山など、身近な自然とふれあうための環境整備や保全、機会の提供に取り組みます。在来種に配慮した環境保全と特定外来生物種の駆除等、地域の生態系の保全活動に取り組みます。

P. 65



基本目標4 生活環境

安心して暮らせる まちづくり

景観、大気、水質、騒音、振動、悪臭、災害対策など



(施策の柱)

景観、大気・土壌・水質汚染の監視、騒音・振動・悪臭対策、工場・事業場の公害対策、災害への対策など

私たちは生活に利便性を求めてきた代わりに自然環境の悪化も進み、身近な環境の変化を体感する機会が増えているのも実情です。身近な住環境は、生活・社会経済活動の変化により、生活排水による水質汚濁、工場や自動車からの騒音や排ガスによる大気汚染、悪臭や土壌・地下水汚染、地盤沈下などのさまざまな都市・生活型公害が生み出されてきました。小さな公害もやがて大きな地球規模への公害につながり、異常気象などの自然災害をまきおこし、私たちの生活をたびたび脅かしています。私たちの良好な生活環境を保全・形成していくためには、様々な公害発生を未然に防止し、日常生活のあり方を見直すとともに防災体制を確立していく必要があります。

そのため、公害の防止や災害に強いまちづくりの推進を図り、「安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 快適な住環境の創造をめざします

街路樹や花壇の整備、空き地の雑草の除去指導や、廃屋・廃看板の撤去指導など美しく住みよい住環境の推進を図ります。

P. 67  
→

② 安全で安心なまちづくりをめざします

公害防止協定の締結による公害発生の抑制や、定期的な大気・水質・悪臭・騒音測定の実施による監視を図り、住環境整備の促進を図ります。

P. 68  
→

③ 災害に強いまちづくりをめざします

災害時の避難路や避難場所の環境整備、発生後の廃棄物・衛生対策の整備を図ります。また海岸の保全や治水対策など災害予防対策の推進を図ります。

P. 69  
→

## 基本目標5 環境教育

## 環境を知り学び 守る行動が広がる まちづくり

環境教育、環境情報、団体・事業活動、歴史・文化など



(施策の柱)

環境教育の充実と普及、環境保全活動の推進・人材育成、  
環境情報の充実と共有、歴史・文化の保全など

豊かな環境を守り、潤いのあるまちづくりを推進するためには、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの立場に立って環境の現状と課題を認識することが重要です。そして、一人ひとりが環境について考え、自発的に率先して行動できるようにする必要があります。

子どもたちを中心とした環境教育を推進し、さらに、町民やまちづくり団体などと連携を深めたネットワークを形成し、共通の認識のもとで、環境に配慮した取り組みを実践していく体制作りが求められます。

また、私たちが先人から受け継いできた地域の伝統や風土を守っていくためには、町民が一体となり、歴史や文化を学び、守り、受け継いでいくことが必要です。そのため、生活環境の創造をはじめ、歴史的・文化的資源の保全を図り、「環境を知り、学び、守る行動が広がるまちづくり」を進めます。

## 施策に向け個別目標に取り組みます



## ① 環境教育の推進をめざします

未来を担う子ども達を中心に、学校教育・社会教育において計画的な環境教育の場の提供、環境事業や研修会を開催し、環境教育の推進をめざします。

P. 71



## ② 環境保全活動の推進をめざします

環境情報の提供や環境意識の向上、町民・事業者・行政が一体となった白老町全体で環境に対する共通認識をもち、環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

P. 72



## ③ 歴史的・文化的資源の保全をめざします

アイヌの人々など先人の知恵や歴史を生かした環境教育や、まちの歴史・文化遺産の環境整備や文化の伝承など、地域の伝統や風土を守っていくまちづくりを推進していきます。

P. 73



### 3-3 各主体に期待される役割

「白老町環境基本条例」では、環境問題を解決する主体として、町民・事業者・行政（町）の役割を次のように定め、「白老町環境基本計画」では、町民・事業者・行政（町）がそれぞれの責務のもとに行動し、お互いに協力しあい環境の保全及び創造を推進していきます。

#### ○「白老町環境基本条例」

（基本的な考え方）

第3条 （11ページに記載）

（町の責任と義務）

第4条 町は、前条に定める基本的な考え方（以下単に「基本的な考え方」といいます。）に従い、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実行する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

第5条 事業者は、基本的な考え方に従い、事業活動を行うときは、公害の防止や自然環境を保全するために、自らの負担で必要な取り組みを行う責任と義務があります。

2 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、その事業活動に伴う製品その他の物が廃棄物となったときは、適正な処理が図られることとなるよう必要な取り組みをする責任と義務があります。

3 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、事業活動に伴う環境への負荷の減少に役立つよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の減少に役立つ原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

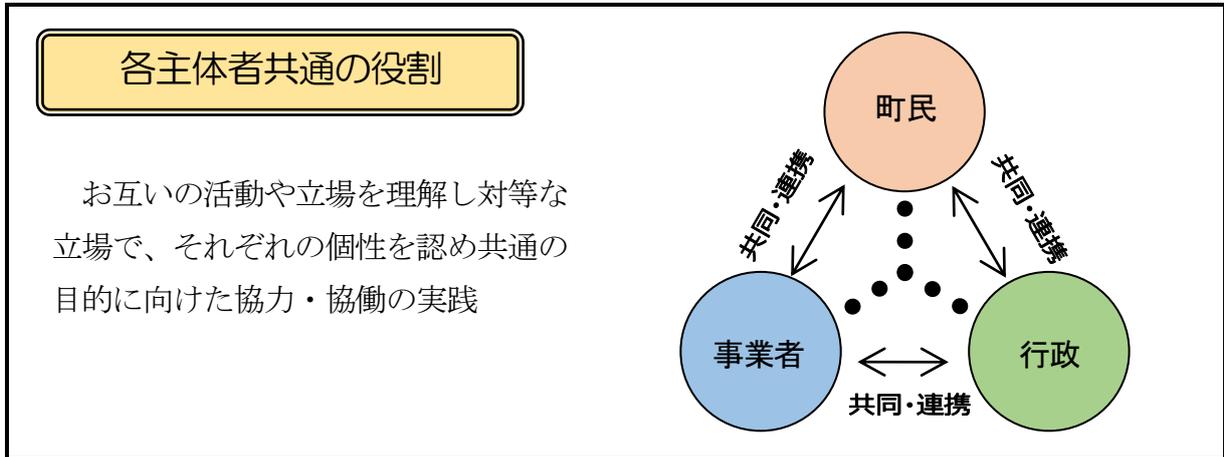
4 前3項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に努め、情報の自主的な提供に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力する責任と義務があります。

（町民の責任と義務）

第6条 町民は、基本的な考え方に従い、日常生活の中で、生活様式を見直すなど環境への負荷を減少させるよう努めなければなりません。

2 町民は、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に、積極的に協力する責任と義務があります。

白老町がめざす環境像を実現するためには、町民、事業者、行政の各主体が自らの責任と役割を理解したうえで、環境に関する取り組みを実践することが重要となります。



各主体それぞれの役割	
町民	<p>私たち一人ひとりの活動が環境に影響していることを理解し、これまでの生活を見直すことにより、環境への負荷が小さくなるような行動をしていくことが重要となります。</p> <p>環境教育などを通して、日常の活動と環境の関わりについての知識と理解を深め、また、省エネ・省資源などの町民一人ひとりができることを自主的かつ積極的に実践していく必要があります。</p> <p>住みよい住環境を確保するためには、お互いの活動を理解するとともに、地域ごとの環境保全活動に積極的に取り組むことが必要です。</p>
事業者	<p>事業活動は、資源・エネルギーを消費し、廃棄物の排出など環境に与える影響が大きいことから、事業者は確実な法令遵守が求められます。</p> <p>各種の事業活動において、自然環境の保全、汚染物質の排出抑制、廃棄物の適正処理などを図るとともに、企業の社会的責任の面からも環境保全に係る取り組みを率先して実践していく必要があります。</p>
行政	<p>環境の保全を図るうえで、町民や事業者と日常的にかかわり、地域の実情を把握している町は重要な役割を担っており、各主体者が環境全般に関する取り組みを積極的に行えるよう、地域の自然的・社会的条件に応じた取り組みを実践していく必要があります。</p> <p>また、行政は自らが事業者であり消費者であるという立場からも、率先した環境への影響に配慮した行動を実践します。</p>

## 第4章 計画の推進に向けて

### 4-1 計画の推進体制

白老町がめざす環境像「自然と共に生き 地球を大切にすまち しらおい」を達成するためには、行政の全ての担当課が、連携協力して一丸となって取り組む必要があります。

また、より良い環境をつくるためには行政だけで取り組むのではなく、町民・事業者が一体となり連携し、協働のもとで積極的な取り組みが必要となります。

#### (1) 町における推進体制

白老町の実施する取り組みについての計画の推進、進行管理を行うとともに、白老町環境施策検討会議において、庁舎内の関連部局の調整を図りながら、総合的かつ計画的に環境に関する各種の取り組みを推進します。

さまざまな環境施策を推進するための主な担当課を下記に示します。

施策の分野	主な担当課	備考
地球温暖化に関する施策	生活環境課、総務課、企画財政課、産業経済課	
廃棄物・リサイクルに関する施策	生活環境課、上下水道課	
みどりに関する施策	建設課、産業経済課	
公園・道路に関する施策	建設課	
自然環境に関する施策	生活環境課	
環境汚染に関する施策	生活環境課	
上下水道に関する施策	上下水道課	
景観・不良環境に関する施策	政策推進課、生活環境課	
環境教育に関する施策	学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、生活環境課、総務課	
環境団体の連携に関する施策	生活環境課	
環境産業の推進	企画財政課、産業経済課	
その他	生活環境課	

## (2) 広域的な協働・連携

広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、北海道、周辺市町村と連携を図るとともに、環境に関する情報の共有や各種の調整などを行い、広範囲の視点から迅速かつ適切な処置を講じます。

### 白老町環境審議会

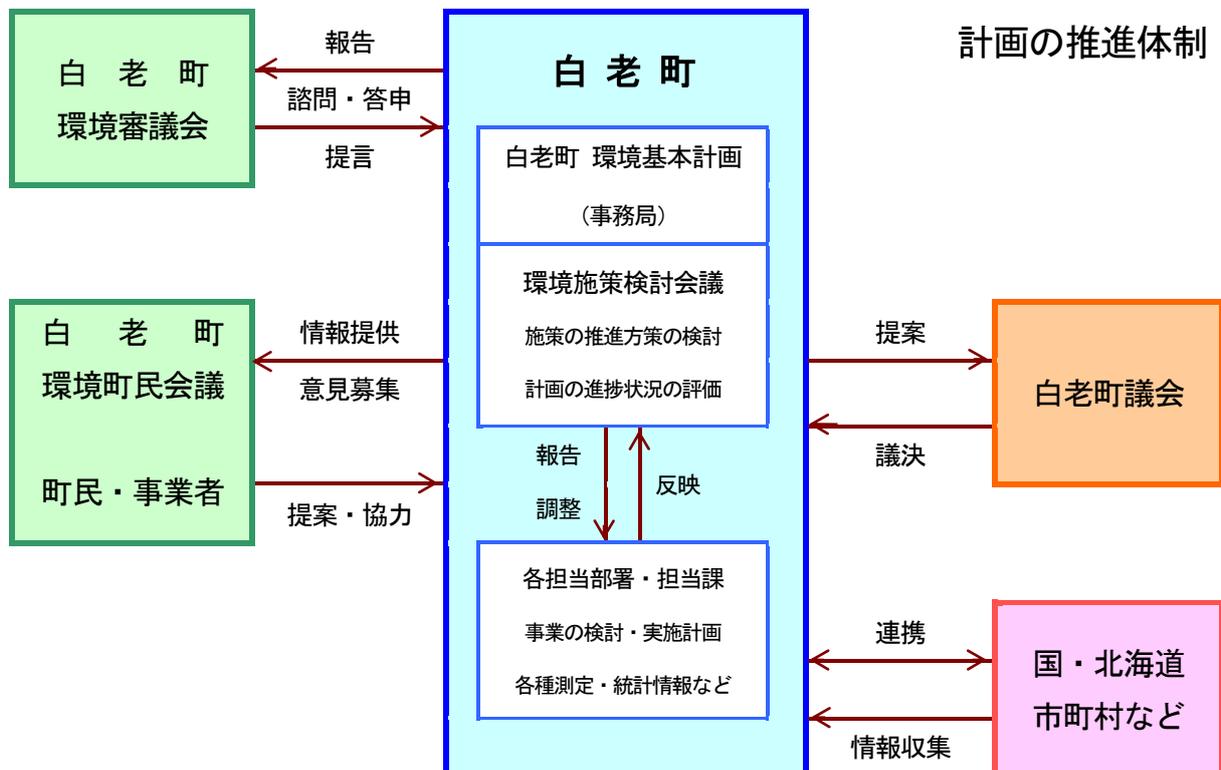
環境基本計画に関することや環境保全に関する基本的事項を調査審議しています。

### 環境町民会議

白老町環境基本計画第2期計画において、町民、事業者、行政との連携を図り、それぞれの持つお互いの情報や意見交換のほか、町の環境施策に対する情報提供や提案・協力体制を目的に設立されました。

### 環境施策検討会議

環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定のために、町内関係課職員で構成されています。広範囲にわたる本計画の施策を、各担当課が連携協力して推進方法や進行管理について検討しています。



## 4-2 計画の進行管理

本計画では、白老町がめざす環境像を実現するための環境目標、施策、主な取り組みを定め着実に実施するとともに、計画目標の達成状況や実施状況を定期的に点検し適切な進行管理を行う必要があります。

### (1) 進行管理の方法

計画の進行管理は、PDCA サイクルに基づいた方法により行います。また、「第6次白老町総合計画」の推進計画との整合を図ります。

町民、事業者、行政の取り組みの実施状況や目標の達成状況などを把握し、計画の点検・評価を行い、白老町環境審議会において計画の進捗状況や必要に応じて計画の見直しに向けた審議を行います。

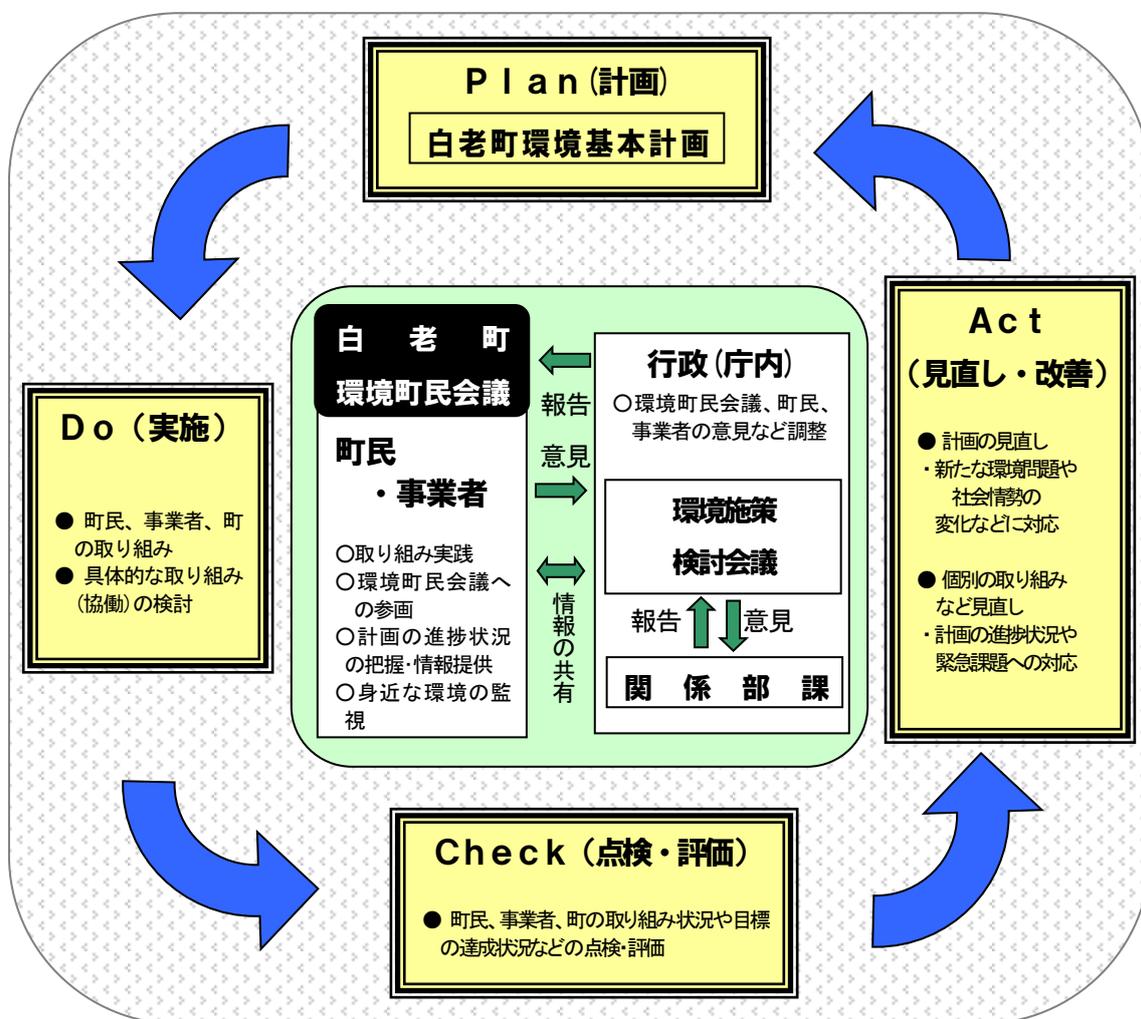
町民や事業者は、計画の進捗状況などに関する提言や取組の推進などに関する情報提供などを行うとともに、身近な環境の監視員として、町の環境全般についての提言も行います。

### (2) 年次報告

白老町内の環境測定調査結果や、環境基本計画の達成状況（進行管理における点検・評価結果における各主体の取組の状況）を整理し、また、環境白書として資料のとりまとめを行い、ホームページなどでの公開を行ないます。



## 進行管理のイメージ



報告 ↑ ↓ 意見・提言

### 白老町環境審議会

**PDCAサイクル** (ピーディーシーエー、PDCA cycle、plan-do-check-act cycle) とは？

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。

## 第2部

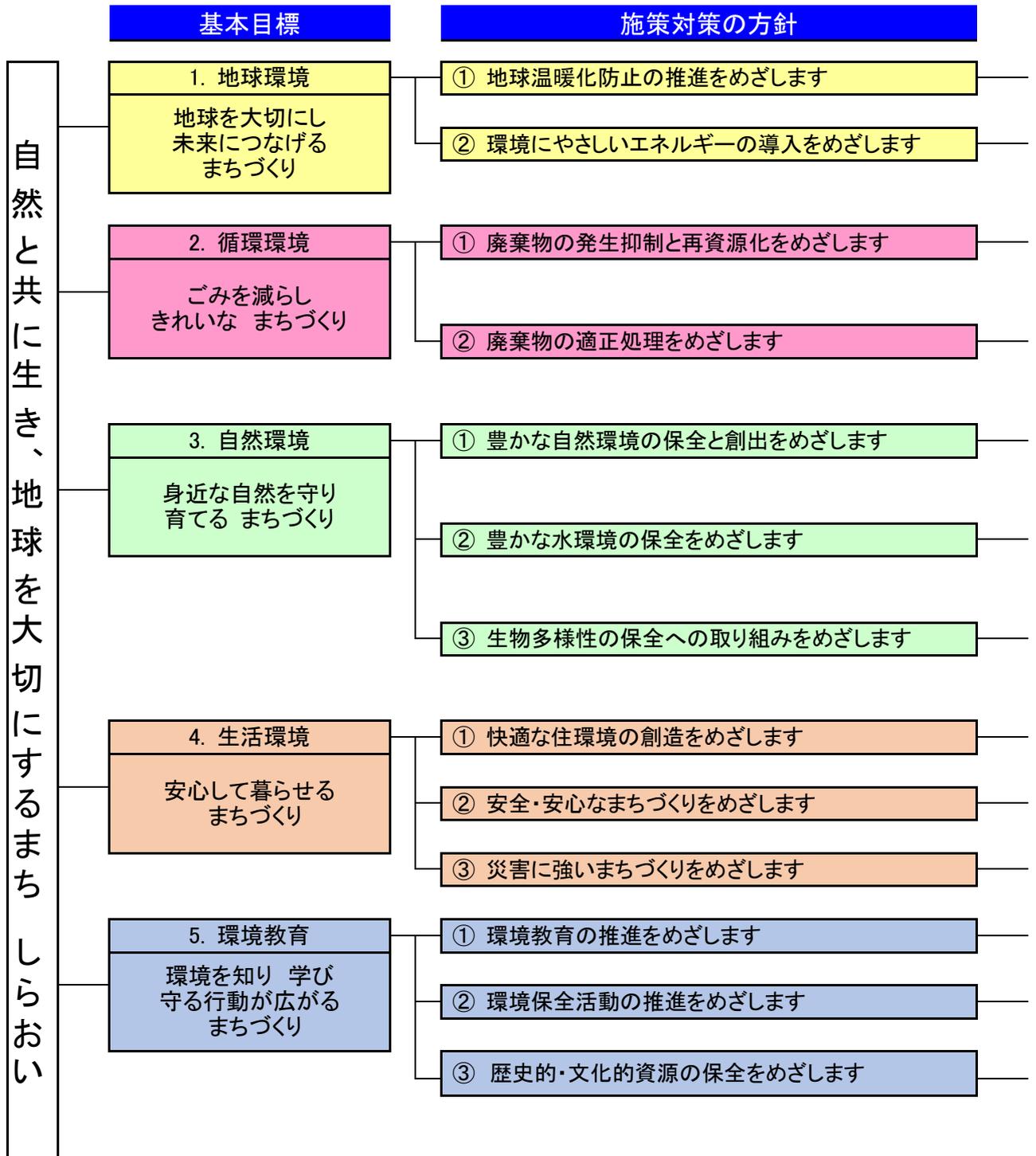
## 実施編

### 第5章 施策の体系と取り組み

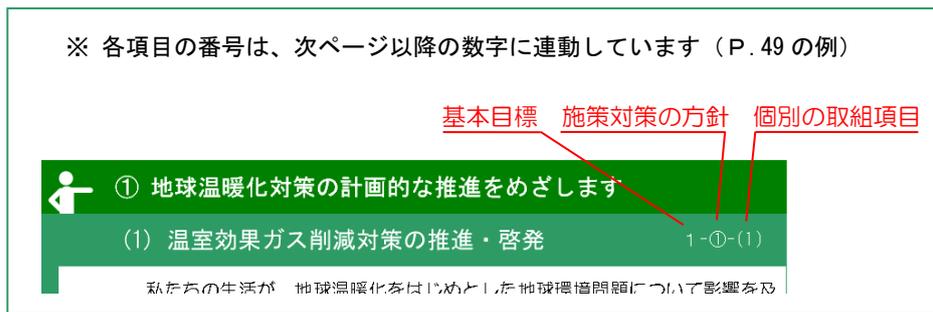
# 第5章 施策の体系と取り組み

## 5-1 施策の体系

この章では、第3章で定めた望ましい環境像を実現するために掲げた5つの目標を、白老町の環境特性、分野ごとの環境課題を踏まえ、環境目標、施策、取り組みの体系を示し、各分野の施策の展開と重点的な取り組みについて整理します。



※ 各項目の番号は、次ページ以降の数字に連動しています（P. 49 の例）



個別の取組項目



## 5-2 SDGsの目標との関係性

国際社会では、将来にわたって持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」を共通の指標とした取り組みが広がっています。

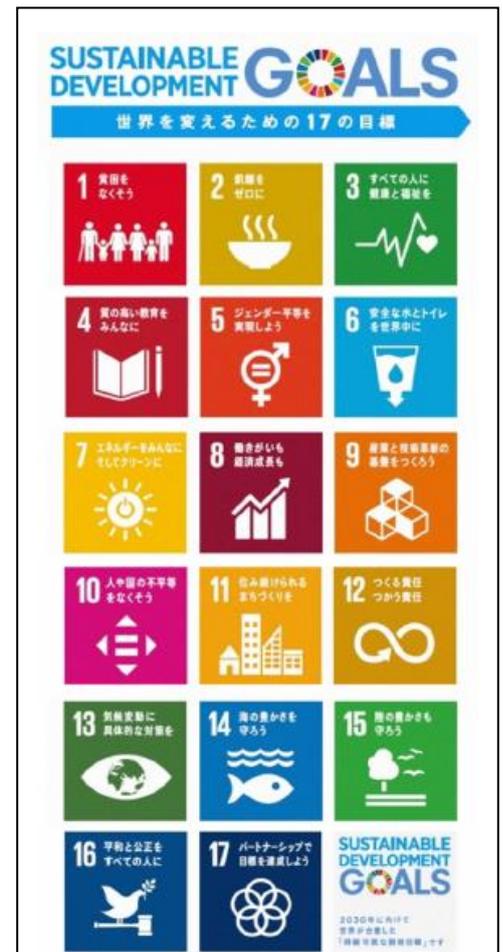
このSDGsでは、様々な社会的課題の解決に向けた17のゴール（目標）が掲げられており、経済・社会・環境の統合的向上によりその解決を図っていくことが強調されており、取り組みの過程で、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを誓っています。

SDGsに掲げられている17のゴール（目標）とそれに付随する169のターゲット（達成目標）の一部を紹介するとともに、本計画で掲げる目標や目標達成に向けた個々の施策と17のゴール（目標）との関係をお示しします。

### 第3期環境基本計画（改訂版） 目標施策対策の方針

地球環境	地球温暖化防止の推進をめざします
	環境にやさしいエネルギーの導入をめざします
循環環境	廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします
	廃棄物の適正処理をめざします
自然環境	豊かな自然環境の保全と創出をめざします
	豊かな水環境の保全をめざします
	生物多様性の保全への取り組みをめざします
生活環境	快適な住環境の創造をめざします
	安全・安心なまちづくりをめざします
	災害に強いまちづくりをめざします
環境教育	環境教育の推進をめざします
	環境保全活動の推進をめざします
	歴史的・文化的資源の保全をめざします

### 持続可能な開発目標：SDGs 17の目標



本計画を推進することにより、持続可能な開発目標：SDGsの達成が図られます。

SDGs : ゴール (目標) とターゲット (達成目標) の例		
SDGs	17のゴール (目標)	ターゲット (達成目標) の例
	<b>貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 極度の貧困を終わらせる</li> <li>✓ 貧困状態にある人の割合を半減させる</li> <li>✓ 貧困層・脆弱層の人々を保護する。</li> </ul>
	<b>飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食事を得られるようにする。</li> <li>✓ 栄養不良をなくし、妊婦や高齢者などの栄養ニーズに対処する</li> <li>✓ 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる</li> </ul>
	<b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 妊産婦の死亡率を削減する</li> <li>✓ 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する</li> <li>✓ 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する</li> </ul>
	<b>質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする</li> <li>✓ 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする</li> </ul>
	<b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ あらゆる場所における全ての形態の差別をなくす</li> <li>✓ あらゆる形態の暴力を排除する</li> </ul>
	<b>安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 安全・安価な飲料水の普遍的な衡平なアクセスを達成する</li> <li>✓ 下水・衛生施設のアクセスにより、野外での排泄をなくす</li> <li>✓ 様々な手段により水質を改善する</li> </ul>
	<b>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する</li> <li>✓ 再生可能エネルギーの割合を増やす</li> </ul>
	<b>働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一人当たりの経済成長率を持続させる</li> <li>✓ 高いレベルの経済生産性を達成する。</li> </ul>
	<b>産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する</li> <li>✓ 雇用とGDPに占める産業セクターの割合を増やす</li> </ul>
	<b>人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 所得の少ない人の所得成長率を上げる</li> <li>✓ 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する</li> </ul>
	<b>住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する</li> <li>✓ 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する</li> </ul>
	<b>つくる責任 使う責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組(10YFP)を実施する</li> <li>✓ 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する</li> </ul>
	<b>気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</li> <li>✓ 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</li> </ul>
	<b>海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、継続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海洋汚染を防止・削減する</li> <li>✓ 海洋・沿岸の生態系を回復させる</li> </ul>
	<b>緑の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</li> <li>✓ 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす</li> </ul>
	<b>貧困をなくそう</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす</li> <li>✓ 子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす</li> <li>✓ 司法への平等なアクセスを提供する</li> </ul>
	<b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数の財源から、発展途上国のための追加的資金源を動員する</li> <li>✓ 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する</li> </ul>

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

第5章 施策の体系と取り組み

第6章 現しらおいの

第7章 参考資料

## 本計画とSDGsの目標との対応表

項目	個別の取組項目						
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
地球環境	温室効果ガス削減対策の推進・啓発						
	省資源・省エネルギー対策の推進						
	再生可能エネルギーの推進						
循環環境	廃棄物の発生抑制と減量化						
	廃棄物の再資源化						
	廃棄物の適正処理の推進						
	不法投棄の撲滅の推進						
自然環境	みどりをまもり育てる取り組み						
	自然環境保全・調査の実施						
	上下水道の整備と利用促進						
	水環境の調査						
	野生生物種の保護と保全に向けた取り組み						
	生物との共生に向けた取り組み						
生活環境	環境美化の推進に向けた取り組み						
	公害防止に向けた取り組み						
	防災体制と減災に向けた環境整備						
環境教育	環境教育の推進と人材の育成						
	環境活動の推進と関係団体との連携・支援						
	郷土の歴史・文化を生かした環境保全						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等をなく そう	住み続けられるまちづ くりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対 策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての 人に	パートナーシップで目 標を達成しよう

## 5-3 施策の取り組み

町民、事業者、行政の各主体の協働のもと、環境に配慮した各種の取り組みを実践していきます。

### 基本目標 1. 地球環境関連

### 地球を大切にし 未来につなげるまちづくり

地域でできる地球環境問題への効率的な取り組みを進めます。

地球環境問題には「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「酸性雨」などがあげられます。地球環境問題はとて大きな課題ですが、重要性を認識し知識を深めるとともに、環境負荷の低減に向け、町民・事業者・行政が一丸となり、身近なものから取り組む必要があります。



### ① 地球温暖化防止の推進をめざします

#### (1) 温室効果ガス削減対策の推進・啓発

1-①-(1)

私たちの生活が、地球温暖化をはじめとした地球環境問題について影響を及ぼしていることを理解し、その影響を小さくするための対策行動を率先して実践していくとともに、情報の収集・提供を積極的に行ない、地球温暖化防止対策を進めます

### 環境施策の方針

#### 取組項目

#### 行政の取組

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）、2050年のカーボンニュートラルに向けての再エネ導入目標の策定に取り組みます。
- 公共施設などにおける二酸化炭素の排出量の削減に取り組みます
- グリーン購入の推進により、環境に配慮した物品の優先購入に取り組みます
- 公共交通機関の利用促進に取り組みます
- エコライフなど、家庭でできる地球温暖化対策の推進・啓発に取り組みます
- 工場・事業者への温室効果ガス削減に係る啓発の推進に取り組みます
- 温暖化防止意識の啓発の推進に取り組みます
- アイドリングストップをはじめとする、エコドライブの実践と啓発に取り組みます
- 酸性雨やオゾン層破壊に関する情報の収集・提供に取り組みます

環境施策の方針	取組項目	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化に関する意識の向上に努めましょう</li> <li>・エコライフなど、家庭でできる地球温暖化対策に取り組みましょう</li> <li>・エコマークやグリーンマーク製品の購入につとめましょう</li> <li>・公共交通機関などを利用し、自動車排出ガスの削減に努めましょう</li> <li>・アイドリングストップをはじめとする、エコドライブを実践しましょう</li> <li>・冷暖房温度を見直し、設備に頼らない生活を工夫しましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化に関する意識の向上に努めましょう</li> <li>・事業所の温暖化防止計画をたて、温室効果ガスの削減に努めましょう</li> <li>・エコマークやグリーンマーク製品の購入につとめましょう</li> <li>・効率の良い輸配送システムを構築しましょう</li> <li>・アイドリングストップをはじめとする、エコドライブを実践しましょう</li> <li>・冷暖房温度を見直し設備に頼らない事業活動に努めましょう</li> </ul>	

【環境にやさしいエコドライブ10の勧め】

- ① ふんわりアクセル「eスタート」で、優しい発進を！
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速のすくない運転！
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう！
- ④ エアコンの使用を適切に！
- ⑤ 無駄なアイドリングはやめよう！
- ⑥ 道路交通情報をチェックして、渋滞を避けて、余裕をもって出発を！
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備！
- ⑧ 不要な荷物はおろそう！
- ⑨ 渋滞の原因となる迷惑駐車はやめよう！
- ⑩ 自分の車の燃費を把握しよう！





## 基本目標 1. 地球環境関連

## 地球を大切にし 未来につなげるまちづくり

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用を促進します。

地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するには、省エネルギーの取り組みに加え、風力、太陽光、温泉、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用が必要になります。



## ② 環境にやさしいエネルギーの導入をめざします

## (1) 省資源・省エネルギー対策の推進

1-②-(1)

資源・エネルギーの消費を抑制するとともに、再生可能エネルギーの活用技術を積極的に取り入れ、限りある資源・エネルギーを将来の世代に残す取り組みが必要です

## 環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな節電や冷暖房の温度の見直しなど省エネルギー対策に取り組みます</li> <li>・照明のLED化など公共施設における省エネルギー化の促進に取り組みます</li> <li>・職員の省エネ行動ルールの徹底に取り組みます</li> <li>・クールビズ、ウォームビズの推進に取り組みます</li> <li>・省エネルギー型製品の導入促進に取り組みます</li> <li>・省エネルギー型ライフスタイルの推進に取り組みます</li> <li>・省エネルギーの情報の収集と提供に取り組みます</li> <li>・低公害車や低燃費車の導入、電気自動車の急速充電設備の普及促進に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーについて学びましょう</li> <li>・節電など身近な省エネルギー対策に取り組みましょう</li> <li>・省エネルギー型製品の購入に努めましょう</li> <li>・冷暖房温度を見直し、設備に頼らない生活に取り組みましょう</li> <li>・住宅の断熱化に努めましょう</li> <li>・低公害車や低燃費車の導入と利用の促進に取り組みましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー資源の重要性を認識し、有効利用に取り組みましょう</li> <li>・節電など身近な省エネルギー対策に取り組みましょう</li> <li>・事業活動において消費するエネルギーの低減に努めるとともに、省エネ型や再生可能エネルギーを利用した製品の導入や、開発・製造・販売に努めましょう</li> <li>・冷暖房温度を見直し、設備に頼らない事業活動に取り組みましょう</li> <li>・低公害車や低燃費車の導入と利用の促進に取り組みましょう</li> </ul>

(2) 再生可能エネルギーの推進

1-②-(2)

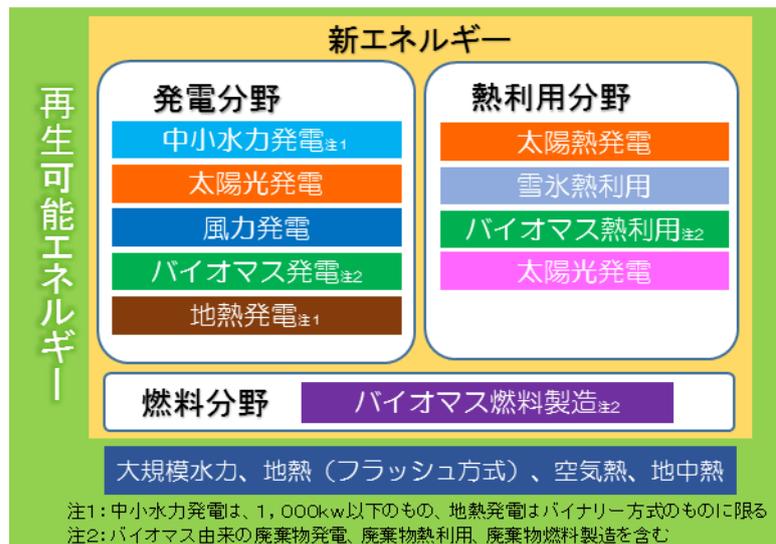
再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、町民・事業者に広く啓発していきます

環境  
施策  
の方  
針

取 組 目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に取り組みます</li> <li>民間への太陽光発電等の普及・導入の支援に取り組みます</li> <li>風力、雪氷熱、温泉などエネルギー資源の調査・研究及び各種助成制度等の情報提供と啓発に取り組みます</li> <li>再生可能エネルギーを有効利用とする企業の誘致の促進に取り組みます</li> <li>再生可能エネルギーの情報の収集と提供に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーについて学びましょう</li> <li>エネルギー資源の重要性を認識し、エネルギーの有効利用に取り組みましょう</li> <li>太陽光発電など再生可能エネルギーの利用に努めましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーについて学びましょう</li> <li>エネルギー資源の重要性を認識し、エネルギーの有効利用に取り組みましょう</li> <li>太陽光発電など再生可能エネルギーの利用に努めましょう</li> <li>再生可能エネルギーを有効活用した事業の検討に努めましょう</li> </ul>

再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、法律で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。



基本目標 2. 循環環境関連

ごみを減らし きれいな まちづくり

廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします。

公衆衛生を向上するため、一般廃棄物、産業廃棄物の発生抑制と減量化、資源リサイクルを進めます。



① 廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします

(1) 廃棄物の発生抑制と減量化

2-①-(1)

ごみに関する情報を提供し、町民・事業者によるごみ減量化の取り組みを支援し、広く意識啓発を行っていきます

環境  
施策  
の方  
針

取  
組  
目

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理基本計画に基づく、廃棄物の処理・減量化に向けた対策に取り組みます</li> <li>3R運動の推進と支援に取り組みます</li> <li>家庭から出るごみの減量への推進に取り組みます</li> <li>ごみ散乱防止の啓発・指導に取り組みます</li> <li>生ごみ対策としてコンポストの助成に取り組みます</li> <li>ごみの正しい分別方法周知や減量化に関する意識の啓発に取り組みます</li> </ul>
町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイバックの持参や、容器・包装の少ない製品の購入に努めましょう</li> <li>再使用や詰換えのできる製品の購入に努めましょう</li> <li>食材の使い切りや生ごみの水切りなどを徹底し、ごみの減量化に努めましょう</li> <li>コンポストなどを利用し、生ごみの資源化・減量に努めましょう</li> <li>不要な買い物はしないようにしましょう</li> </ul>
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品の過剰包装や梱包を抑制しましょう</li> <li>再使用や詰換えのできる製品の開発に努めましょう</li> <li>事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化や、再利用、再生利用に努めましょう</li> <li>製造したものを、回収・リサイクルできるよう取り組みましょう</li> </ul>



(2) 廃棄物の再資源化		2-①-(2)
資源のリサイクルシステムを確立し、町民・事業者へのリサイクルの必要性について啓発を行い実践していきます		
環境 施策 の方 針	行政 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設で発生する廃棄物のリサイクル推進に取り組みます</li> <li>・ 廃棄物（下水汚泥など）の有効利用に取り組みます</li> <li>・ 再生品、再生利用品の利用促進に取り組みます</li> <li>・ 廃棄物の減量化、リサイクルに向けた取り組みの意識啓発に取り組みます</li> </ul>
	取 組 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再使用や詰換えのできる製品の購入に努めましょう</li> <li>・ 食材の使い切りや、生ごみの水切りなどを徹底しごみの減量化に努めましょう</li> <li>・ フリーマーケット、リサイクルなどを有効に活用しましょう</li> <li>・ まだ使えるものは、すぐに捨てないで修理して繰り返し使いましょう</li> </ul>
	事 業 者 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化や、再生利用に努めましょう</li> <li>・ 製造したものを、回収・リサイクルできるよう取り組みましょう</li> <li>・ 原材料に再生資源を使用する取り組みに努めましょう</li> <li>・ 再使用や詰換えのできる製品の開発に努めましょう</li> <li>・ リサイクル技術の調査・研究に積極的に参加しましょう</li> </ul>

代表的な環境ラベル（エコラベル）の一例を紹介！

 <p><b>エコマーク</b> 環境を汚さない、環境改善・保全型商品として（財）日本環境協会が認定した商品についています。</p>	 <p><b>PCグリーンラベル</b> 3Rに配慮して設計・製造されたパソコンについています。2001年に有限責任中間法人パソコン3R推進センターが制定しました</p>
 <p><b>グリーンマーク</b> 再生利用した雑誌・コピー用紙など、（財）古紙再生促進センターが認定した商品についています。</p>	 <p><b>省エネマーク</b> 省エネルギー法に基づく省エネ基準をどの程度達成しているか表示する制度。省エネ性能の優れた製品には緑色のマークが表示されます。</p>
 <p><b>再生PET樹脂リサイクル推奨マーク</b> PETボトル協議会が制定し、PETボトルをリサイクルした再生品についています。</p>	 <p><b>再生紙使用マーク</b> ごみ減量化推進国民会議で定められた、紙や紙製品の古紙配合率を示す自主的なマークで、Rの後の数字が古紙配合率（％）を示します。</p>

ほかにも、色々なマークやラベルがありますので、身の回りを探してみましょう！

基本目標 2. 循環環境関連 **ごみを減らし きれいな まちづくり**

**廃棄物の適正処理を推進し、クリーンなまちをめざします。**  
循環型社会の形成推進のため、各種関連計画等に基づき一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理を進めるとともに不法投棄防止対策を強化する必要があります。

**② 廃棄物の適正処理をめざします**

**(1) 廃棄物の適正処理の推進** 2-②-(1)

廃棄物の適正処理を進め、ごみの分別の徹底や資源回収を積極的に推進し、廃棄物の減量化と再資源化による循環型社会の拡充に取り組みます

環境施策の方針	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理基本計画に基づき適切な処理に取り組みます</li> <li>適正なごみの分別と排出マナーの向上の啓発に取り組みます</li> <li>産業廃棄物の排出事業者や処理業者の施設立ち入り調査などによる、適正な処理の指導・啓発に取り組みます</li> <li>最終処分場の管理強化に取り組みます</li> <li>産業廃棄物の処理の実態把握と情報提供に取り組みます</li> <li>廃棄物処理に対する監視・指導体制の強化に取り組みます</li> <li>マニフェスト制度による産業廃棄物管理の徹底に取り組みます</li> </ul>
	市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの収集日や分別方法を守り、排出マナーの向上に努めましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の適正な保管・運搬・分別・処理に努めましょう</li> </ul>

→ こんな「ごみ」はどうすれば？  
白老町では、廃棄物の適切な処理の推進に向け、「ごみ分別辞典」を作成しています。一般家庭から排出される1620種類以上の品目について可燃・不燃などの区分けで排出方法をわかりやすく掲載しています。  
この分別辞典は、役場の生活環境課窓口で希望者に配布しているほか、ホームページでも閲覧・ダウンロードすることが出来ます。



環境施策の方針

(2) 不法投棄の撲滅の推進

2-②-(2)

町内会や関係団体・ボランティア監視員などと協力し、不法投棄や野焼きの防止に関する体制強化に向けた取り組みを推進します

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄に関する情報提供の強化と意識啓発に取り組めます</li> <li>不法投棄などに対する監視・通報体制の確立に取り組めます</li> <li>不法投棄（野焼き）など不正処理の防止に向けた啓発に取り組めます</li> <li>協力団体に対し「不法投棄監視車」ステッカーの配布に取り組めます</li> <li>クリーンしらおい活動を推進し、まちの美化活動に取り組めます</li> <li>ボランティア監視員の活動の支援に取り組めます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのポイ捨てや不法投棄や野焼きなどの不正処分は行なわないようにしましょう</li> <li>クリーンしらおいなど、まちの美化活動に積極的に参加し環境保全に努めましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の適正な保管・運搬・分別・処理に努めましょう</li> <li>不法投棄や野焼きなどの不正処分は行なわないよう、関係法令を遵守しましょう</li> <li>クリーンしらおいなど、まちの美化活動に積極的に参加し環境保全に努めましょう</li> </ul>

→ 白老町内では、依然としてさまざまな不法投棄が見られます。

きれいなまちのため、住みよい環境の保全のためにも、不法投棄の撲滅に向け対策を強化していかねばなりません。

下記の表は、令和2年度に確認され回収した不法投棄の量です。

(単位：kg)

タイヤ	古紙	バッテリー	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	可燃物	不燃物	鉄類
620	1,300	40	430	400	140	890	3,260	1,490



## 基本目標 3. 自然環境関連

## 身近な自然を守り 育てる まちづくり

みどりをまもり、育てましょう。

わたしたちのまわりには大小、様々なみどりがあり、地域の生態系の保全、良好な都市景観の形成、災害防止などの機能を持っているほか、やすらぎとストレスの軽減効果などがあります。

森林や農地は、まち全体の骨格ともいえるみどりとなり、公園や緑地のほか各家庭の庭先の花壇もまちのみどりを構成する大切なみどりの環境となっています。

こうした様々なみどりを適切に管理することで、地球温暖化の防止や快適な住環境の創造につながっていきます。

白老町内で確認されている、希少な植物の一例（写真提供：晴披 武一 氏ほか）



← クマガイソ



メハジキ →



← サルメンエビネ



フイリミヤマスマシレ →



← サクラスマシレ



シラネアオイ →



← シラオイエンレイソウ



シラオイハコベ →



## ① 豊かな自然環境の保全と創出をめざします

### (1) みどりをまもり育てる取り組み

3-①-(1)

森林や農地、公園などの公共空間の緑化や保全を推進し、花とみどりに囲まれた心地よい環境づくりに取り組みます

環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園や緑地の整備など、まちなかの緑化に取り組みます</li> <li>森林・農地など、みどりの保全と適切な管理と支援の推進に取り組みます</li> <li>萩の里自然公園など里山の保全に取り組みます</li> <li>町有林や民有林の保護や整備に取り組みます</li> <li>町民や事業者の声を生かし、まちの景観向上の推進に取り組みます</li> <li>農薬の使用を減らしたクリーン農業の推進に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園や街路樹などの整備や維持管理に協力しましょう</li> <li>緑化の活動や花壇の整備など、小さな所からみどりを増やしましょう</li> <li>農業体験などを利用し、農業に関する理解を深めましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業所敷地内の緑化・花壇整備や緑地確保に努めるとともに、地域の緑化活動に協力しましょう</li> <li>植樹祭などのイベントに積極的に参加をしましょう</li> <li>未利用地など空地においても、草刈などを実施し適切な管理をしましょう</li> <li>有機肥料や低農薬を推進し、環境に負荷を与えない農業を推進しましょう</li> <li>地産地消の推進と地域の農業を宣伝しましょう</li> <li>グリーンツーリズムを推進し町民との交流の場を広げましょう</li> </ul>



## 基本目標 3. 自然環境関連

## 身近な自然を守り 育てる まちづくり

## 自然環境の保全や調査を推進します。

しらおいの豊かな自然は、町民にとっても、多くの動植物にとっても貴重な財産です。わたしたちのまわりでは、市街地の拡大、日常生活・事業活動に伴う環境負荷の増大により自然が減少し、動植物の生息場所が失われてきています。

このため、自然環境調査などによる環境保全活動や、情報の収集・提供を行なっていくとともに、自然とのふれあいの機会を設け、適切な自然環境の保全活動に取り組みます。



## ① 豊かな自然環境の保全と創出をめざします

## (2) 自然環境保全・調査の実施

3-①-(2)

貴重な自然の現状を把握し、良好な自然環境の保全の推進と、自然保護意識の向上を図るための情報の収集や啓発を行なっていきます

## 環境施策の方針

取組項目		取組内容
行政の取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨコスト湿原、ポロト湖や倶多楽湖などの自然環境調査に取り組みます</li> <li>・自然保護に関する情報収集や提供に取り組みます</li> <li>・自然観察会など環境保全に関わるイベントの推進や活動支援、開催情報や機会の提供に取り組みます</li> <li>・自然保護意識の向上に取り組みます</li> <li>・白老町の環境白書を作成し、公表します</li> </ul>
町民の取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とのふれあいの機会を通し、自然環境の保全活動に参加しましょう</li> <li>・自然環境調査や自然観察会などへ積極的に参加しましょう</li> <li>・日ごろからレジャーなどの機会を増やし、自然とふれあいましょう</li> <li>・自然環境に関する情報を収集し知識を増やしましょう</li> </ul>
事業者の取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う地域への環境負荷を低減させ、自然環境の保全に努めましょう</li> <li>・自然環境保全に関わるイベントなどへ積極的に参加しましょう</li> <li>・自然環境調査や自然観察会などの活動参加や支援をしましょう</li> <li>・自然環境に関する情報を収集し知識を増やしましょう</li> </ul>

白老町内で確認されている、希少な鳥類の一例 (写真提供：菅原 弘行氏)



白老町内で確認されている、希少な昆虫 (トンボ) の一例 (写真提供：相吉 正亮氏)



第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進  
に向けて

第5章 施策の体系  
と取り組み

第6章 現しらおいの  
況

第7章 参考資料

## 上下水道の整備と利用を促進します。

わたしたちの生活環境を構成していく上で、水の供給や排水はライフラインの要として非常に重要な設備です。自然の環境に配慮した上下水道環境を整備し、生活と自然双方の環境のバランスがとれた快適な環境整備や生活排水対策を進める必要があります。



## ② 豊かな水環境の保全をめざします

## (1) 上下水道の整備と利用促進

3-②-(1)

安全な水の供給と水源保全に努め、河川などの水質管理を推進します

環境  
施策  
の方  
針

取 組 項 目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設の整備や維持管理と監視体制の推進に取り組みます</li> <li>上下水道利用率の向上に取り組みます</li> <li>水の安全性確保に取り組みます</li> <li>水道水源保全の推進とPRに取り組みます</li> <li>水道水源の監視等水質管理の推進に取り組みます</li> <li>水源涵養機能を持った森林の保全に取り組みます</li> <li>水質の監視・測定・緊急時の通報体制の整備・充実に取り組みます</li> <li>生活排水対策の普及・啓発に取り組みます</li> <li>合併処理浄化槽の適切な維持管理の推進に取り組みます</li> <li>浄化槽設置の補助に取り組みます</li> <li>地下水の継続的調査の実施と安全対策に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>水資源の有効活用に努めましょう</li> <li>日常生活に使用している水が、どのようにして作られているかを考え大切に使うよう心がけましょう</li> <li>廃油は下水道に流さないようにし、リサイクルに出しましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>水資源の有効活用に努めましょう</li> <li>定期的な排水の自主測定を実施し、有害物質の排出防止に努めましょう</li> <li>化学物質や薬品、農薬などの使用量削減に努めましょう</li> <li>水環境に配慮した事業活動の推進に努めましょう</li> </ul>

(2) 水環境の調査		3-②-(2)
公共用水域や事業所排水の水質監視を行い、自然環境の保全に取り組みます		
環境施策の方針	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法、土壌汚染防止法などの関係法令や、公害防止協定に基づき工場・事業者の指導強化などに取り組みます</li> <li>定期的に河川・湖沼や地下水の水質調査による、監視に取り組みます</li> <li>ゴルフ場等における水質汚濁防止対策の推進に取り組みます</li> <li>工場・事業所排水の監視体制強化の推進に取り組みます</li> <li>公共用水域・土壌・地下水汚染防止への調査・監視体制に取り組みます</li> <li>水環境に配慮した農業や産業の推進に取り組みます</li> </ul>
	市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害な化学物質について関心を持ち、正しい知識を身につけましょう</li> <li>料理くずや油などをそのまま排水しないようにしましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚染の自主調査を実施し、結果を公表しましょう</li> <li>排水処理施設などの整備充実と、土壌・水質汚染に関する自主目標を設定し、適切な施設管理を行いましょ</li> <li>化学物質の適正な使用、管理を徹底しましょう</li> </ul>

### 水の汚れ！

◆ 生活排水とは？  
生活排水とは、私たちが生活する上で日々流し続けている排水のことで、生活雑排水と呼ばれる台所、洗濯、風呂などによる排水と、し尿を合わせたものです。この生活排水の量は、1人1日当たり250ℓになり、その中にはおよそ40gの汚れ（BOD負荷量）が含まれています。  
有機物による川や海の汚染の約7割が、私たち一般家庭の生活排水が原因であると言われています。

◆ 魚が住める水質に戻すには？  
食べ残しをそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が住める水質（BOD値5mg/ℓ以下）に戻すには、浴槽何杯分もの水が必要となるほどの汚れ（有機物）を含んでいます。  
少しずつ流したとしても、毎日では大変な量の汚れとなります。

食品名	みそ汁	ラーメンの汁	米のとぎ汁	ビール	牛乳
汚れ具合 (BOD)	31,000mg/ℓ	41,000mg/ℓ	900mg/ℓ	90,000mg/ℓ	120,000mg/ℓ
これだけ捨てたら	おわん1杯 (200ml)	ひとり分 (300ml)	2ℓ	コップ1杯 (200ml)	コップ1杯 (200ml)
必要な水の量	浴槽4.1杯	浴槽8.2杯	浴槽1.2杯	浴槽12杯	浴槽16杯
窒素	2,100mg/ℓ	3,500mg/ℓ	33mg/ℓ	1,300mg/ℓ	5,900mg/ℓ
りん	180mg/ℓ	140mg/ℓ	24mg/ℓ	22mg/ℓ	930mg/ℓ

※浴槽1杯は約300ℓ

主な食品の汚れの程度

## 基本目標 3. 自然環境関連

## 身近な自然を守り 育てる まちづくり

## 多様な生態系の保全に向けて取り組みます。

わたしたちの身の回りの自然環境は、多様な野生生物の生息空間となっており、希少種や絶滅危惧種のほか特定外来生物も含め、数多くの生物が存在しています。

近年では住環境整備などの拡大で野生動植物の生息域が減少しており、良好な自然環境の維持保全と、そこに生息する希少動植物保護の取り組みが必要とされています。また、外来生物における在来種の生態系破壊が問題となっており、野生生物類の生育環境を十分に理解し、絶滅危惧種・希少種の保護と有害鳥獣・外来生物の防除活動に向け、国や北海道における生物多様性の保全と連携した取り組みが必要となっています。



## ③ 生物多様性の保全への取り組みをめざします

## (1) 野生生物種の保護と保全に向けた取り組み

3-③-(1)

町内に生息する野生生物種の調査研究と、保全に取り組みます

## 環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道レッドデータブック掲載種など、絶滅の恐れのある野生生物種の生態状況の把握と、保護・保全に取り組みます</li> <li>事業者の行う開発行為などについて、野生生物種の保護・保全に配慮されるよう現地調査や指導に取り組みます</li> <li>国や北海道の生物多様性の保全と情報共有や提供などに取り組みます</li> <li>鳥獣保護員との連携による保護・保全に取り組みます</li> <li>地域固有の生態系を破壊する恐れのある外来生物の防除活動に取り組みます</li> <li>特定外来種の駆除対策に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物種の観察や環境保全活動に参加し知識を広げましょう</li> <li>野生生物種への給餌は生態系の破壊につながるのでやめましょう</li> <li>外来生物についての知識と理解を深めましょう</li> <li>絶滅危惧種や、在来種について理解を深め、保全活動に参加しましょう</li> <li>ペットを川や山など野外に捨てないようにしましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物種の観察や環境保全活動に参加し知識を広げましょう</li> <li>自然を改変する開発行為は野生生物種の生息や植生を理解し、環境の保全に配慮した計画や工事を工夫しましょう</li> <li>緑地整備などにあたっては、在来種など地域の植生に配慮しましょう</li> </ul>

(2) 生物との共生に向けた取り組み		3-③-(2)
多様な生物と人との調和のとれたまちづくりに取り組みます		
環境 施策 の方 針	行政 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣（カラス・キツネ・エゾシカなど）の駆除に対して適切に取り組みます</li> <li>・害虫類（スズメバチ、ドクガなど）の防除について啓発していきます</li> <li>・愛玩動物の適正な飼い方の啓発について取り組みます</li> <li>・畜犬登録と狂犬病予防接種率の向上に取り組みます</li> </ul>
	町 民 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットは責任を持って最後まで飼うようにしましょう</li> <li>・ペットの糞はポイ捨てしないで持ち帰りましょう</li> <li>・野良猫などに餌をあげないようにしましょう</li> <li>・ペットは、周りに迷惑をかけないように適切に飼いましょう</li> </ul>
	事 業 者 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣（カラス・キツネ・エゾシカなど）の駆除に対して適切に取り組みましょう</li> <li>・動物を取り扱う業者は、業者として法律を遵守しましょう</li> </ul>

→ 外来生物？

日本在来の生物を捕食したり競合など生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたり、或いはそうする恐れのある外来生物による被害を防止するために、これらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が外来生物の防除を行うことを定めています。

また、その懸念が指摘されている生物については「要注意外来生物」として、特定外来生物への指定を視野に入れ別途指定することが定められています。

白老町で確認または、今後の防除活動が必要な外来生物種の代表的な例を紹介します！



アライグマ  
(特定外来生物)



セイヨウオオマルハナバチ



セイタカアワダチソウ

(要注意外来生物)

## 基本目標 4. 生活環境関連

## 安心して暮らせる まちづくり

きれいで快適なまちづくりを進めます。

空き地や住宅の周りに雑草や草木が繁茂していると、道路の視界が悪くなったり、虫が繁殖したりと、住環境に悪影響を与えます。

人為的に放置される廃屋・廃看板や使われなくなった資材などは、景観環境の悪化のほかにも、台風などでの倒壊や飛散による被害、不審火による火災の危険性も心配されます。

身の回りの生活環境を見直し、住環境の整備を進めていくことは、景観を良くし、安心して暮らすことにつながっていきます。



## ① 快適な住環境の創造をめざします

## (1) 環境美化の推進に向けた取り組み

4-①-(1)

住みよい、きれいな街並みの推進に取り組みます

## 環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町有林、民有林、フラワーロード、町有花壇の整備に取り組みます</li> <li>・ 花とみどりの会の支援に取り組みます</li> <li>・ 街路樹の剪定など、整備や適正な維持管理に取り組みます</li> <li>・ 白老町空き家等の適正管理に関する条例及び関係法令に基づき廃屋などの適切な管理を推進します</li> <li>・ 廃看板の撤去や管理について取り組みます</li> <li>・ 空き地の雑草除去や立ち木の適正な管理の指導について取り組みます</li> <li>・ 通行しやすい町道の整備の推進に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃・植樹・花壇整備など、身近なところから、環境美化活動に参加しましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理地の雑草の草刈や木の剪定などに取り組みましょう</li> <li>・ 清掃・植樹・花壇整備など、環境美化活動に参加しましょう</li> </ul>

基本目標 4. 生活環境関連

安心して暮らせる まちづくり

公害を監視し、安全で安心なまちづくりをめざします。

身の回りの生活環境には、大小さまざまな公害があります。小さな公害であってもやがてそれが大きな地球環境規模の公害に発展する可能性も否定できません。

町民、事業者は、生活・事業排水などを適切に処理し水質汚濁の防止、土壌・地下水への汚染をおこさないよう、適切な排水処理を行いましょう。

野焼きによるごみの焼却は、周辺に煙害と悪臭をもたらすだけでなく、有毒なダイオキシンを発生させるため絶対に行ってははいけません。



② 安全で安心なまちづくりをめざします

(1) 公害防止に向けた取り組み

4-②-(1)

公害発生のおそれのある施設との公害防止協定の締結や適切な監視体制に取り組めます。また、大気、水質、土壌、騒音・振動・悪臭の定期的な測定を実施して汚染状況を把握し、生活環境の保全に取り組めます

環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害発生のおそれのある施設との公害防止協定の締結に取り組めます</li> <li>・ 公害防止協定に基づく工場・事業者の指導強化などに取り組めます</li> <li>・ 公害に関する知識や情報の提供に取り組めます</li> <li>・ 大気汚染の監視体制に取り組めます</li> <li>・ 定期的に河川・湖沼や地下水の水質調査による、監視に取り組めます</li> <li>・ ゴルフ場等における水質汚濁防止対策の推進に取り組めます</li> <li>・ 工場・事業所排水の監視体制強化の推進に取り組めます</li> <li>・ 公共用水域・土壌・地下水汚染防止への調査・監視体制に取り組めます</li> <li>・ 騒音・振動・悪臭に対する指導や啓発、監視体制の充実に取り組めます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの野外焼却は絶対にやめましょう</li> <li>・ 薪ストーブなどは適切な煙突高さとし、周辺の煙害を防止しましょう</li> <li>・ 公害に関する知識や情報を学び、法令を遵守しましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気や水質、土壌に関する自主調査を実施し、結果を公表しましょう</li> <li>・ 化学物質の適正な使用、管理を徹底しましょう</li> <li>・ 悪臭や有毒ガスの漏洩が無いよう整備しましょう</li> <li>・ 土埃や粉塵などが発生する場合には散水対策などに心がけましょう</li> <li>・ 事業活動の見直しなどにより、少しでも公害を減らしましょう</li> <li>・ 公害に関する知識や情報を学び、法令を遵守しましょう</li> </ul>

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

第5章 施策の体系と取り組み

第6章 現しらおいの況

第7章 参考資料

**災害の未然防止と、被害減少に向けた環境整備に取り組みます。**

予期せぬ自然災害などは私たちの生活環境に大きく影響を及ぼします。

また、人為的に放置される廃屋・廃看板や使われなくなった資材などは、景観環境の悪化のほかにも、台風などでの倒壊や飛散による被害、不審火による火災の危険性も心配されます。身の回りの生活環境を見直し、災害予防に配慮した快適な環境を推進します。

**③ 災害に強い まちづくりをめざします****(1) 防災体制と減災に向けた環境整備**

4-③-(1)

災害の発生に備えた環境整備を充実させることで、災害予防や災害発生時の速やかな対応に取り組める体制づくりを推進します。

## 環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の充実をめざします</li> <li>・災害発生時の避難路や避難場所など関係機関との連携を図り、環境整備・保全に取り組みます</li> <li>・災害発生時の廃棄物対策について取り組みます</li> <li>・災害発生時の衛生対策について取り組みます</li> <li>・防災及び減災対策に向けた情報提供の推進に取り組みます</li> <li>・高波や高潮などから、海岸線の侵食を防止するため海岸保全対策を促進します</li> <li>・大雨等による河川の氾濫や洪水などによる被害の防止、軽減のため、河川や河畔林、排水施設の整備を推進します</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を想定した避難訓練などに参加し、地域環境にあわせた行動を把握しておきましょう</li> <li>・災害に関する情報収集や知識を学びましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を想定した避難訓練などに参加し、地域環境にあわせた行動を把握しておきましょう</li> <li>・災害に関する情報収集や知識を学びましょう</li> </ul>

基本目標 5. 環境教育関連 | 環境を知り 学び 守る行動が広がる まちづくり

環境教育の推進と人材の育成に取り組みます。

学校教育・社会教育における計画的かつ実践的な環境活動及び環境教育の推進と、環境団体同士の連携、環境団体と学校における環境教育の連携を進めます。

また、環境教育・環境活動のリーダーシップの養成や、アイヌの人々など先人の知恵と歴史を生かした環境学習や、後世に受け継ぐ担い手づくりなどにも取り組んでいきます。

白老町内ではさまざまな環境活動や環境教育などが行なわれています！



ヨコスト海岸クリーンアップ事業



萩の里自然公園での里山体験学習



虎杖小学校での未来&エネルギープロジェクト



イオル体験でのサケ猟の様子



ヨコスト海岸でのしらおい夏の海塾



令和3年度に開催された環境セミナーの様子

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

第5章 施策の体系と取り組み

第6章 現しらおいの状況

第7章 参考資料



## ① 環境教育の推進をめざします

### (1) 環境教育の推進と人材の育成

5-①-(1)

環境関連の講座やイベントの開催、歴史・文化施設などを通じた環境学習に関する啓発や、様々な環境問題に関する充実した情報を提供し、町民の意識向上と情報の共有化を図っていきます

#### 環境施策の方針

#### 取組項目

- |        |   |
|--------|---|
| 行政の取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育における環境教育の支援に取り組みます</li> <li>・総合的な学習の時間や生涯学習などを利用した環境教育の場の創造に取り組みます</li> <li>・環境学習による環境保全意識の啓発と考える機会の提供に取り組みます</li> <li>・環境学習に参加しやすい仕掛けづくりに取り組みます</li> <li>・さまざまな環境にふれあう機会の提供づくりに取り組みます</li> </ul>   |
| 町民の取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題への理解を深め環境に関する行事や学習会などに参加しましょう</li> <li>・こどもたちの環境教育、環境学習活動を支援しましょう</li> <li>・家庭の中での節電・節水や、ごみの分別などに取り組み、日ごろからの環境に対する意識を向上させましょう</li> <li>・さまざまな環境とふれあいながら、環境の知識や情報を学びましょう</li> </ul>  |
| 事業者の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報を積極的に取り入れ、先進的な取り組みや事例を収集し事業活動に取り入れましょう</li> <li>・環境問題の理解を深め、環境に関する行事や学習会などに参加しましょう</li> <li>・社内研修の開催など、環境問題についての理解を深め、環境教育や環境学習活動を展開し環境保全活動を推進しましょう</li> <li>・事業活動の中で環境保全活動を最大限取り入れるとともに、常に見直しを図るよう努めましょう</li> <li>・節電・節水や、ごみの分別などに取り組み、日ごろから環境に対する意識を向上させましょう</li> <li>・さまざまな環境とふれあいながら、環境の知識や情報を学びましょう</li> </ul> |

基本目標 5. 環境教育関連

環境を知り 学び 守る行動が広がる まちづくり

環境活動の推進と関係団体との連携・支援に努めます。

自然環境、リサイクル、美化清掃などの分野で活動する団体の活動を育成・支援するとともに、団体同士の連携を促進します。また、環境に関する研修会の開催や、環境情報の提供に努めます。



② 環境保全活動の推進をめざします

(1) 環境活動の推進と関係団体との連携・支援

5-②-(1)

環境保全活動団体とのさまざまな環境に対する推進の連携や支援、町民・事業者・行政が一体となった活動に取り組める体制の確立を図ります

環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境活動団体の活動支援や協働、育成に取り組みます</li> <li>環境町民会議による環境に対する活動の推進に取り組みます</li> <li>環境に関わるイベントや出前講座の開催に取り組みます</li> <li>環境保全活動に係る技術・知識等の情報提供と利用の支援に取り組みます</li> <li>国や道におけるさまざまな環境活動の情報収集と、その啓発活動に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題の理解を深め、環境に関する行事や学習会などに参加しましょう</li> <li>さまざまな環境とふれあいながら、環境の知識や情報を学びましょう</li> <li>日常から環境に対する意識・行動に取り組みましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する情報を積極的に取り入れ、先進的な取り組みや事例を導入した事業活動に取り組みましょう</li> <li>環境問題の理解を深め、環境に関する行事や学習会などに参加しましょう</li> <li>社内研修の開催などで、環境問題についての理解を深め、環境教育や環境学習活動を展開し環境保全活動を推進しましょう</li> <li>事業所間で環境保全についての情報を共有し連携体制を図りましょう</li> <li>日常から環境に対する意識・行動に取り組みましょう</li> <li>さまざまな環境とふれあいながら、環境の知識や情報を学びましょう</li> </ul>

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

第5章 施策の体系と取り組み

第6章 現しらの状況

第7章 参考資料

## 基本目標 5. 環境教育関連 環境を知り 学び 守る行動が広がる まちづくり

## 郷土の歴史的・文化的資源の継承や保全に取り組みます。

白老町の景観や文化は、私たち町民共有の大切な財産です。  
先人のアイヌ民族をはじめとする様々な文化や、史跡白老仙台藩陣屋跡など、過去の歴史を思い浮かばせる様々な歴史が残されています。

こうした歴史や文化とふれあうことや、それを生かした公共空間の景観環境整備を行い、限りなく後世へ伝承されていくことが必要です。



## ③ 歴史的、文化的資源の保全をめざします

## (1) 郷土の歴史・文化を生かした環境保全

5-③-(1)

まちの歴史・文化遺産の環境整備や保全に努め、身近にふれあうことができるイベントなどの開催や情報提供を通じ、文化の伝承に取り組みます

## 環境施策の方針

取組項目	行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財の維持・管理の充実に取り組みます</li> <li>歴史・文化に関する情報提供の推進に取り組みます</li> <li>郷土資料の公開・活用等の充実に取り組みます</li> <li>アイヌ民族の文化伝承に必要な動植物の保護・保全に取り組みます</li> <li>資料館や博物館、自然公園の整備保全など機能の充実に取り組みます</li> <li>環境や歴史、文化の伝承など、後世につながる人材の育成に取り組みます</li> </ul>
	町民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な歴史・文化の空間など、ふれあう機会を増やしましょう</li> <li>歴史や文化に関するイベントなどへ積極的な参加をするとともに、歴史的建造物や文化の伝承に積極的に参加しましょう</li> <li>地域の行事や文化活動の保存に努め、後世に伝承しましょう</li> </ul>
	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史や文化に関するイベントなどへ積極的な参加をするとともに、歴史的建造物や文化の伝承に積極的に取り組みましょう</li> <li>文化の伝承や担い手など、後世につなぐ人材育成に取り組みましょう</li> <li>開発計画、事業活動実施の際は、埋蔵文化財包蔵地などの情報を十分に収集し、関係機関と連携を図りましょう</li> </ul>

## 第3部

## 資料編

第6章 しらおいの現況

第7章 参考資料

# 第6章 しらおいの現況

## しらおいの現況について

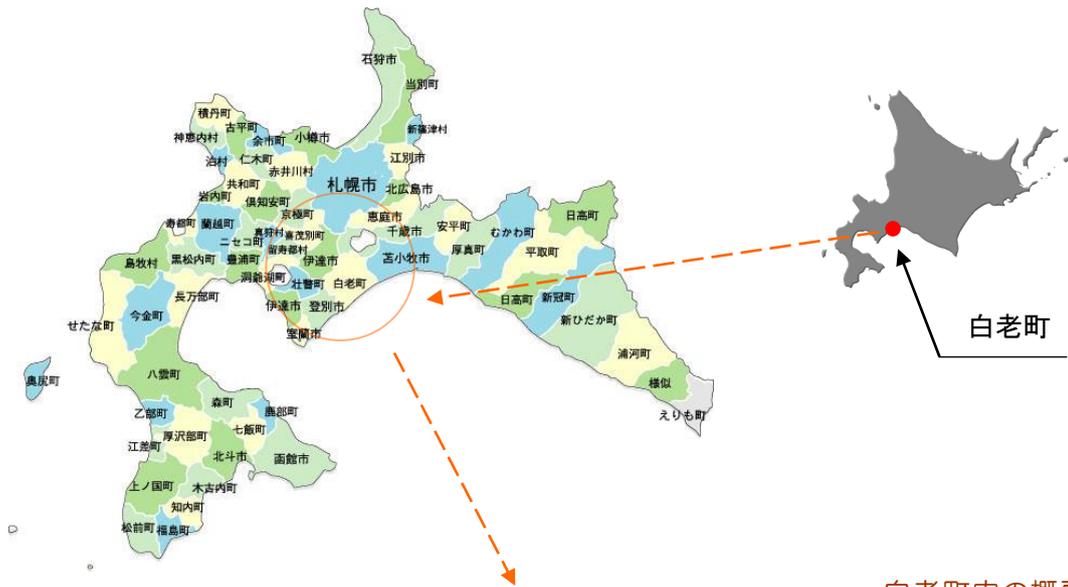
### 1 白老町の概況

#### (1) 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、総面積 425.64 km<sup>2</sup>、東西 28.0 km、南北 26.4 kmの行政区域を有しています。東は苫小牧市、西は登別市、南は太平洋をのぞみ、北部は千歳市、大滝村 (H18 伊達市と合併)、壮瞥町に接しています。

主要交通幹線は、海岸線沿い国道 36 号に平行して道央自動車道が通り、それと交差するように南北方向には主要道道白老大滝線が通っています。

また、鉄道は、JR 北海道室蘭本線 (駅が 6 箇所) が東西に町を貫いているほか、地方港湾白老港が整備されているなど交通アクセスに恵まれています。



白老町内の概要図



(2) 地 勢

町の南東から南西にかけて太平洋沿いに広がる平野で、東端から別々川・社台川・白老川・ブウベツ川・ウヨロ川・敷生川・メップ川・アヨロ川など数多くの水量豊かな中小河川が流れ、その流域の平野部には人家が集まり市街地を形成しています。

また、北東から北西にかけては、樽前山 (1,041m)・白老岳 (968m)・ホロホロ山 (1,322m)・オロフレ山 (1,231m) などが連なり、山岳地帯の大部分は国有林です。これらのほとんどが支笏洞爺国立公園に属し、クッタラ湖・ポロト湖・虎杖浜温泉郷・ポロトコタンなど、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれた町です。

白老町内の主な代表河川など

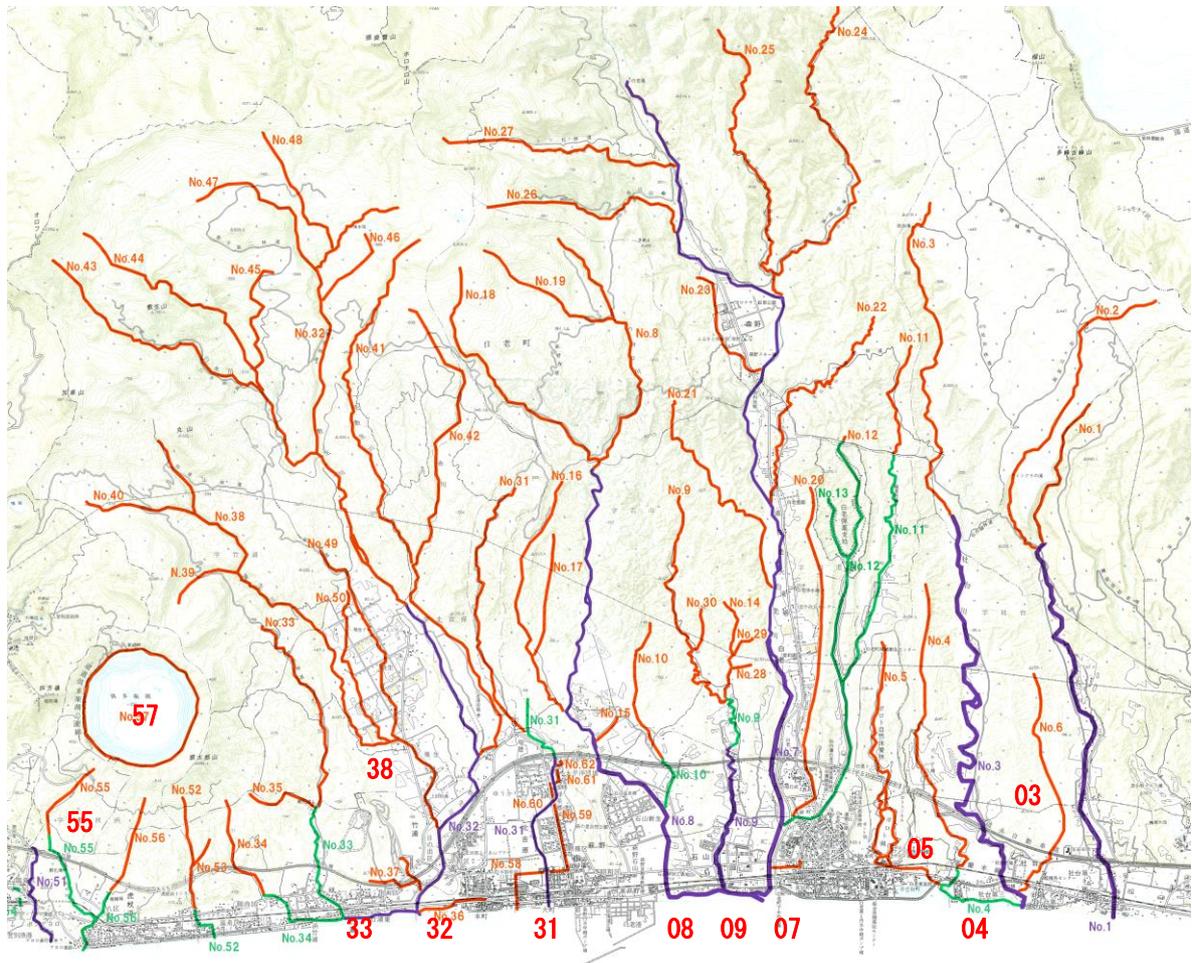
(白老町で水質測定を実施している主要河川等を下記に記載)

普通河川 —

準用河川 —

2級河川 —

03 社台川	04 ヨコスト川	07 白老川	09 ブウベツ川	08 ウヨロ川
31 フシコベツ川	32 敷生川	38 飛生川	33 メップ川	55 アヨロ川
57 倶多楽湖	05 ポロト湖 (ウツナイ川)			



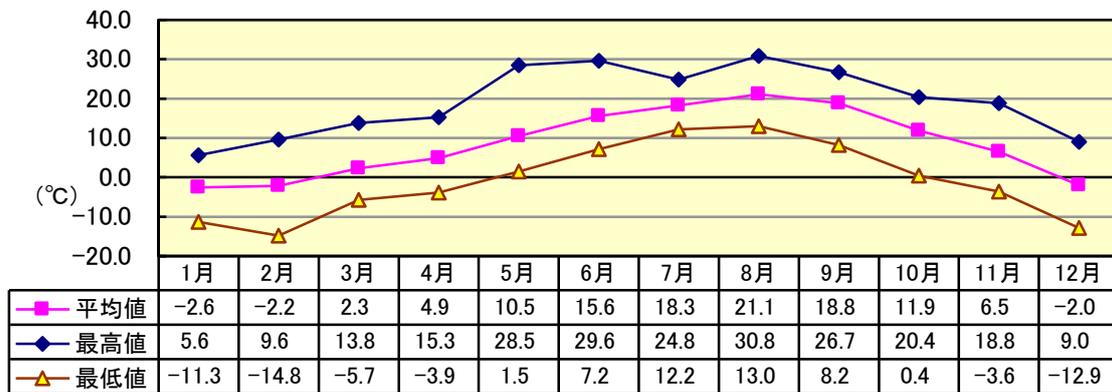
### (3) 気 候

本町の気候は、北海道の中にあつては、比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域です。過去10年の平均気温は年平均8.0℃程度で、最高気温は32.4℃、最低気温は-18.4℃です。

風向きは、春から夏にかけて西風と南風、秋から冬にかけては北西の風が多く、風速は年平均2.8m/sです。6月から8月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となりますが、秋は長く安定した気候が続きます。

降水量は年平均1,455mmと比較的多く、中でも山間部に位置する森野地区は道内でも有数の集中豪雨地帯としても知られており、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は降水量が極めて少ない状況となっています。

#### ・ 月別気温の推移（令和2年）



国土交通省 気象庁 統計データ

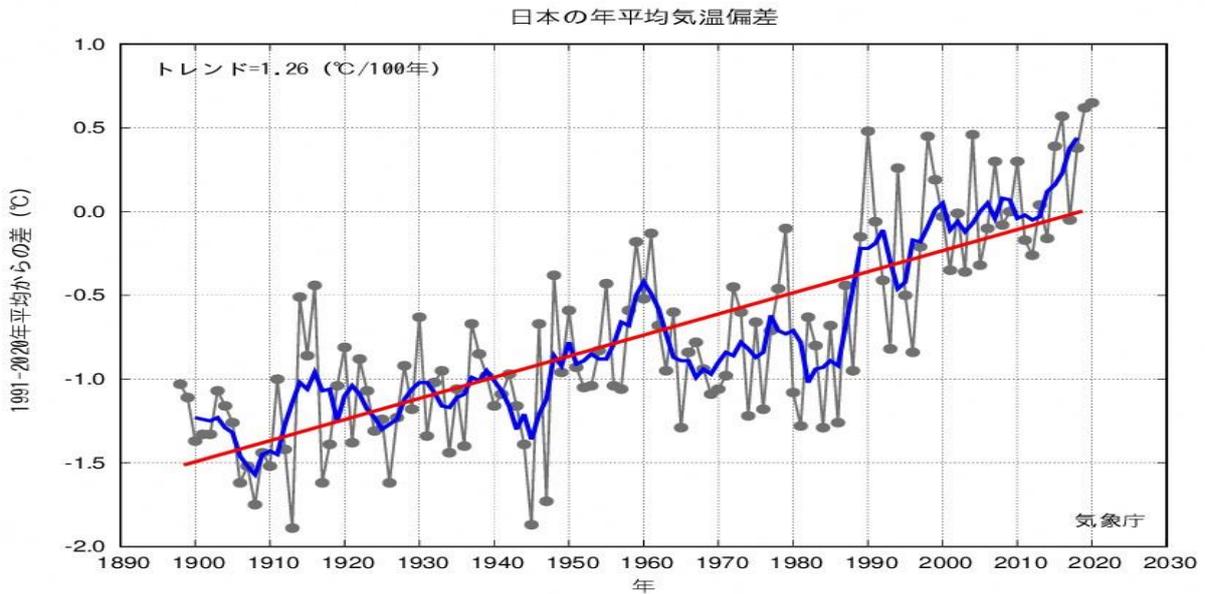
#### ・ 気象概要

年	降水量 (mm)			気温 (°C)			風向・風速 (m/s)			日照時間 (h)	最深積雪
	合計	日最大	最大 (1H)	日平均	最高	最低	平均	最大風速			
H23	1,250.5	105.0	42.0	7.4	32.1	-15.6	2.6	16.4	東南東	1,800.5	19
H24	1,416.0	124.5	25.0	7.6	29.5	-15.9	2.8	22.5	東南東	1,696.1	47
H25	1,650.5	118.5	31.5	7.8	30.1	-17.2	2.8	17.8	南東	1,624.8	18
H26	1,435.5	108.0	49.5	7.7	29.9	-14.8	2.8	21.9	東南東	2,002.2	39
H27	1,341.0	81.5	25.0	8.7	31.3	-12.5	2.8	14.7	南	1,839.6	11
H28	2,014.5	164.0	56.5	8.0	30.3	-13.7	2.8	23.6	東南東	1,818.8	17
H29	1,346.5	127.5	21.0	7.7	31.5	-15.7	2.7	17.9	東南東	1,886.5	25
H30	1,559.5	83.0	24.0	8.2	32.4	-17.9	2.8	22.5	東南東	1,718.5	27
R1	1,468.5	109.0	39.5	8.1	31.1	-18.4	2.7	15.3	南東	1,909.0	22
R2	1,072.5	69.5	14.0	8.6	30.8	-14.8	2.7	13.6	南西	1,724.0	25

国土交通省 気象庁 統計データ

・日本の年平均気温偏差の経年変化

2020年の日本の平均気温の基準値(1991年～2020年の30年平均値)からの偏差は+0.65℃で、1898年の統計開始以降最も高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.26℃の割合で上昇しています。

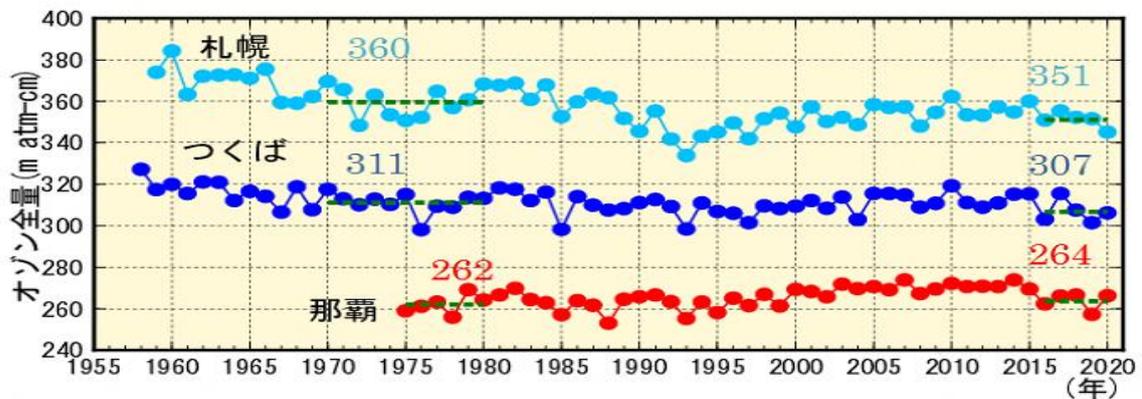


黒線は各年の平均気温の基準値からの偏差、青線は偏差の5年移動平均値、赤線は長期変化傾向を示す。

国土交通省 気象庁 統計データ

・日本上空のオゾン全量の年平均値の推移

日本上空のオゾン全量の経年変化は、札幌、つくば、那覇、南鳥島のオゾン全量の年平均値の経年変化としては、札幌とつくばのオゾン全量は、主に1980年代を中心に1990年代初めまで減少した後、緩やかな増加傾向が見られましたが、近年はオゾン全量が少ない年が続いています。



国土交通省 気象庁 統計データ

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

第5章 施策の体系と取り組み

第6章 現しらの状況

第7章 参考資料

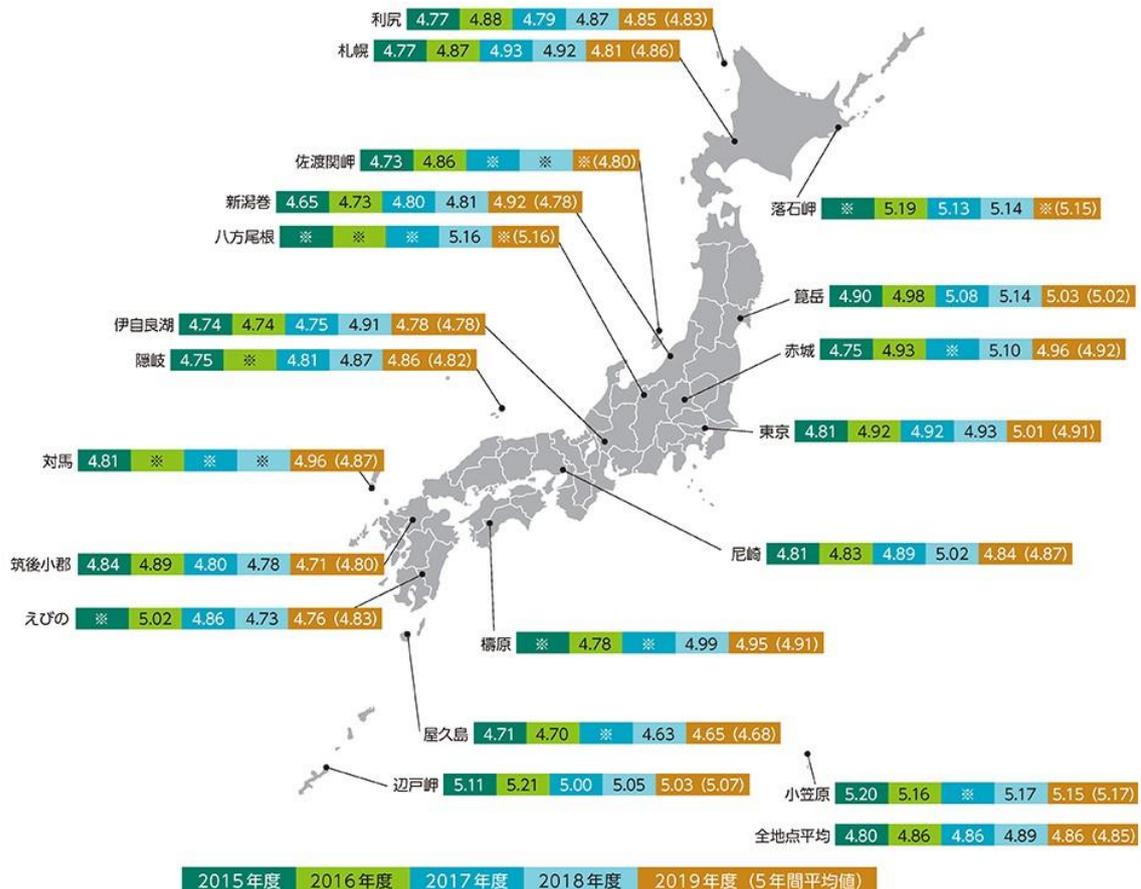
・酸性雨（降水中のpH）

酸性雨（酸性雪を含む）とは、石油などの化石燃料などを燃焼したときに発生する硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪などで国境を越えて影響があり、国際的な環境問題となっています。

一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、更に酸性雨による影響が生じるおそれがあります。

また、最近5か年度における降水中のpHの推移は依然として、全国的に酸性化した状態（全平均値 pH4.85）にあり、欧米等に比べて低いpHを示していますが、中国の大気汚染物質排出量の減少とともにpHの上昇の兆候が見られました。

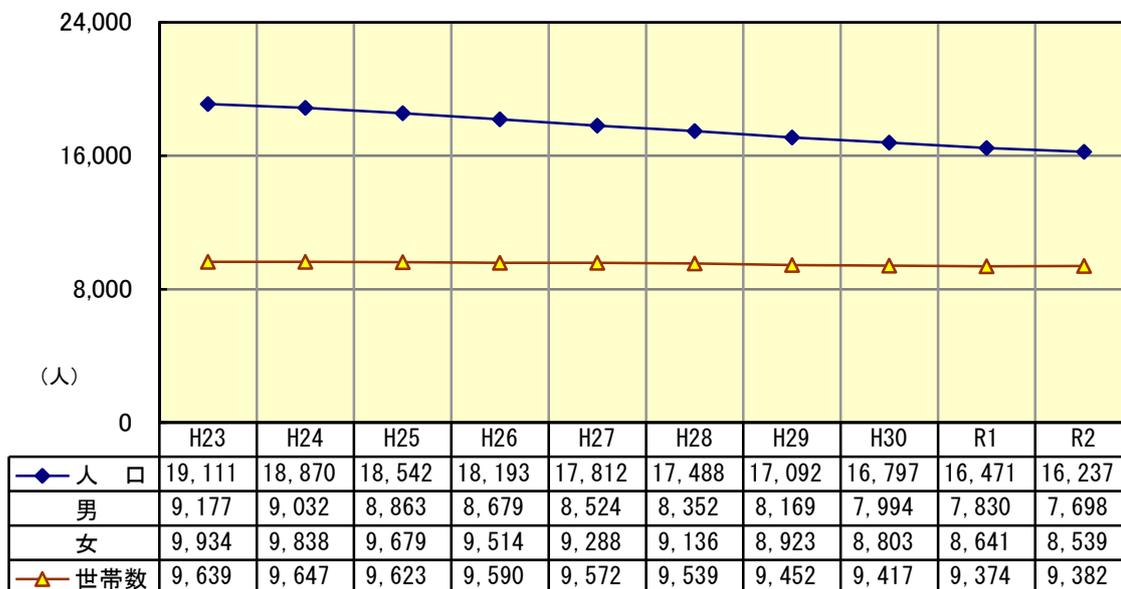
また、生態系に影響については、大気汚染等が原因と見られる森林の衰退は確認されず、モニタリングを実施しているほとんどの湖沼で、酸性化からの回復の兆候が見られました。



※：当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された。  
注：平均値は降水量加重平均により求めた。  
資料：環境省

### (4) 人口

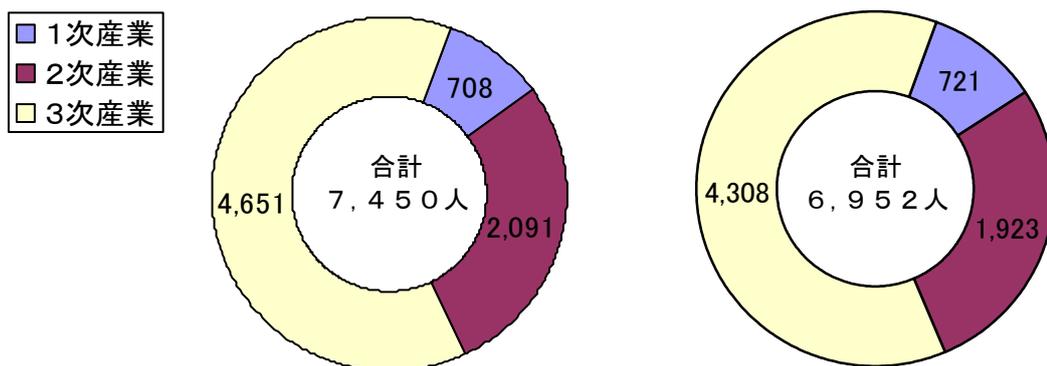
白老町の人口は年々減少傾向にあり、平成21年度以降は2万人を割っており、人口減少への対策がとても重要な課題です。



白老町住民基本台帳（届出）

### (5) 産業人口

白老町の産業人口は次のとおりとなっており、1次産業人口は増加していますが、2次・3次産業人口では減少傾向にあります。



	平成22年	平成28年
事業所数	56箇所	45箇所
製造品出荷額	約619億円	約659億円

H22、H27 国勢調査、H22 工業統計調査、H28 経済センサス

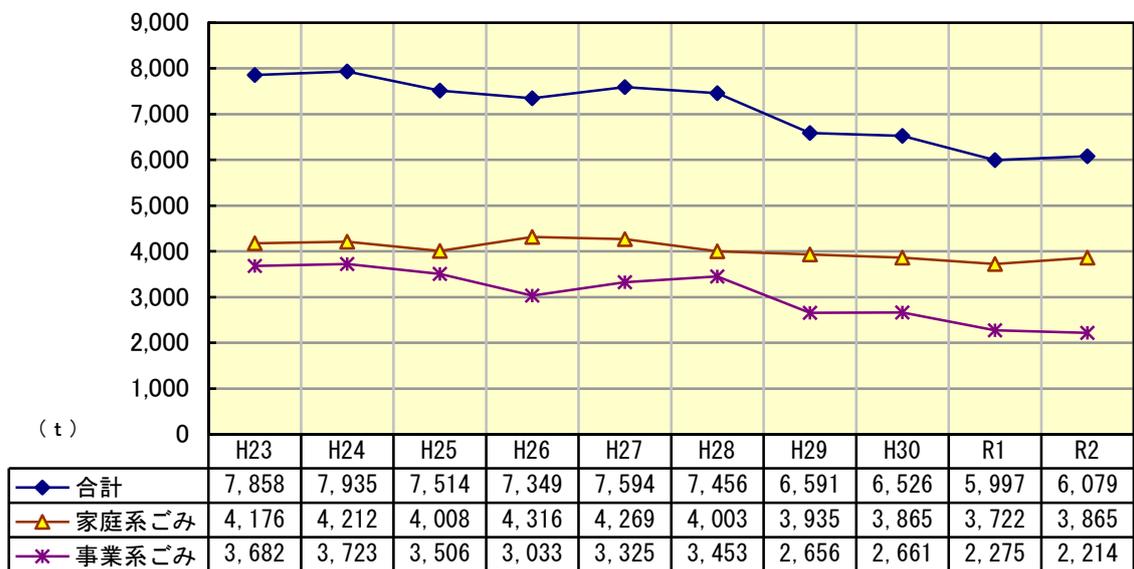
## 2 廃棄物処理の現状

### (1) 一般廃棄物

白老町の一般廃棄物処理の排出量は、全体では減少傾向にありますが、家庭系ごみはほぼ横這いの状況で推移しています。

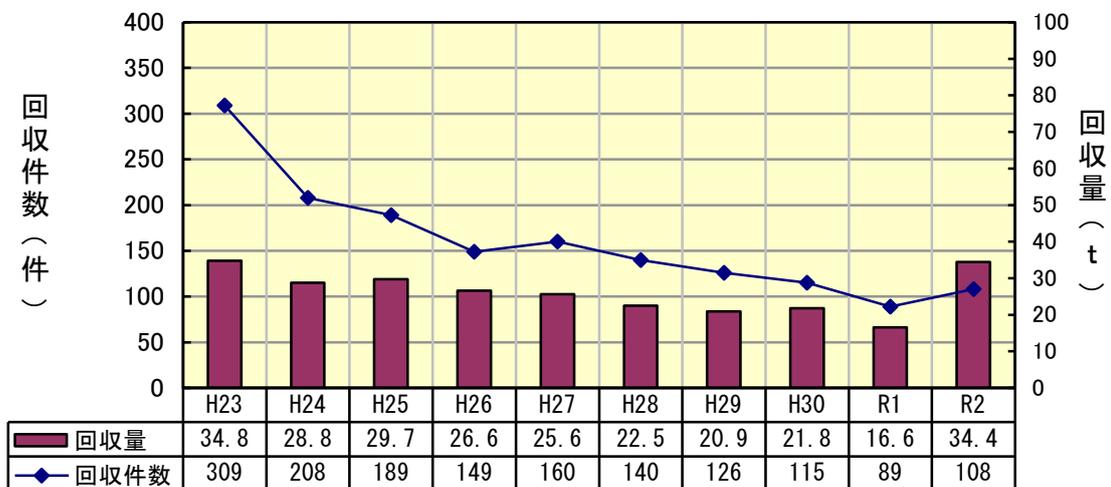
また、不法投棄のごみなどの回収量は、近年やや減少傾向にありますが、継続して、パトロールによる監視などの対策が必要です。

#### ・一般廃棄物排出量の推移



環境省 一般廃棄物処理実態調査

#### ・不法投棄処理実績の推移



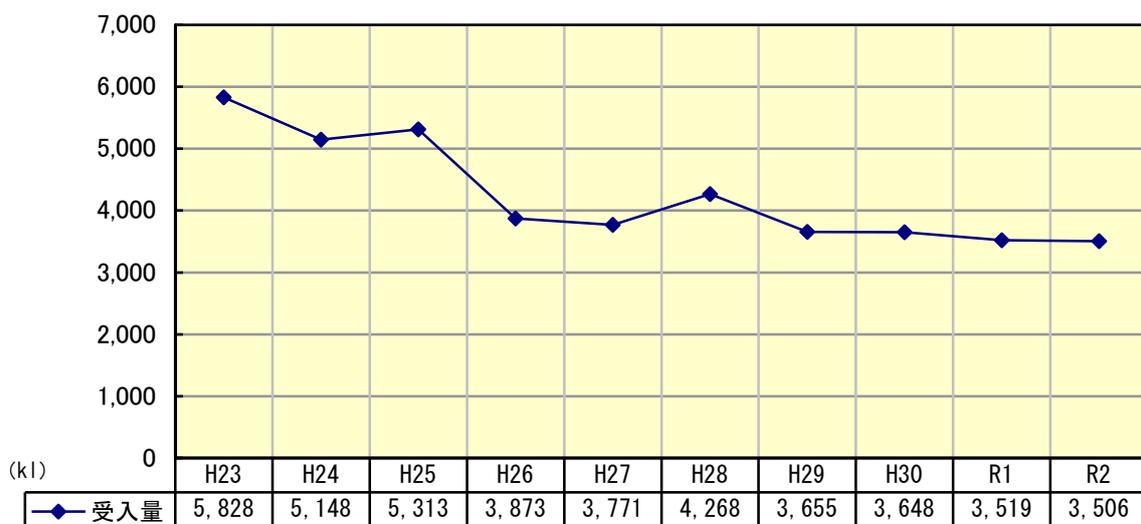
白老町 生活環境課

### (1) 一般廃棄物（し尿）

白老町のし尿処理施設での受入量は、近年の下水道整備の拡張により減少傾向にあり、脱水汚泥は、肥料化として有効利用されています。

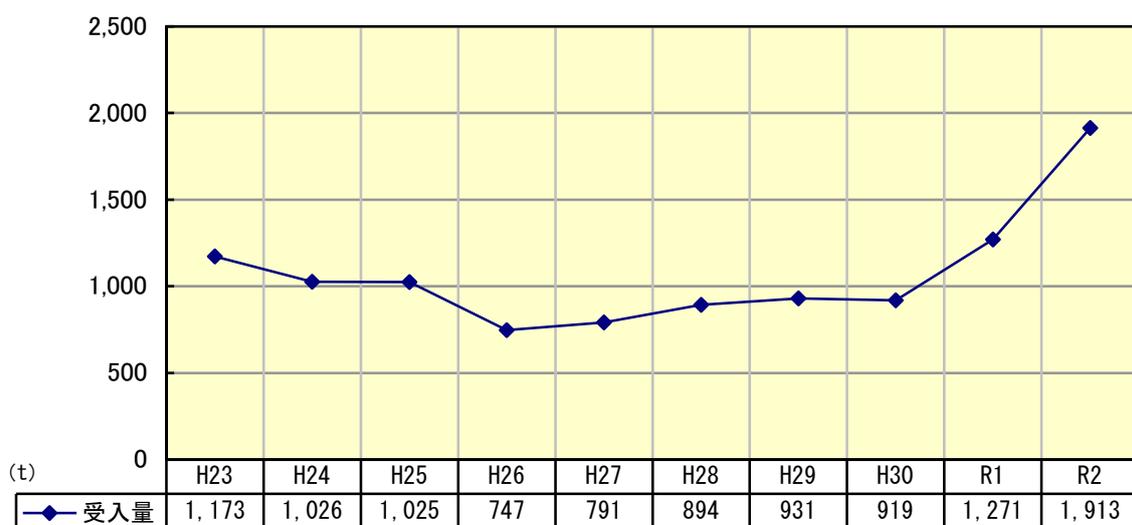
また、し尿処理施設は築後40年以上が経過し、老朽化が著しかったため令和2年度からMICS事業（污水处理施設共同整備事業）にて処理をしています。

#### ・し尿受入量の推移（浄化槽汚泥除く）



環境省 一般廃棄物処理実態調査

#### ・脱水汚泥発生量の推移



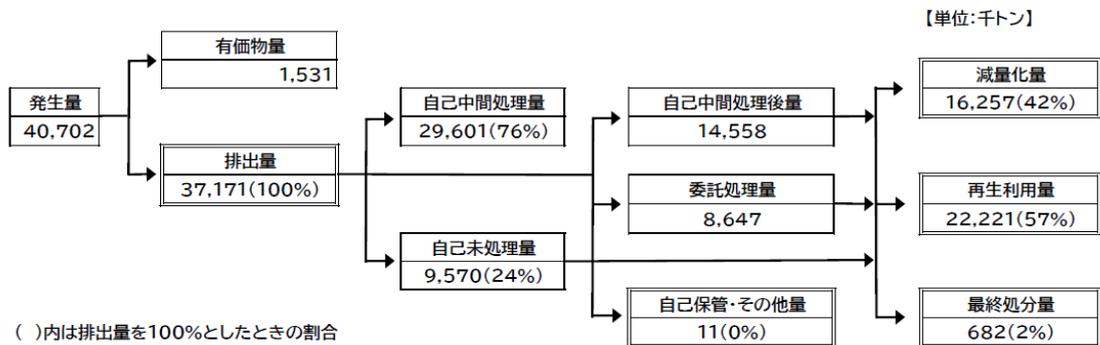
白老町 上下水道課

## (2) 産業廃棄物

白老町内の廃棄物の総排出量・内訳は把握できませんが、北海道がとりまとめた道内の産業廃棄物処理量の実態ではわずかな増加傾向にあります。しかし、再生利用量の増加も見られていることから、廃棄物の再生利用（リサイクル）の増進が図られているともいえます。

### ・北海道産業廃棄物処理状況調査結果概要（平成30年度実績より）

平成30年度における道内の産業廃棄物の発生量及び処理状況は、全体で40,702千トン発生し、発生量から有価物量1,531千トンを除いた39,171千トンが排出されています。この内、中間処理を経て16,257千トンが減量化、22,221千トンが再生利用、682千トンが最終処分、11千トンが自己保管等されています。



平成24年度実績と比較すると、排出量は1,950千トン、再生利用量は540千トン増加し、最終処分量は39千トン減少しています。

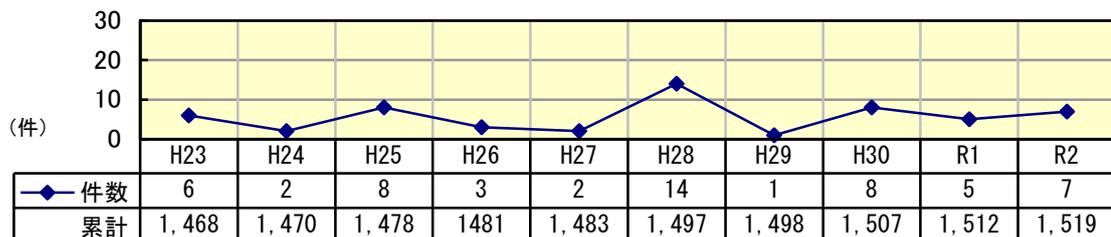
【単位:千トン】

区分	排出量	再生利用量	最終処分量
平成24年度	38,752	21,681	721
平成30年度	40,702	22,221	682

北海道 産業廃棄物処理状況調査

## (3) リサイクル（白老町コンポスト助成）

平成4年度から、コンポスト等の購入費の助成を実施し減量化に大きな役割を果たしています。助成個数は令和3年3月末現在で1,519個になっています。



白老町 生活環境課

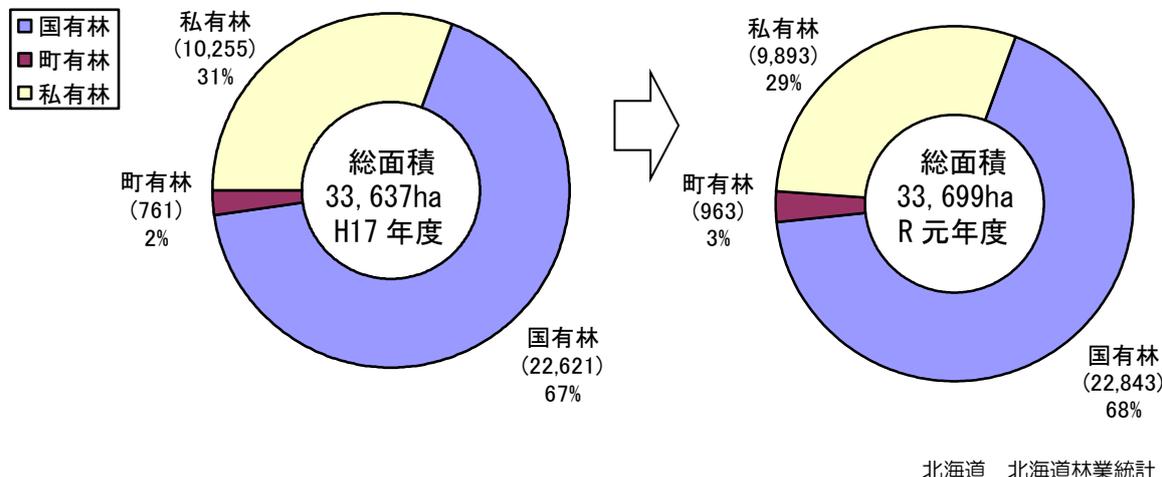
### 3 自然環境の現状

#### (1) 森林

白老町の森林面積は33,699haと総面積(42,564ha)の約79%を占めており、森林のみどりに恵まれた環境にあります。

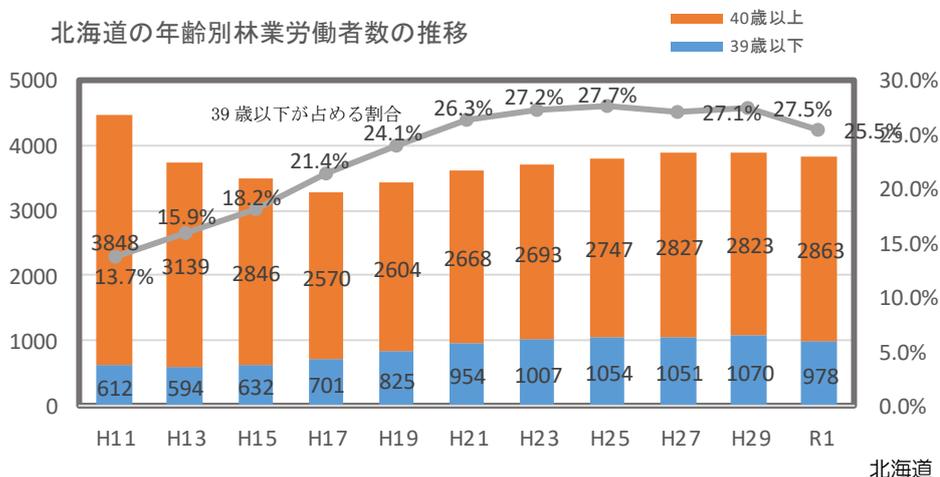
森林面積の内訳を見ると、国有林が22,843ha(68%)、町有林が963ha(3%)、私有林が9,893ha(29%)となっています。町有林と私有林を合わせた10,856haのうち、カラマツ・トドマツを主体とした人工林の面積は、2,846haであり、人工林率約26%と全道平均(約37%)より低くなっています。

白老町では、「白老町森林整備計画書」に基づいて、町有林・私有林の森林整備を推進していますが、国有林が森林面積の68%を占めていることから、国と連携協力した森林の保全に努めなければなりません。



#### ・ 林業従事者

林業従事者は、全国的に減少傾向にあります。北海道においては若手の人材が増加傾向でありましたが、近年は減少傾向となっています。今後も、まちの緑の骨格を成す森林の保全を担う人材の確保に向けた取り組みが大切です。

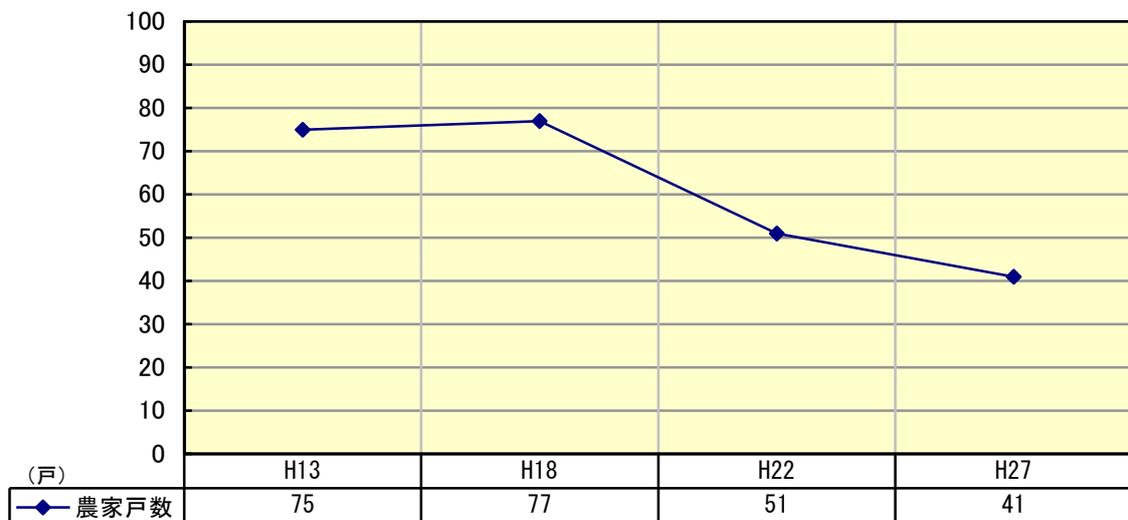


## (2) 農地

農地は、保水性に優れ防災機能を有するほか、景観形成機能や環境保全機能を持つことから、自然環境の面からも農地の保全に努める必要があります。

また、近年の農家戸数・耕地面積はいずれも減少傾向にあり、特に農家総戸数は、平成17年に77戸でしたが、平成27年には41戸と、ここ10年間で半減しており、農業経営者の確保や農地の維持管理が課題になっています。

## ・ 農家総戸数の推移



農林水産省 農林業センサス

## ・ 耕作面積の推移



農林水産省 農林業センサス

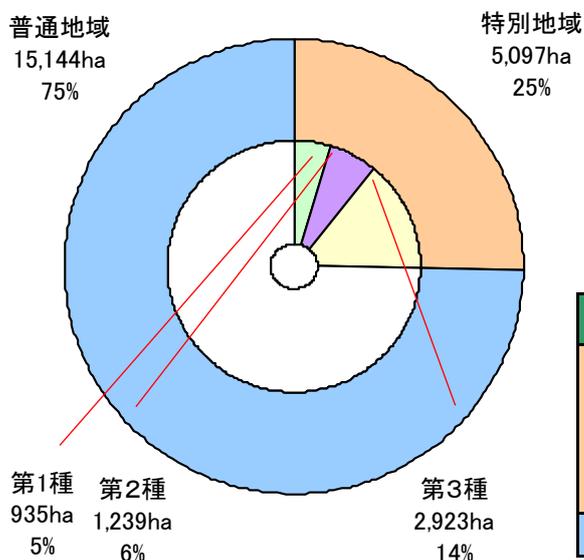
(3) 自然公園地域

白老町の北部山岳地帯は、自然公園法に基づく支笏洞爺国立公園に指定され、優れた自然の風景地を保護と、その利用の増進が図られています。

・支笏洞爺国立公園



※ 白老町内に特別保護地区はありません



自然公園面積		20,241	100%
特別地域		5,097	25%
第1種特別地域	935	5%	
第2種特別地域	1,239	6%	
第3種特別地域	2,923	14%	
普通地域		15,144	75%

環境省 自然公園資料

第1章 はじめに  
第2章 基本的事項  
第3章 基本構想  
第4章 計画の推進  
第5章 施策の体系  
第6章 現しらいの  
第7章 参考資料

## ・ 自然環境保全地域

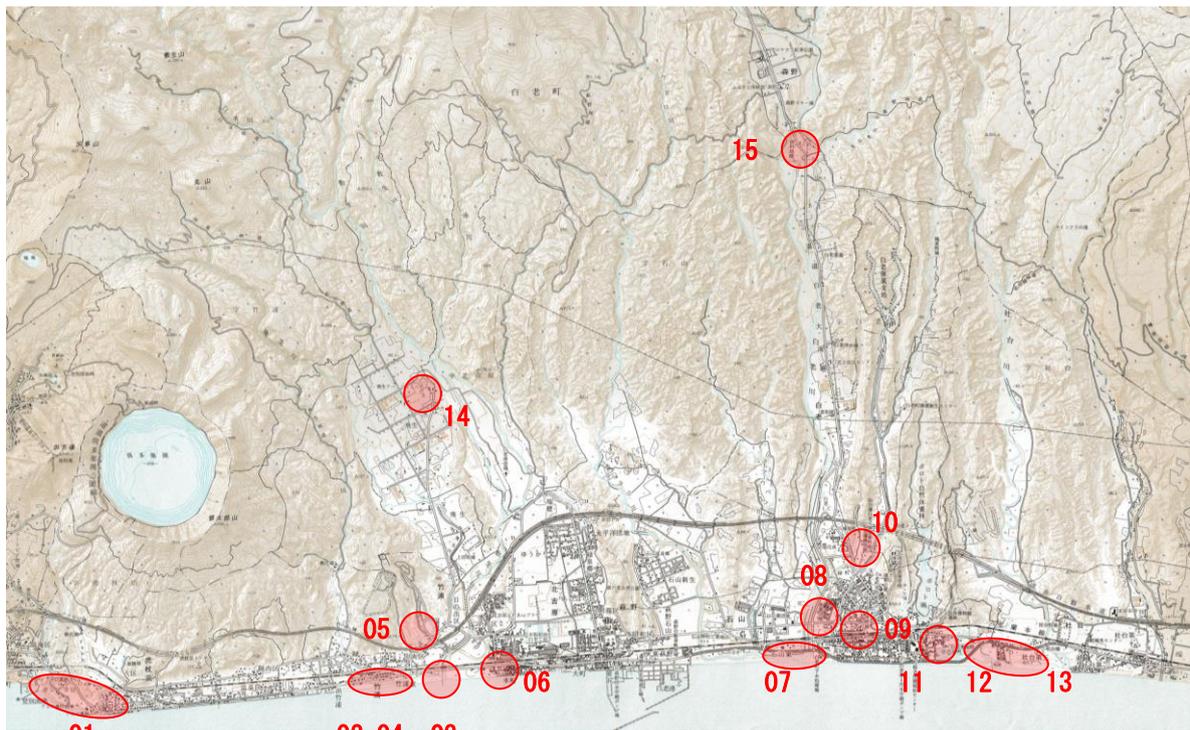
白老町内には北海道が策定した「北海道自然環境保全指針（平成元年）」の中で、「身近な自然地域」として町内15箇所が指定されています。

この身近な自然地域は、市街地周辺に残された貴重な自然が残っている場所であり、保全を図ることが必要です。

また、白老八幡神社境内の「誉の水松（イチイの木）」は銘木として選ばれており、北海道自然環境等保全条例に基づき、昭和47年3月1日に記念保護樹木の指定を受けています。

### 白老町に指定されている「身近な保全地域」

01 アヨロ・ポンアヨロ海岸	06 旧大昭和公園	11 日の出雑木林
02 メップ川流域	07 白老川河川敷	12 ヨコスト湿原
03 敷生川河川敷	08 旧白老墓地跡	13 社台の砂浜
04 竹浦の砂浜	09 八幡神社境内	14 飛生アートコミュニティー
05 手塚の沼	10 仙台藩陣屋跡	15 御料地橋川原



北海道 自然環境保全指針



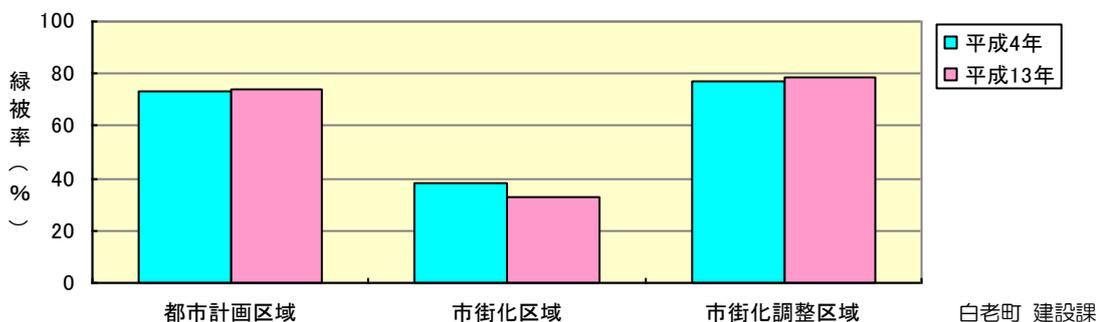
(4) まちの中のみどり

白老町のまちの中には、公園・花壇・街路樹・その他の緑地など、様々なみどりがあ  
ります。

・緑化の状況

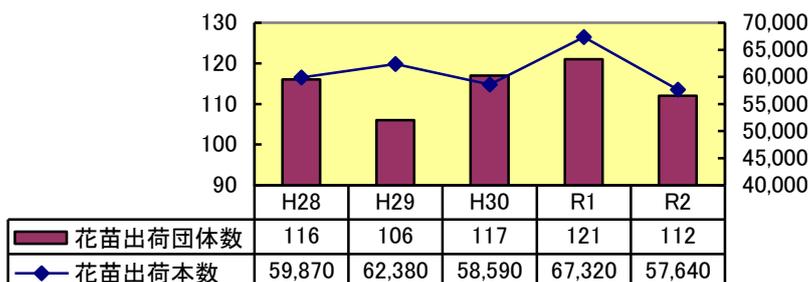
平成4年からの緑被率を比較すると、都市計画区域全体では、0.8%増となっており、  
これまでの変化はそれほど見られません。しかし、市街化区域では、4.8%も減少してお  
り、市街地のみどりが年々減少していることがわかります。

区 域	区 別	平成4年	平成13年
都市計画 区 域	区域面積	10,283.0ha	10,283.0ha
	緑被面積	7,542.3ha	7,619.5ha
	緑被率	73.3%	74.1%
市街化 区 域	区域面積	980.0ha	1,062.0ha
	緑被面積	370.6ha	349.5ha
	緑被率	37.8%	33.0%
市街化 調整区域	区域面積	9,303.0ha	9,221.0ha
	緑被面積	7,171.7ha	7,274.9ha
	緑被率	77.1%	78.9%



・花壇の整備

白老町では「花とみどりの会」を中心に、まちを花で飾る活動が進められ、町内会・  
学校・各種団体・企業など団体により、植樹祭、花壇整備、花壇コンクール、ガーデニ  
ングコンテスト等が行われていますが、近年は維持管理の担い手の高齢化に伴う減少が  
問題となっています。



## (5) 公園

白老町の一人あたり都市公園面積は、令和元年度末現在 126.17 m<sup>2</sup>/人となっており、令和元年度の全国 10.7 m<sup>2</sup>/人、全道 39.9 m<sup>2</sup>/人を大幅に上回っています。

面積 (ha)、樹木数 (本)

公園名	種別	利用面積	植栽面積	樹木数	主な樹種 (高木)
大町中央公園	街区	0.13	0.05	51	エゾヤマザクラ
北吉原公園	〃	0.14	0.09	31	ナナカマド
末広公園	〃	0.17	0.06	73	エゾヤマザクラ
萩野大町公園	〃	0.14	0.13	47	ナナカマド
浜町公園	〃	0.16	0.15	7	ヤチダモ
緑ヶ丘公園	〃	0.15	0.07	30	エゾヤマザクラ
東町1号公園	〃	0.10	0.08	100	ナナカマド
萩野前浜公園	〃	0.15	0.13	0	高木無し
アヨロ公園	〃	0.16	0.14	14	ヤマモミジ
竹浦1号公園	〃	0.25	0.21	18	ナナカマド
美園公園	〃	0.23	0.08	24	ナナカマド
石山温泉郷1号公園	〃	0.85	0.74	330	ストローブマツ
萩野緑泉郷公園	〃	0.24	0.19	214	エゾヤマザクラ
あけぼの公園	〃	0.19	0.06	91	エゾヤマザクラ
北吉原緑泉郷公園	〃	0.20	0.16	177	エゾヤマザクラ
北吉原緑町1号公園	〃	0.21	0.10	71	アカシヤ
北吉原緑町2号公園	〃	0.28	0.07	198	シラカンバ
青葉台公園	〃	0.17	0.13	142	エゾヤマザクラ
栄町公園	〃	0.33	0.16	77	エゾヤマザクラ
東町2号公園	〃	0.20	0.10	194	イチョウ
岩倉団地1号公園	〃	0.57	0.23	341	高木無し
岩倉団地2号公園	〃	0.50	0.18	471	ハルニレ
本町公園	〃	0.32	0.15	110	ヤチダモ
緑丘どんぐり公園	〃	0.38	0.25	4	ミズナラ
萩の里自然公園	緑地	160.20	78.91	212,790	クリ
本町運動公園	近隣	1.64	0.00	0	高木無し
白老桜ヶ丘公園	運動	31.50	2.44	1,638	エゾヤマザクラ
白老霊園	墓園	7.60	1.59	2,860	ナナカマド
チュップカの広場	緑地	0.06	0.05	18	ブンゲンストウヒ
萩野ハマナス広場	緑地	0.59	0.49	4,526	高木なし
計	30カ所	207.81	87.19	224,647	

白老町 建設課

(6) 生物多様性

白老町内には、北海道レッドデータブックの絶滅危惧種に登載されている、「オジロワシ、オオワシ、クマタカ」など、植物では「メハジキ、サルメンエビネ、クマガイソウ」などが複数確認されており、昆虫においても「オオアオイトトンボ、マダラヤンマ、ナツアカネ」などの希少種に登載されている、珍しいトンボも確認されております。

北海道レッドデータブックに登載されている町内で確認された種類（一部抜粋）

和名又は学名	RDBランク	主な生息環境	和名又は学名	RDBランク	主な生息環境
 <b>鳥 類</b>			 <b>植 物</b>		
オジロワシ	絶滅危惧種	河川	コイチヨウラン	絶滅危惧種	森林
オオワシ	〃	河川	メハジキ	〃	草原
クマタカ	〃	森林	ヤナギタウコギ	〃	湿地
オオタカ	絶滅危急種	森林	サルメンエビネ	〃	森林
カンムリカイツブリ	〃	海域	クマガイソウ	〃	森林
クマゲラ	〃	森林	エゾノミスタデ	絶滅危急種	河川
ミコアイサ	〃	河川	クリンソウ	〃	湿地
ハヤブサ	〃	海域	シラネアオイ	〃	農耕地
チュウヒ	〃	草原	ヒメタヌキモ	〃	河川
アカショウビン	希少種	河川	ヒメミスズナ	〃	河川
ホウロクシギ	〃	河川	フサスギナ	〃	河川
エゾライチョウ	〃	森林	アリドオシラン	希少種	森林
オオジシギ	〃	湿地	イワオウギ	〃	岩場
ケアシノスリ	〃	草原	イワハリガネワラビ	〃	森林
トモエガモ	〃	河川	エゾエノキ	〃	森林
ヒシクイ	〃	河川	キセワタ	〃	草原
ヨタカ	〃	森林	キンロバイ	〃	岩場
チュウサギ	〃	河畔	コイワカガミ	〃	岩場
エゾライチョウ	〃	森林	コケスギラン	〃	草原
ウズラ	〃	草原	コタヌキラン	〃	岩場
 <b>両生類・爬虫類</b>			ゴキツル	希少種	湿地
エゾサンショウウオ	留意種	森林	タチモ	〃	湿地
 <b>魚 類</b>			タヌキモ	〃	湿地
ハナカジカ	留意種	河川	ノウルシ	〃	河畔
 <b>昆 虫 類</b>			ハマハナヤスリ	〃	砂地
オオアオイトトンボ	希少種		ヒメホタルイ	〃	湿地
マダラヤンマ	希少種		ホソバナソモソモ	〃	草原
ナツアカネ	希少種		ホトトギス	〃	森林
セスジイトトンボ	希少種		マツモ	〃	河川
マイコアカネ	希少種		ミクリ	〃	河川
オオコオイムシ	希少種		ミヤマウラボシ	〃	岩場
			ミヤマフタバラン	〃	森林
			ムシトリスミレ	〃	岩場
			メヤブマオ	〃	森林
			ヤナギヌカボ	〃	湿地
			ヤマネコノメソウ	〃	森林
			ヤマホトトギス	〃	森林

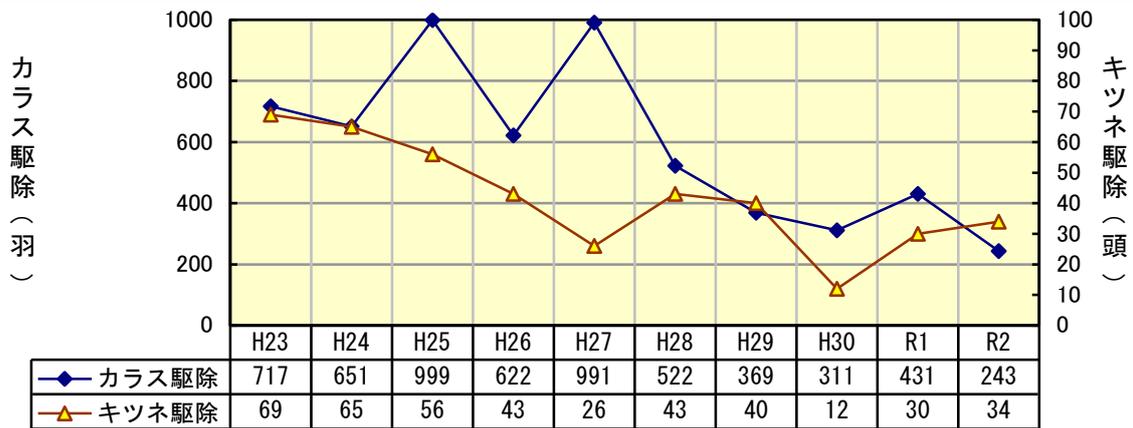
絶滅危惧種：絶滅の危機に瀕している種または亜種  
希 少 種：存続基盤が脆弱な種または亜種

絶滅危急種：絶滅の危機が増大している種または亜種  
留 意 種：保護に留意すべき種または亜種

(7) 有害鳥獣・特定外来生物

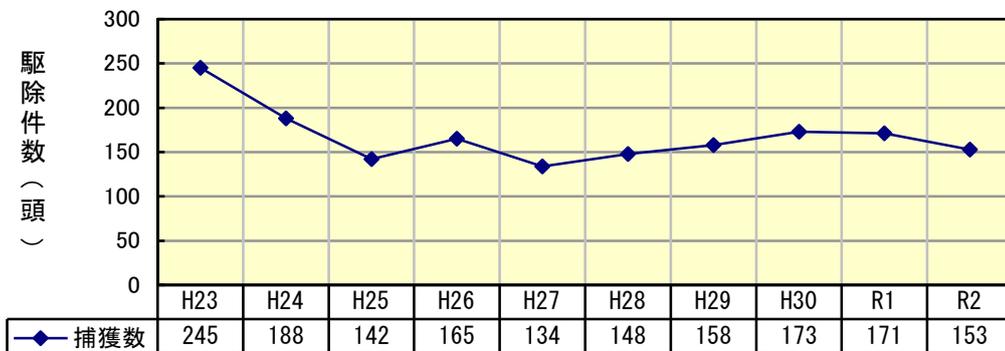
白老町では、農業、林業への被害防止や公衆衛生の確保を目的に、有害鳥獣・有害昆虫（スズメバチ等）の駆除を行っています。

・有害鳥獣（カラス・キツネ）駆除の推移



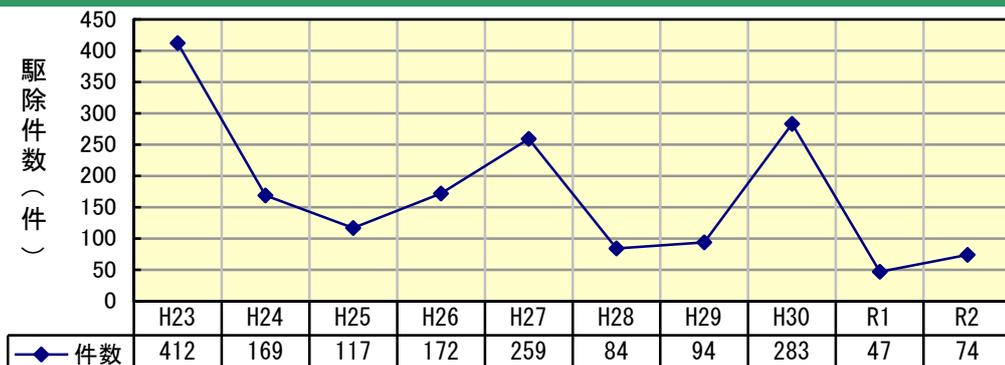
白老町 生活環境課 鳥獣関係統計

・特定外来種（アライグマ）駆除の推移



白老町 生活環境課 アライグマ捕獲状況調査

・スズメバチ処理実績の推移



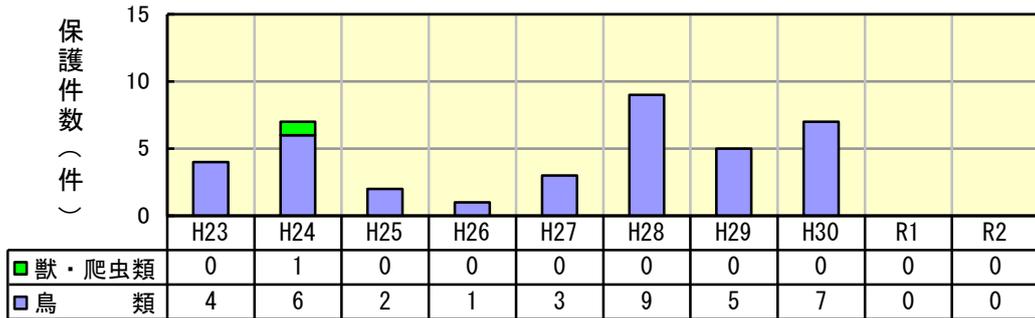
白老町 生活環境課

(8) 鳥獣保護

白老町内では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、森林鳥獣の生息地とする鳥獣保護区を北海道が指定しております。

また、傷病鳥獣などの保護についても、鳥獣保護員との連携を図り実施しています。

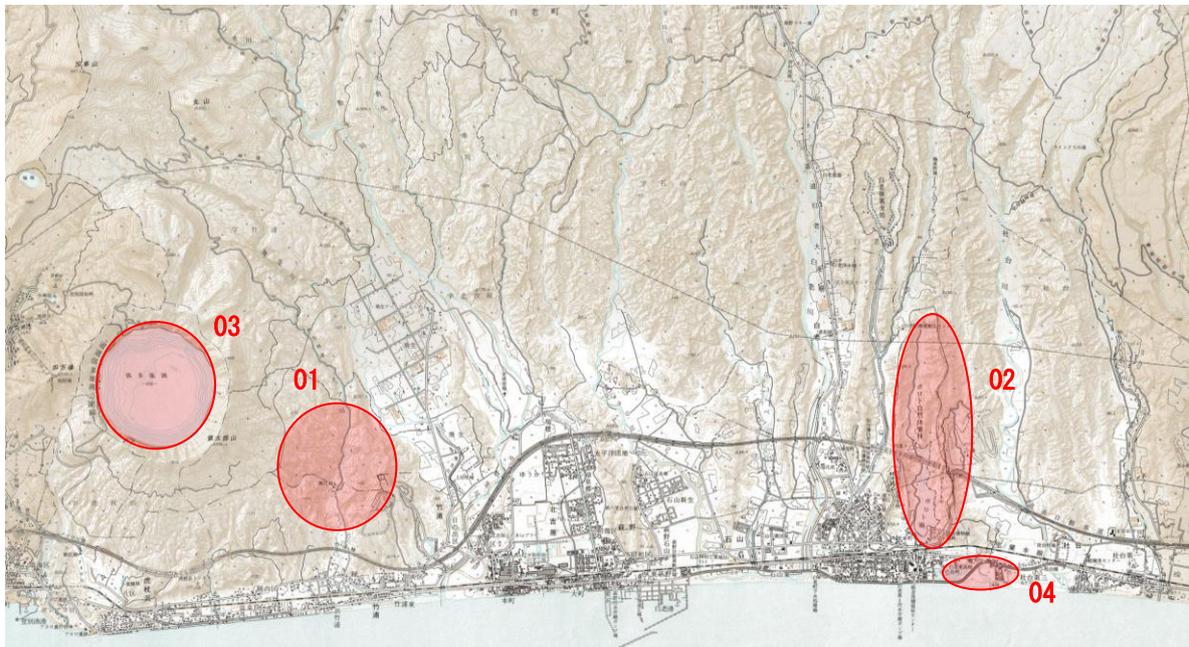
・ 鳥獣保護の推移



白老町 生活環境課

・ 白老町内の鳥獣保護区及び銃猟禁止区域など

01 白老王子鳥獣保護区	540 ha	03 倶多楽湖鳥獣保護区	799 ha
02 ポロト鳥獣保護区	397 ha	04 ヨコスト湿原特定猟具使用禁止区域	44 ha



白老町 生活環境課

(9) アイヌ文化の伝承活動

アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物に関する調査（H15：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構）、アイヌの有用植物分布調査（H19：白老町）では18種の動物と96種の植物について調査が行われ、今後はこうした動植物の保全・保護が必要とされています。

樹木（47種）

アオダモ	イタヤカエデ	イチイ	イヌエンジュ	ウダイカンバ
エゾニワトコ	エゾノウワミズザクラ	エゾノコリンゴ	エゾマツ	エゾヤマザクラ
エゾヤマハギ	オニグルミ	オノエヤナギ	オヒョウ	カシワ
カツラ	ガンコウラン	キタコブシ	キハダ	クリ
クロイチゴ	クロミノウグイスカツラ	ケヤマハンノキ	サルナシ	シナノキ
シラカンバ	ダケカンバ	タラノキ	ツリバナ	ツルウメモドキ
トドマツ	ナナカマド	ノリウツギ	ハシドイ	バッコヤナギ
ハマナス	ハリギリ	ハルニレ	ハンノキ	ホオノキ
マタタビ	マユミ	ミズキ	ミズナラ	ヤチダモ
ヤマグワ	ヤマブドウ			

アイヌの有用植物分布調査

草木（49種）

アキタブキ	アマニュー	イ（イグサ）	イケマ	ウド
エゾイラクサ	エゾエンゴサク	エソトリカブト	エゾニュー	エゾノリュウキンカ
エンレイソウ類	オオアマドコロ	オオイタドリ	オオウバユリ	オオカサスゲ
オオバコ	オオハナウド	オニヤガラ	ガガイモ	カタクリ
ガマ	ギョウジャニンニク	クサノオウ	クロユリ	ゲンノショウコ
コウライテンナンショウ	シロヨモギ	ススキ	チシマザサ	ツリガネニンジン
ツルニンジン	テンキグサ	ナギナタコウジュ	ニリンソウ	ノダイオウ
ノブキ	バアソブ	ハコベ類	ハンゴンソウ	ヒシ
ヒメザゼンソウ	フッキソウ	フトイ	ムカゴイラクサ	ヤブマメ
ユキザサ	ヨシ	ヨブスマソウ	ヨモギ類	

アイヌの有用植物分布調査

動物（18種）

アメマス	イトウ	エゾクロテン	エゾシカ	エゾタヌキ
エゾヒグマ	エゾユキウサギ	オショロコマ	カラフトマス	キタキツネ
ギンザケ	サクラマス	サケ	シマフクロウ	ヒメマス
マガモ	マスノスケ	ミヤバイワナ		

アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物に関する調査

## 4 都市環境の現状

### (1) 上下水道の整備

白老町の上水道は、昭和42年に事業が開始され、これまで3度の拡張事業を実施し、山間部に位置する森野・飛生地区を除くほぼ全域が給水可能な状況で、白老川の源流の一つである毛白老川の表流水と倶多楽湖水系の湧水及び地下水を水源とし、各浄水場（3カ所）で浄水処理され供給しています。

また、白老町の下水道は、最も早い昭和49年4月に下水道終末処理場が供用開始し令和3年3月末現在で、管渠の総延長は180km、認可区域内の整備率は79.1%、人口普及率で90.7%になっており、水洗化率は、94.6%となっています。

### ・水道施設

#### 上水道普及状況

	給水区域内人口	給水人口・世帯	普及率	給水普及率	導配水管延長
H23	19,038 人	18,893 人	98.7	99.2	276,467
H24	18,754 人	18,627 人	98.7	99.3	279,026
H25	18,425 人	18,292 人	98.7	99.3	274,696
H26	18,078 人	17,939 人	98.6	99.2	272,156
H27	17,693 人	17,566 人	98.6	99.3	271,864
H28	17,372 人	17,250 人	98.6	99.3	268,255
H29	16,952 人	16,840 人	98.5	99.3	267,290
H30	16,647 人	16,543 人	98.5	99.3	307,464
R1	16,333 人	16,228 人	98.5	99.4	307,498
R2	16,089 人	15,978 人	98.4	99.3	306,791

#### 水道施設の概要

浄水場名	原水の種別	水源地	実績年間給水量 (R2)	現有施設公称能力	給水範囲
白老浄水場	表流水	白老川水系 毛白老川	1,343 千m <sup>3</sup> /年	5,750 m <sup>3</sup> /日	白老、社台、 石山
虎杖浜 第1浄水場	湧水	アヨロ川水系 樺の沢	480 千m <sup>3</sup> /年	1,500 m <sup>3</sup> /日	竹浦、虎杖浜
虎杖浜 第2浄水場	地下水	深井戸 (2カ所)	365 千m <sup>3</sup> /年	3,050 m <sup>3</sup> /日	萩野、北吉原

白老町 上下水道課

## ・ 下水道施設

## 下水道普及状況

	認可区域 (ha)	整備済区域 (ha)	整備率 (%)	水洗化人口 (人)	整備区域 内人口 (人)	水洗化率 (%)
H23	1,062.40	778.53	73.28	17,334	18,381	94.30
H24	1,062.40	779.09	73.32	16,874	17,952	94.00
H25	1,064.40	779.18	73.20	15,552	17,039	91.27
H26	1,064.40	779.18	73.20	15,335	16,692	91.87
H27	1,064.40	779.18	73.20	14,996	16,257	92.24
H28	1,064.40	779.18	73.20	14,824	15,986	92.73
H29	1,064.40	779.18	73.20	14,692	15,635	93.97
H30	1,064.40	779.18	73.20	14,379	15,300	93.98
R1	1,064.40	779.18	73.20	14,111	14,998	94.09
R2	1,064.40	842.38	79.14	13,935	14,735	94.57

白老町 上下水道課

## 第7章 参考資料

### 白老町環境審議会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
相吉 正亮	白老の自然を考える会	会長
植田 壽恵弘	一般公募	
田村 雅嘉	白老町立学校校長会（萩野小学校校長）	
中野 嘉陽	緑と水の協議会	副会長
長谷川 一司	道自然保護監視員	
堀江 純子	公益財団法人 アイヌ民族文化財団	
松浦 雅雄	白老町町内会連合会（日の出町地区連合）	
吉田 和子	一般公募	

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

### 計画策定の経緯

年月日	項目
平成27年 8月21日	白老町環境基本計画第3期についての諮問
平成27年 8月21日	第1回白老町環境審議会
平成27年10月27日	政策調整会議 計画（案）の概要説明（庁内）
平成27年10月27日	白老町環境町民会議 取組内容（案）の提案・意見募集
平成27年10月28日～ 11月12日	取組内容（案）の検討（庁内）
平成27年11月 6日	第2回白老町環境審議会
平成27年12月18日	第3回白老町環境審議会
平成28年 2月18日	白老町議会 総務文教常任委員会
平成28年 2月25日	第4回白老町環境審議会
平成28年 3月29日	白老町環境基本計画第3期についての答申
令和 4年 1月14日	白老町環境基本計画第3期中間見直しについての諮問
令和 4年 3月24日	白老町環境基本計画第3期中間見直しについての答申

## 用語の解説

### あ

#### アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### 一酸化窒素（NO）

窒素と酸素の化合物で酸化窒素ともいう。無色の気体で液化しにくく、酸素と化合して二酸化窒素になります。

#### 雨水タンク

雨水を利用するため、建物の雨どいなどにつないで屋根に降った雨水を貯められるようにするタンクのこと。

#### エコビジネス

環境保全の多様化と空間的拡大に対応して、環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。

#### エコマーク

エコマークとは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたる一連の流れを通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

#### オゾン層

酸素原子三個からなる気体分子をオゾンという。オゾンは高度約 10～50km の成層圏に多く存在しており、特に 20～25km の高さの最も密度が高い場所はオゾン層と呼ばれている。オゾン層は、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収し、人間や地球上の生物を守っています。この大切なオゾン層が、近年、フロンなどの人口の化学物質によって破壊され、南極では、1970年代末からオゾン濃度が低下する「オゾンホール」と呼ばれる現象が毎年春に観測されています。

#### 温室効果ガス

大気が太陽からの紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持つため、大気下層・地表付近の温度が高く保たれるという現象をビニールハウスなどの温室にたとえ

て温室効果といい、この温室効果を持つ気体を温室効果ガスという。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが原因でおこる地球の温暖化が問題となっている。1997年（平成9年）12月に採択された気候変動枠組み条約に関する京都会議（COP3）の議定書では、削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類と定めている。

### か

#### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

#### 家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

#### 環境基準

環境基本法（1993）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

#### 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

#### 環境マネジメントシステム（EMS）

環境管理とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、（1）環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、（2）これを実行、記録し、（3）その実行状況を点検して、（4）方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。

**環境ホルモン**

ホルモン類似作用をもち、人および生物の生殖と発育という基本的な生物の生存条件に影響を与える可能性が懸念されている化学物質をいう。

**環境リスク**

人為活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。

**希少種**

一般的には、数の少なく、簡単に見ることが出来ないような(希にしか見ることが出来ない)種をさす。希少種も同義語。「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種を指して使われることもある。

**貴重種**

一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指す(ecologically valuable species)。なお、英語では経済的(economically, commercially)に貴重な種という意味もあるが、日本語では上記の意味として、希少種と同義語、または希少種・重要種などを総合的に表す語として使用されることが多い。

**規制基準値**

各種法令に基づいて、都道府県知事により指定された指定地域で、事業活動を行う工場・事業場等が遵守しなければならない基準値。

**クリーン農業**

有機物の施用などによって土づくりに努め、農業や化学肥料を最小限に留めるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農作物の生産を進める農業。

**グリーン購入**

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

**クロロフルオロカーボン**

⇒フロン参照

**光化学オキシダント**

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、揮発性有機化合物(VOC)を主体とする一次汚染物質が、紫外線による光化学反応で生成する大気中の酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる物質のこと。大気中の光化学オキシダント濃度が1時間で0.12ppmを超え、その状態が継続すると予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限される。

**光化学スモッグ**

光化学オキシダントが大気中に発生することで起こる現象のこと。光化学スモッグが発生することで、粘膜を刺激し、のどが痛い・目がチカチカするなど症状がでるほか、頭痛や吐き気も引き起こす。また、農作物や植物にも変色などの影響を及ぼす。

**公共用水域**

水質汚濁法において、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他、公共のように供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

**公共用水域類型指定**

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(カドミウム、シアン、PCB等)は全国の公共用水域に一律に適用されますが、生活環境の保全に関する環境基準(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等)については、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域を対象として各水域ごとに北海道公害防止条例により類型指定されております。

白老町の公共用水域では、白老川上流(ポンベツ川合流点から上流)がAA類型、白老川下流(ポンベツ川合流点から下流)がA類型に、海域ではA類型の「イ」、B類型「イ」、「ロ」が指定されておりイは直ちに達成、ロは5年以内に達成することが定められています。他に湖沼では倶多楽湖の全域がAA類型の「イ」として類型指定されております。

**小型家電リサイクル**

小型家電(携帯電話、デジタルカメラなど)は、金や銅など、有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な金属も含まれます。また、希少なレアメタルも含まれています。このため、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、平成25年4月1日から「小型家電リサイクル法」がスタートしました。

**国連持続可能な開発のための教育の10年**

2005年からの10年を「持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連で採択された。

日本政府では、2005年12月に内閣に関係省庁連絡会議が設置され、翌年3月末に開催された同連絡会議において実施計画が決定された。

**コンポスト(関連→生ごみたい肥化容器)**

堆肥ともいう。もともとの意味は、堆肥・厩肥のことで、草・わら・家畜糞尿などの有機資材を圃場外で好気性発酵させたものである。しかし、現状では、台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ゴミ、あるいは下水汚泥を堆肥化したものを指すことが多い。

## さ

**最終処分場**

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。最終処分は埋め立てが原則とされている。最終処分場については、構造基準と維持管理基準が定められている。

**再生可能エネルギー**

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料やウランと違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などの種類がある。

**産業公害**

産業活動に伴い、相当な範囲にわたり発生する大気汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭によって、人の健康や生活環境に生じる被害のこと。

**酸性雨**

石炭、石油等の化石燃料を燃焼することなどによって、大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物が複雑な化学反応を経て、硫酸イオン、硝酸イオンなどに変化し、雨や霧に取り込まれて降ってくる現象。

一般には pH5.6 以下のものを酸性雨と言います。

北米やヨーロッパでは、酸性雨による森林の枯死や湖沼からの魚の死滅などが問題となっており、日本においても関東でのスギの先枯れやコンクリートつらなどが酸性雨の影響と考えられている。

**資源集団回収**

町が実施している資源回収とは別に、町会、自治会、学校PTA、集合住宅、近所の方々などが自主的に廃棄物を回収すること。参加者が家庭の資源（紙類等）を持ち寄り、直接回収業者に引き渡しを行う。

**自然公園**

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

**持続可能な社会**

国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）及び世界自然保護基金（WWF）の「世界環境保全戦略」は、1991年（平成3年）10月に「かけがえのない地球を大切に（新世界環境保全戦略）」において、「持続可能な開発」を「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限度内で生活しつつ達成すること」と定義し、

資源やエネルギー（化石燃料など）の使用や廃棄物を減らすことで環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的な発展をする社会のこと。

**自動車リサイクル法**

使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。2002年制定。経済産業省・環境省所管。

**循環型社会**

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、またはさまざまな形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

**集落排水（→集落排水事業）**

集落排水事業とは、農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する污水处理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のこと。

**準絶滅危惧種（→希少種）**

IUCNの新Red List Categoriesの採択（1994）を受け、1997年に日本版レッドデータブックのカテゴリーが見直され、旧区分の「希少種」は「準絶滅危惧種」に変更された。この新区分は、現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性のある種を指すと定義されている。

**親水空間**

水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーションを通じて、海、湖沼や河川等に身近に親しめる場のこと。

**新エネルギー**

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。

**生産緑地**

都市計画法（1968）に基づく「市街化区域」内にある農地等のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等敷地として適している土地で、都市計画の「地域地区」のひとつ（生産緑地地区）として定められた区域。

## 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

## 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

## 絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスだが、今日の絶滅は、自然のプロセスとはまったく異なり、さまざまな人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

## ゼロカーボンシティ

環境省では2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨公表した自治体を「ゼロカーボンシティ」とし、ゼロカーボンを目指す先進的な動きが広まるよう、全国の自治体に対し参画を呼び掛けている。

## た

### ダイオキシン（類）

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼び、ときに「ダイオキシン類」という表記がされる。これは、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。

### 大腸菌群数

人間又は動物の排泄物による水の環境指標として用いられている細菌です。

大腸菌それ自体は人体に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には同時に赤痢菌、疫痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性があります。

### 太陽光発電

ソーラーパネル（光エネルギーを電力に変換する装置）を用いて、太陽光による発電を行うこと。太陽光発電の特徴としては、「無限」「クリーン」などがあげられる。

## 地球温暖化

地球の温度は、二酸化炭素等の大気中の「温室効果ガス」が地表から放射される赤外線を吸収する温室効果によって一定の温度に保たれていません。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、赤外線をより多く吸収し、気温が上昇することを言います。

## 地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。また、国の基本計画では、地産地消の活動を通じて、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」機会を提供することで、地域の農業と関連産業が活性化することと位置づけている。

## 窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、大気中の主なものは一酸化窒素と二酸化窒素である。これは、石炭や石油などの燃焼に伴い、燃料や空気に含まれる窒素分が酸素と化合して発生し、高温になるほどその発生量が多くなる。発生源としては、工場などのボイラー、自動車、家庭暖房器具などがあります。

## 中間処理施設

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。

最終処分（埋立ておよび海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいう。

## 低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

## 低周波音

工場や交通機関から発生して、人の耳には感知しにくい低い周波数（0.1Hz～100Hz）の空気の振動のことで、「低周波振動」とも言う

## 低炭素社会

炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会のこと。

### デシベル (dB)

音の強さを表す単位。人間の可聴音の最小限度の強さを標準音とし、それとの比で表します。記号はdB。

### テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、常温では揮発性が高い無色透明の液体。引火性が低く、容易に油を溶かすため、ドライクリーニングの溶剤のほか、精密機器や部品の加工段階で油の除去に使われてきた。発がん性が指摘され、高濃度で肝臓や腎臓への障害、低濃度でも頭蓋-30 痛やめまいなどの症状を引き起こすとされる。

### 電磁波

電気と磁気が互いに作用し、空間そのものを媒質としつつ伝播する波動のこと。その波長帯ごとに違う呼び方をされており、波長の長い方から、電波・赤外線・可視光線・紫外線・X線・ガンマ線などと呼ばれる。

### 特定外来種

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。

同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。

## な

### 生ごみたい肥化容器（関連→コンポスト）

腐葉土などとともに生ごみを投入し、微生物によって発酵させることでたい肥を作ることができる容器のこと。これによってできたたい肥は、家庭菜園や花壇等で利用できるため、資源の有効利用につながる。また、生ごみは家庭ごみの中で大きな割合を占めていることから、家庭でたい肥化させることで収集ごみの減量にも効果がある。

### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

亜硫酸ガスとも呼ばれる無色の刺激臭の強い気体で、呼吸器などを冒す。燃料中に含まれているイオウ分が燃焼の際、酸化されて二酸化硫黄として排出されます。

### 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

大気中に約 0.035%含まれている無色無臭の気体で、炭酸ガスともいい、CO<sub>2</sub>と記す。化石燃料の燃焼による排出や熱帯雨林の破壊などにより、大気中における量は年々増加しています。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

一酸化窒素が大気中の酸素によって徐々に二酸化窒素に酸化される。発生源としてこれまでの工場などの固定発生源と、近年増加傾向にある自動車などの移動発生源があります。

## は

### バイオマス

生物体量のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機物の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。

### 廃棄物

不要物又は汚物（ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、動物の死体など）であって固形状または液状のもの。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、一般廃棄物はさらに事業系・家庭系ごみとに分けられる。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他制令で定める廃棄物」と定義されており、事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外のごみ、し尿などで、主に家庭から排出される廃棄物を指す。

### ハイドロクロロフルオロカーボン

⇒フロン参照

### ビオトープ

ドイツ語の Biotop「野生生物の生息空間（場所）」が語源。地域・地区レベルから見て、多様で価値ある野生動物が生息する空間のこと。本来は野生生物が生息する空間（山林や農地、池沼などすでにあるもの）について用いるが、狭義として地域の環境資源（小川や丘など）を活用して人工的に創出された生息空間について用いる場合もある。こういった野生動物が生息する空間の保全・創造に向けた取り組みが、各地で進められている。

### ヒートポンプ給湯器

ガス・灯油などの燃焼や電気ヒーターを熱源とする給湯器に対し、ヒートポンプ技術（熱を水・空気などの低温の物体から吸収し、高温の物体に与える技術）によって大気熱を利用する給湯器のこと。従来の電気ヒーター式の給湯器に比べてエネルギー消費効率が高く、省エネ効果が期待されている。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

従来からは大気中に漂う粒径 10 $\mu$ m（1 $\mu$ m=0.001mm）以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきているが、そのなかで粒径 2.5 $\mu$ m 以下の小さなものを微小粒子状物質と呼んでいる。

微小粒子状物質は、粒径がより小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

### 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993）に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 $\mu$ m 以下のものと定義している。

### プラスチック製容器包装ごみ

容器包装リサイクル法によってメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、ペットボトルを除くプラスチック製のもの。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもある。

### フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（Chlorofluorocarbons: CFCs）と呼んでいる。

これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。

・CFC（クロロフルオロカーボン）：塩素、フッ素、炭素の化合物。単にフロンと言った場合これをさす。

・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：水素を含むフロン。代替フロンと呼ばれるが、オゾン層を破壊する力は CFC より小さい。

・HFC（ハイドロフルオロカーボン）：水素、フッ素、炭素からなるフロン。塩素、臭素などを含まないため、オゾン層の破壊には寄与しないが、CFC、HCFCと同様に温室効果ガスである。

### フロン回収破壊法

正式名称は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」。2001年6月15日に制定した。

経済産業省、国土交通省、環境省による共管。

モントリオールプロトコルによる国際的な約束に基づきオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減全廃が進められている。しかし、フロン使用機器の廃棄に伴って使用されていたフロン等が大気中に放出されないようにすることが必要であり、それを確実に進めていくことを目的とした法律である。

### 放射性物質

物質を透過する力を持った放射線を出す能力を持った物質のこと。放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線ガンマなどがある。

### フリーマーケット

不用品を公園などに持ち寄って売買したり、交換して再利用を図る市民たちの運動です。

## ま

### マイバック運動

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。レジ袋を有料化にしたり、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプがたまったら商品券と引き換えるなど、マイバック運度を支援する取り組みを展開するスーパーも増えている。

### 有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたもの。

### 要請限度（自動車騒音に係る）

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置のこと。騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしており、この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

### 容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。1995年制定。経済産業省・環境省所管。

## ら

**リサイクル率**

年間総発生ごみ量（t/年）のうち、資源化された量（t/年）の割合。

**リスクコミュニケーション**

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

**レッドデータブック**

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。

IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。

## ABC / 123

**BOD（生物学的酸素要求量）**

水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量のことである。河川の汚濁状況の指標となるもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

**COD（化学的酸素要求量）**

水中の汚濁物質（主として有機物）を化学的に酸化するときに消費される酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したもので、この数値が大きいほど水は汚濁されていることを示します。

**DO（溶存酸素量）**

水中に溶けている酸素量のことをいう。河川等の水質が有機物で汚染されると微生物作用により有機物が分解し、溶存酸素が消費され、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の存在が脅かされる。きれいな水ほど酸素は多く含まれています。

**IPCC**

(Intergovernmental Panel on Climate Change)

(→気候変動に関する政府間パネル)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置されたもの。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

**ISO14001**

ISO（国際標準化機構）が1996年に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。

**PDCAサイクル**

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

**pH（水素イオン濃度指数）**

酸性又はアルカリ性の程度を示す尺度で、中性の水はpH7となり、酸性の溶液はpH7より小さくアルカリ性の溶液ではpHは7から14の間にあります。

**ppm（ピーピーエム）**

ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに使われ、100万分の1を意味する。例えば、空気中1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>の物質が含まれている場合、この物質の濃度を1ppmと言います。

**SS（浮遊物質）**

水中に浮遊している小粒状の懸濁性物質で、水をガラス繊維ろ紙でろ過した時、ろ紙に残留するものです。

**WWF（World Wide Fund for Nature）**

(→世界自然保護基金)

熱帯林や野生生物の保護を目的に設立（1961）された国際的民間自然保護団体。WWFと略称されることが多い。本部はスイス。約450万人の個人会員、約1万の企業・団体からの会費・寄付によって90カ国以上の国々で自然保護活動を展開。絶滅の危機にある動植物の保護、地球全体の生物多様性を守るために選定された最も重要な地域（ホットスポット）の保全等の活動を世界各国で実施するとともに、国連機関や各国政府等へさまざまな政策提言等を行う。

**3R（スリーアール）+Renewable**

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」

「リユース（Reuse=再使用）」

「リサイクル（Recycle=再資源化）」

の頭文字を取ってこう呼ばれますが、これに加えて新たな概念が追加されました。

「リニューアブル（Renewable=再生可能な資源に替える）」

代表的な例としてはプラスチック製ストローを紙製ストローに変更することなどがあります。

## 白老町環境基本条例（平成16年9月27日 条例第15号）

私たちのまち白老は、緑あふれる山々、清らかな川や湖、紺碧の太平洋、豊富な湯量を誇る温泉など豊かな自然環境に恵まれ、この恵みのもとに特色ある生活を営み、個性ある文化を育んできました。

しかし、私たちの生活に物質的な豊かさと利便性をもたらした社会経済活動は、大量の廃棄物を生むとともに、資源とエネルギーを大量に消費することから環境への負荷を増大させてきました。そして、その影響は単に地域の環境だけではなく、今や人類の存続基盤である地球の環境をも脅かそうとしています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、良好な環境を保全、創造し、将来に引き継ぐ責任と義務があります。

このため、私たち自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、自然と共に生きてきたアイヌの人々や先人の知恵と歴史に学びながら、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型の社会を築いていく必要があります。

このような認識のもと、私たちは、互いに協力し、自ら参加して良好な環境の保全と創造に積極的に取り組むため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創造についての基本的な考え方を定め、町、事業者と町民それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在と将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### （用語の意味）

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- (2) 地球環境の保全 地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少などの地球の環境破壊を防ぐことをいいます。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下や悪臭によって、人の健康や生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

### （基本的な考え方）

- 第3条 環境の保全と創造は、環境の恵みを現在と将来の町民が享受できるとともに、良好な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくるために、町、事業者と町民が、それぞれの責任と義務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組まなくてはなりません。
  - 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、町、事業者と町民それぞれが自分の問題として考え、日常生活や事業活動において積極的に推進しなければなりません。

### （町の責任と義務）

第4条 町は、前条に定める基本的な考え方(以下単に「基本的な考え方」といいます。)に従い、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実行する責任と義務があります。

#### (事業者の責任と義務)

第5条 事業者は、基本的な考え方に従い、事業活動を行うときは、公害の防止や自然環境を保全するために、自らの負担で必要な取組みを行う責任と義務があります。

2 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、その事業活動に伴う製品その他の物が廃棄物となったときは、適正な処理が図られることとなるよう必要な取組みをする責任と義務があります。

3 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、事業活動に伴う環境への負荷の減少に役立つよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の減少に役立つ原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に努め、情報の自主的な提供に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力する責任と義務があります。

#### (町民の責任と義務)

第6条 町民は、基本的な考え方に従い、日常生活の中で、生活様式を見直すなど環境への負荷を減少させるよう努めなければなりません。

2 町民は、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に、積極的に協力する責任と義務があります。

#### (施策の基本方針)

第7条 町は、基本的な考え方に従い、次の基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 町民の健康の保護と生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。

(2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存、その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を保全します。

(3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存と活用等を推進します。

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会を築き、地球環境の保全に役立つ社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用やエネルギーの適切で有効な利用を推進します。

#### (環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を推進するために、環境基本計画を定めなければなりません。

2 環境基本計画は、次の事項について定めます。

(1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全と創造に関する計画的かつ具体的な取組み

(3) 計画の進行管理に関すること。

3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、町民と事業者の意見を反映させるために必要な取組みをするとともに、白老町環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く公表しなければなりません。

5 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続によります。

#### (環境基本計画の進行管理)

第9条 町長は、環境の現状や環境の保全と創造に関する取組みの実施状況を年に一度とりまとめ、これを公表しなければなりません。

## (環境への配慮等)

第10条 町は、環境の保全と創造のため、環境に影響を及ぼすと認められる施策を計画し実施する場合は、基本的な考え方に従い、環境への負荷が減少するよう配慮します。

2 町は、町が行う事業の実施に当たっては、自らが率先して環境に配慮し、将来にわたる環境の保全等に取り組むための計画を定め、実行します。

## (規制等の取組み)

第11条 町は、公害の原因となる行為と自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その事業者と公害防止協定を結ぶなど必要な取組みを行います。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、町民や事業者に指導、助言等を行うことができます。

## (環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 町は、下水道、合併浄化槽、廃棄物の処理施設など環境の保全上の支障を防止するために役立つ公共的施設の整備を推進します。

2 町は、公園、緑地など公共的施設の整備、自然環境の適正な整備や健全な利用のための事業を推進します。

## (廃棄物の減量等の推進)

第13条 町は、環境への負荷を減少させるため、廃棄物処理の適正化を進めるとともに、町民と事業者による廃棄物の減量化、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用の促進に努めます。

2 町は、環境への負荷を減少させるため、町の施設の建設や維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければなりません。

## (野生生物の保護管理)

第14条 町は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息・生育環境の保全その他の必要な取組みを行います。

## (森林と緑地の保全等)

第15条 町は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林と緑地の保全、緑化の推進その他の必要な取組みを行います。

## (良好な水環境の保全等)

第16条 町は、河川、湖沼、湿原、海域等の良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水環境と安全な水の確保のために必要な取組みを行います。

## (景観の形成)

第17条 町は、白老の美しい景観を守り、うるおいのある豊かな生活環境の創造のために必要な取組みを行います。

## (環境学習の推進)

第18条 町は、環境の保全と創造について、町民と事業者の理解を深め、その活動が促進されるよう、環境の保全と創造に関する学習と教育を推進します。

## (環境に関する情報の提供)

第19条 町は、町民、事業者、町民や事業者で構成する団体(以下「団体」といいます。)の環境の保全と創造に関する活動が促進されるために必要な情報を適切に提供します。

## (町民等の活動への支援)

第20条 町は、町民、事業者、団体が自発的に行う環境の保全や創造に関する事業や活動を支援します。

(環境に関する調査の実施)

第21条 町は、環境の状況の把握に努めるとともに、環境の保全と創造に関する施策に必要な調査を実施します。

(施策の推進体制の整備)

第22条 町は、環境の保全と創造を総合的に推進するため、町の関係部署の連携と調整を図るための体制の整備、職員の研修その他の必要な取組みを行います。

(町民の意見の反映)

第23条 町は、環境の保全と創造に関する施策に町民の意見を反映することができるように必要な取組みを行います。

(国、北海道、他の市町村との協力)

第24条 町は、環境の保全と創造のために必要な広域的取組みについて、国、北海道、他の市町村と協力して推進に努めます。

(経済的負担)

第25条 町は、環境の保全と創造のために必要な施策を行うときは、その経費の一部を受益者の負担とすることができます。

白老町環境基本計画 第3期（改訂版）  
（令和3年度～令和7年度）

発行月	令和4年3月
発行	北海道白老郡白老町 〒059-0995 白老町大町1丁目1番1号
TEL	0144-82-2265
FAX	0144-82-4391
Eメール	seikatu@town.shiraoi.hokkaido.jp
編集	白老町 生活環境課